

誤記の訂正又は(三)不明瞭なる記載の
釋明の何れかを目的とする場合にのみ
限るのである。

特許又は登録の請求の範囲の減縮と
いふのは権利範囲の實質上の縮小を意
味するので、権利者自らが自己の権利
の縮小を企圖するといふことは一見奇
妙に感ぜられるが、餘りに権利範囲が
廣汎なるときは後日無効審判を請求さ
れる虞があるから、それより寧ろ自ら
進んで権利を減縮すると共に其の明確
を期して置いた方が賢明なわけであ
る。然し實際には他から無効審判を請
求され其の結果無効にされる懸念のあ
る場合、之が對策としてこの請求の範
圍の減縮を内容とする訂正許可の審判
を請求する場合が多いやうである。尙
此の場合特許又は登録請求の範囲を減
縮した殘部が、其の出願の際新規な發
明又は新規な實用新案であることを要
することは勿論である。

誤記の訂正及不明瞭なる記載の釋明
の意味については特に説明する迄もな
いが其の結果特許又は登録請求の範圍

を實質上擴張したり又は變更したりす
ることは絶対に許されない。
訂正許可の審判は特許権者又は實用
新案権者に限り請求出来るのであつて
請求の期間は権利の存続中なら何時で
もよろしいのである。
尙この審判は其の結果が其の権利に
關する利害關係人に重大なる影響を及
ぼすものであるから、制限附移轉の權
利者、質權者、實施權者等のある場合に
は夫等の承諾を得た後でないと請求す
ることが出来ないことになつてゐる。
次に示すのは訂正許可の審判の請求
書の文例である。

二印收 十圓紙入 (ズセ印消)	審判請求書
事件ノ表示	住所
第〇〇號特許(登録第〇〇號實用新案)ニ關スル特許法第五十三條(實 用新案法第十四條)第一項ノ審判事件	請求人 氏 名
第〇〇號特許明細書又ハ圖面(登録第〇〇號實用新案說明書又ハ圖面) ヲ本件審判請求書ニ添附セルモノノ通ニ訂正スルコトハ之ヲ許可ス トノ審決ヲ求ム	理由
一、何々々々	由
一定ノ申立通審決相成度審判請求候也	
年 月 日 右 請求人 氏 名	
特許局長官 氏 名 殿	
添附書類目録	
一、訂正シタル明細書(說明書)又ハ圖面	

「理由」の項には添附せる訂正明細書
(說明書)又は圖面の通に訂正せざる
べからざる所以を詳述し且その訂正は
請求範圍の減縮、誤記の訂正又は不明
瞭なる記載の釋明の何れかに該當し且
その結果請求範圍を實質上擴張し又は
變更するものでないことを説明する必
要がある。

六、實施權の取得の審判 特許権者
が自己の特許發明を實施するに當り他
人の特許發明又は登録實用新案を實施
しなければならぬ場合若し其の他人が
正當の理由なく其の實施許諾を拒否し
又は其の他人の實施許諾が得られぬ狀
態に在るときはこの審判を請求し其の
結果によつて其の他人の許諾なしに其
の特許發明又は登録實用新案を實施す
ることが出来るのである。但し他人の
特許發明の實施を要する場合には其の
發明の特許權發生後三年を経過した場
合でなければこの審判は請求すること
が出来ない。

又この審判の結果自己の特許發明を
強制實施されるに至つた者が、其の實

施を必要とする相手方の特許發明に付
實施の許諾を求めた場合若し其の相手
方が正當の理由なく之を拒否し又は其
の相手方の實施許諾が得られぬときは
矢張りこの審判を請求することによつ
て其の特許發明の實施をすることが出
来るのである。

又實用新案権者又は意匠権者が自己
の登録實用新案又は登録意匠を實施す
るに當り他人の有する登録實用新案又
は登録意匠を實施しなければならぬ場
合若し其の他人が正當の理由なく其の
實施許諾を拒否し又は其の他人の實施
許諾が得られぬ状態にあるときは、こ
の審判を請求しその結果によつて其の
他人の許諾なしに其の登録實用新案又
は登録意匠を實施することが出来るの
である。但し他人の實用新案権又は意
匠權發生の日より二年を経過した場合
でなければこの審判は請求することが
出来ない。

又この審判の結果自己の有する登録
實用新案又は意匠登録を強制實施され
るに至つた者が、其の實施を必要とす

る相手方の登録實用新案又は登録意匠
に付實施の許諾を求めた場合、若し其
の相手方が正當の理由なく之を拒否し
又はその相手方の實施許諾が得られぬ
ときは、矢張りこの審判を請求するこ
とによつて其の實施を爲すことが出来
るのである。

實施權の取得の審判を請求して實施
權を取得した者は、審決に於て定めら
れた補償金額を相手方に支拂はねばな
らぬ。若しこの補償金額に付不服があ
るときは、其の審決の送達を受けた日
から三十日以内に通常裁判所に出訴す
ることが出来る。

次に示すのは特許権者が請求する場
合の實施權取得の審判の請求書の文例
である。
「理由」の項には請求人の所有する特
許發明を實施する爲には被請求人の所
有する特許發明を實施しなければなら
ぬのであるが、補償金其の他の理由に
よつて被請求人が其の實施を許諾しな
いといふ様な事情を記載するのであ
る。

不服とは必ずしも拒絶査定とは限らぬ
 と謂はれてゐるが拒絶査定以外の場合は
 實際上殆どないから茲ではすべて拒
 絶査定不服の場合について申述べるこ
 とにする。
 拒絶査定不服の抗告審判を請求する
 よろしい。

には抗告審判請求書を提出しなければ
 ならない。次に示すのは特許出願を拒
 絶された場合に請求する抗告審判請求
 書の文例であるが、實用新案、意匠又
 は商標の場合も之に準じて作成すれば
 よい。

二印
十圓紙入
(ズセ印消)

抗告審判請求書

住 所 住 所
 抗告審判請求人 氏 名
 事件ノ表示
 何年特許願第〇〇號拒絶査定不服抗告審判事件
 一定ノ申立
 何年特許願第〇〇號ノ出願ニ係ル發明ハ之ヲ特許ス
 トノ審決ヲ求ム
 由
 一、何
 一定ノ申立通審決相成度抗告審判請求候也
 證 據 方 法
 何 年 月 日 右抗告審判請求人 氏 名
 特許局長官 氏 名 殿
 添附物件目録 何 何 通
 一、何 何 通

「理由」の項には原査定に承服し難い 所以を條理正しく簡明に記載し、必要

に應じては明細書、説明書又は圖面の
 訂正補充を行ふがよい。但し出願當初
 の要旨を變更しては勿論不可い。
 三、**審決不服の抗告審判** 特許、實
 用新案、意匠又は商標に關する審判を
 請求して審決を受けた場合、其の審決
 に承服することが出来ないときは抗告
 審判の請求を爲すことが出来る。
 審決不服の抗告審判を請求するには
 抗告審判請求書を提出しなければなら
 ない。
 審判には前述の通り種々の種類があ
 るからそれに従つて抗告審判請求書の
 書き方にも自づから相違があるわけ
 である。茲には實際上最も例の多い特許
 又は登録の無効の審判及權利範圍の確
 認の審判の場合について説明しよう。
 一、無効審判の場合
 無効審判事件で與へられる審決の要
 旨は次の三種である。
 (イ) 其の特許又は登録を無効とす
 (ロ) 其の特許又は登録を無効とせ
 ず
 (ハ) 審判請求を却下す

(イ)の審決は請求人が勝つた場合で
 従つて之に對して不服のあるのは被請
 求人即ち權利者である。故にこの審決
 に對する不服の抗告審判を請求する者
 は權利者であつて原審に於ける被請求
 人が抗告審判請求人となり、原審に於
 ける請求人が抗告審判被請求人となる
 のである。此の場合に於ける抗告審判
 請求書の文例(特許の場合)を示すと次
 の様になる。

二印
十圓紙入
(ズセ印消)

抗告審判請求書

住 所 住 所
 抗告審判請求人 氏 名
 事件ノ表示
 何年審判第何號、第〇〇號特許無効審判ノ審決ニ對スル抗告審判事件
 一定ノ申立
 原審決ハ之ヲ破毀ス
 抗告審判被請求人ノ申立相立タス
 審判及抗告審判費用ハ抗告審判被請求人ノ負擔トス
 トノ審決ヲ求ム
 由
 一、何
 一定ノ申立通審決相成度抗告審判請求候也
 證 據 方 法
 何 年 月 日 右抗告審判請求人 氏 名
 特許局長官 氏 名 殿
 添附物件目録 何 何 通
 一、何 何 通

「理由」の項には原審決の不當にして
 承服し難い理由を條理正しく記載す
 る。其の際原審に於ける主張及證據を
 援用してもよく或は別に新しい主張
 を述べ新しい證據を提示してもよろ
 しい。
 (ロ)又は(ハ)の審決は審判請求人の
 主張が通らなかつた場合であるから之
 に對して不服のあるのは請求人であ
 る。従つてこの場合抗告審判を請求す
 るのは審判請求人である。故にこの場
 合は抗告審判請求人は審判請求人であ
 り抗告審判被請求人は審判被請求人即
 ち權利者である。此の場合の抗告審判
 請求書に於ては「事件ノ表示」は前の
 場合と變らぬが、「一定ノ申立」には
 原審決ハ之ヲ破毀ス
 第〇〇號特許ハ之ヲ無効トス
 審判及抗告審判費用ハ抗告審判被請
 求人ノ負擔トス
 トノ審決ヲ求ム
 と記載しなければならぬ。而して
 「理由」の項に於て原審決の不當なる
 事を述べ且其の特許又は登録は無効と

辨理士會記事

一、沿革

明治十八年專賣特許條例が發布せられて後特許出願の代理業を営む人が現はれたが、其数は固より多くはなかつた。明治三十二年特許法が發布せられた。同時に特許代理業として營む者を取締る必要上、同年六月八日勅令を以て特許代理業者登録規則及同試験規則が發布された。

夫迄許可もなく特許出願代理業を營んで居た人々は附則第十六條で其の際登録され、又辯護士や元特許局官吏の人々は其際同規則第三條で登録を受けた。之が辨理士の初であつたが、其總數は其年一杯で僅に百三十八名に過ぎなかつた程である。

明治三十七年には特許代理業者組合規則と云ふものが農商務省令で發布された。其二、三年後の頃に精養軒に特許代理業者が集つて省令に依る組合を造らうとしたが、辯護士を兼ねる辨理士が反對した爲め遂に實現されなかつた。

参加を欲する者は参加申請書を提出しなければならぬが、参加を許可された場合は参加人となり其の事件に付て略當事者と同様の發言をするこゝとが出来る。

一、係争中審理の経過を知る爲に一件書類の閲覧を申請し又は謄本の下附を請求することも出来る。

一、當事者若は代理人が死亡したとき住所の變更、印章の變更、代理人の變更又は代理權の變更、消滅等があつた場合には直に其の旨を届出なければならぬ。

一、係り審判官又は抗告審判官が偏頗なる審判を爲すの虞がある場合には其の理由を具して忌避の申立をすることが出来る。

一、抗告審判の審決に不服のあるときは、其の審決が法令に違反して爲されたことを理由とする場合に限り大審院に上訴することが出来る。但し右の出訴は審決の送達を受けた日より三十日以内に爲されなければならぬ。

一、審判又は抗告審判の請求は其の審理が終結しない内なら何時でも之を取下げることが出来る。但し被請求人が答辯書を提出した後にあつては必ず其の相手方の承諾を要する。係争中に和解が成立した場合等には、請求人と被請求人とが連署して請求取下書を提出すればよろしい。

一、相手方ある審判又は抗告審判の請求があつたときは、其の被請求人たるべき者には必ず請求書の副本を送達され、同時に審判又は抗告審判番號、係り審判官又は抗告審判官の氏名が通知され且答辯書提出の指令がある。被請求人となつた者は是非指定期間内に答辯書を提出するがよろしい。答辯の必要がないと思ふときは其の儘にして置いても差支へないが、普通は答辯書を提出して自己の主張を明にしておくのが有利である。

一、審判又は抗告審判事件に利害關係のある者は審理終結に至らない間は其の事件に参加することが出来る。

た。更に其後七、八名の人が集り特許代理業者組合を拵へようとし協議したが、此時も辨理士を兼ねる辯護士が之を無用として反對した爲め、再び出来なかつた。其頃特許代理業者の懇談會を丸ノ内の中央亭に開いたことがあつたが、此時二、三十人の特許代理業者が會合し其時代の特許局長も出席し、種々面白き業務上の談話があり、此の會合が因を爲し次で特許代理業者有志會と云ふものが出来上つた。之が辨理士會の濫觴と云ふべきものである。併しながら之は有志の會合であつて省令に依る特許代理業者組合ではなかつた。此會合は毎月各代理業者持廻りて開いて、互に業務上の知識を交換し、懇親を厚くした。各特許代理業者も其利益のある事を知つて其時代の代理業者は數が少かつたにも拘らず此會合は比較的盛んであつた。

其内に明治四十二年十月二十三日に勅令を以て特許辨理士令が發令され、特許代理業者が特許辨理士となつた。(辨理士と云ふ文字は此時初めて出来

た) 其處で有志が集つて特許辨理士協會と云ふものを造り、其會合を毎月催してゐる内に、大正四年に特許辨理士組合規則に依る特許辨理士會が出来ることになつた(同年八月十七日認可)。之が正式の辨理士會の初めである。此設立總會を丸ノ内中央亭で開いたときは會合した人が百人を越える盛況であつた。

其會は特許局と種々折衝し稍成績を擧げ、一方には屢々特許法其他三法の改正を、議員の手を経て議會に提出した。其間關西にも私設の特許辨理士組合があつたが、人數の少い爲遂に省令に依る辨理士會にはならなかつた。日本特許辨理士會は遂に大正八年衆議院に議員の手を以て辨理士法を提出した。然る處、時の特許局長が政府より提出する條件で取上げて呉れと云ふこととて之を取下げた。翌大正九年官民合同の特許局主管法規改正委員會を設け同十年四月三十日辨理士法が現行特許法外三法と共に發布され、此時迄辨理士を取締る法規は勅令であつたのが、

法律となり、監督が特許局長から農務大臣に移り、辨理士會は法人となりそして全國唯一で強制加入と云ふ大躍進を示し(辯護士會は此時はまだ法人ではなかつた)且つ會長を置かず理事數名を置いて會務を處理すると云ふ新しい組織を採つた。農務大臣は設立委員三十名を任命し、之を官報に掲載し次で招集して辨理士會の創立を命じた。此に於て創立委員は大正十一年三月十四日設立委員總會を開き會則を作り、大正十一年三月三十一日東京「ステーションホテル」で創立總會を開き此日と四月四日との二日續行して出来たのが現行辨理士會であつて、同月十九日特許局を経て農務大臣に届出て同年五月五日に會則が認可され、辨理士會が全く成立した。第一回に選舉された十二人の理事は伊東榮、猪股清、馬場定四郎、花岡敏夫、堀江專一郎、岡本織之助、小田村有芳、吉田三市郎、内村達次郎、木戸傳、岸井辰雄、清水連郎(いろは順)と云ふ顔觸であつた。そして現今では其會員の數は二千五百

特許願	明細書壹千語以内並附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	百貳拾圓
實用新案登録願	説明書壹千語以内並附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	八拾圓
意匠登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	六拾五圓
商標登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	五拾五圓
標章登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	五拾五圓
商標權存續期間更新登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	七拾圓
標章權存續期間更新登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	七拾圓
優先權主張	附屬書類の翻譯料を含む	拾五圓
外國商標登録主張	附屬書類の翻譯料を含む	拾五圓
出願人名義變更届	附屬書類の翻譯料及印紙を含む	貳拾五圓
前掲以外の出願附随事項每一事項	翻譯料及印紙を含ます	五圓
二、意見書	翻譯料を含ます	貳拾圓
三、異議		
異議の申立	翻譯料及印紙を含ます	壹百圓
異議の答辯	翻譯料を含ます	五拾圓
四、審判	翻譯料及印紙を含ます	參百圓

五、抗告審判		
査定不服抗告審判	翻譯料及印紙を含ます	五拾圓
其他の抗告審判	翻譯料及印紙を含ます	參百圓
六、登録		
登録名義人表示の變更又は更正の登録申請	翻譯料を含む	拾五圓
其他	翻譯料を含む	五拾圓
七、翻譯料		
邦語に翻譯	百語又は其端數毎に	貳圓
外語に翻譯	百語又は其端數毎に	四圓
八、料金納付		
第四年乃至第十五年		五圓
九、商標登録證明の申請	印紙を含む	拾圓
十、實施廣告 每一權利	廣告料を含ます	拾圓
十一、其他前掲以外の事項 每一事項		拾圓

登録税及手数料ニ關スル法令

○登録税法（抄録）

第十一條 特許ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ

登録税ヲ納ムヘシ

一 特許權ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金一圓

二 實施權ノ設定又ハ保存

前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定

每一件 金十圓
金五圓

三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定

債權金額

千分ノ五・五

四 前二號ノ權利ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金五十錢

五 信託ノ登録

每一件 金二圓

六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限

債權金額

千分ノ四

七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録

每一件 金五十錢

八 抹消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

九 假登録 每一件 金五十錢

十 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金五十錢

第十二條 意匠ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ

登録税ヲ納ムヘシ

一 意匠權ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金一圓

二 實施權ノ設定又ハ保存

前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定

每一件 金二圓
金一圓

三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定

債權金額 千分ノ五・五

四 前二號ノ權利ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金五十錢

五 信託ノ登録

每一件 金一圓

六 滯納處分以外ノ原因ニ依ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録

每一件 金五十錢

八 抹消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

九 假登録

每一件 金五十錢

十 登録ノ更生、變更又ハ抹消

第十二條ノ二 實用新案ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 實用新案權ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金一圓

二 實施權ノ設定又ハ保存

前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定

債權金額 千分ノ五・五

四 前二號ノ權利ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金五十圓

三 前二號ノ權利ノ設定又ハ保存

每一件 金二圓

四 前二號ノ權利ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金五十錢

五 信託ノ登録

每一件 金一圓

六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限

債權金額 千分ノ四

七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録

每一件 金五十錢

八 抹消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

九 假登録

每一件 金五十錢

十 登録ノ更正、變更又ハ抹消

第十三條 商標ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ

登録税ヲ納ムヘシ

一 商標權ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉

每一件 金一圓

二 信託ノ登録

每一件 金十圓

三 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録

每一件 金二十圓

四 抹消シタル登録ノ回復

每一件 金五十錢

五 假登録

每一件 金五十錢

六 登録ノ更生、變更又ハ抹消

每一件 金五十錢

第十六條ノ二 債權金額ニ依リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ

一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノ又ハ處分

ノ制限ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做シ先

取特權、質權、抵當權又ハ處分ノ制限ノ目的タルモノノ

價格カ債權金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ價格

ヲ以テ債權金額ト看做ス但シ抵當アル債權ノ差押ヲ登記

又ハ登録スル場合ニ於テハ差押ヘラルヘキ債權ノ額又ハ

質權若ハ抵當權ノ目的タルモノノ價格カ債權金額ヨリ少

キトキハ其ノ最モ少キモノヲ以テ債權金額ト看做ス

第十六條ノ三 管轄ヲ異ニスル登録所ニ於テ順次ニ不動産登記法第二百二十二條ノ規定ニ依ル登記ヲ受ケル場合ニ於テ各登記所ニ於テ受ケル登記ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登録ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權金額ト看做ス

第十六條ノ四 同一ノ債權ノ爲ニ先取得權質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登記登録ヲ受ケル場合ニ於ケル登録稅ニ關シテハ前條ノ規定ニ準シ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 登録稅ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十八條 登録稅ハ總テ金一錢以上トス一錢未滿ノ端數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス

第十九條 左ニ掲ケルモノニハ登録稅ヲ課セス但シ第八號第九號、第十一號、第十二號及第十四號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

一 政府自己ノ爲ニスル登記又ハ登録
二及三(略)

四 府縣市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ府縣市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

五 市町村ノ一部ニ屬スル財産ヲ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ市町村ニ所有權

ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

第十九條ノ二 信託ニ因ル財産權取得ノ登記又ハ登録ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ登録稅ヲ課セス

一 委託者カ信託利益ノ全部ヲ受ケヘキ信託ニ因リ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財産權取得ノ登記又ハ登録

二 受益者又ハ歸屬權利者ノ權利取得ノ登記又ハ登録但シ不動産又ハ船舶ノ所有權取得ニ付テハ第三條ノ四ニ依ル

三 信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ權利取得ノ登記又ハ登録

前項第一號ノ規定ハ當該信託財産ニ付受益者(歸屬權利者ヲ含ム)變更ノ登記又ハ登録ヲ受ケル場合ニハ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テ信託財産ハ其ノ變更ノ登記又ハ登録ノトキニ於テ受託者ニ移轉シタルモノト看做シ登録稅ヲ課ス

第十九條ノ三 登記又ハ登録ノ抹消又ハ錯誤若ハ遺漏カ當該官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ其ノ回復又ハ更生ノ登記又ハ登録ニ付テハ登録稅ヲ課セス

○登録稅法施行規則(抄録)

第一條 印紙ヲ以テ納ムル登録稅ハ登録ニ關スル書類ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第二條 登録稅額五百圓以上ナルトキハ稅務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得

第三條 官廳又ハ公署ヨリ登記者ハ假登記又ハ登録若ハ假登録ヲ登記所又ハ登録官廳ニ囑託スヘキ場合ニ於テハ登録稅ヲ納ムヘキ者其ノ官廳又ハ公署ニ相當印紙又ハ現金ノ領收證ヲ提出シ其ノ官廳又ハ公署ハ囑託書ニ其ノ印紙ヲ貼用シ又ハ其ノ證書ヲ添附シテ登記所又ハ登録官廳ニ送付スヘシ

第四條 同一債權ノ爲ニ先取特權、質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登記又ハ登録ヲ受ケル場合ニ於テ登記所又ハ登録官廳ニ於テ受ケル登記又ハ登録ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登記又ハ登録ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權金額ト看做シテ登録稅ヲ徵收ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ登記又ハ登録中ニ登録稅法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノト其ノ他ノモノトヲ包含スルトキハ先ツ登録稅法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノノ登記又ハ登録ニ付登録稅ヲ徵收ス

○勅令ニ依ル各種ノ手数料

第一條 特許法、實用新案法、匠意法若ハ商標法又ハ之ニ基キテ發スル勅令ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

一 特許出願	每一件	十圓
二 追加ノ特許出願	每一件	五圓
三 特許異議ノ申立又ハ特許法第五十三條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ申立	每一件	五圓
四 特許異議又ハ特許法第五十三條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ參加申請	每一件	三圓
五 特許出願人ノ名義變更屆	每一件	五圓
六 追加ノ特許出願人ノ名義變更屆	每一件	三圓
七 特許證複本ノ申請	每一件	五圓
八 追加ノ特許證複本ノ申請	每一件	三圓
九 特許權存續期間延長ノ出願	每一件	五十圓
十 特許ノ取消ノ請求	每一件	二十圓
十一 實施權許與ノ請求	每一件	二十圓
十二 實施權許與ノ取消ノ請求	每一件	二十圓
十三 特許出願公告猶豫ノ請求	每一件	三圓
十四 實用新案登録出願	每一件	五圓
十五 實用新案ノ登録異議ノ申立又ハ實用新案法第十	每一件	十圓

- 四條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ申立 每一件 三 圓
- 十六 實用新案ノ登録異議又ハ實用新案法第十四條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ參加申請 每一件 二 圓
- 十七 實用新案登録出願人ノ名義變更届 每一件 三 圓
- 十八 實用新案登録證複本ノ申請 每一件 二 圓
- 十九 實用新案登録出願公告猶豫ノ請求 每一件 二 圓
- 二十 意匠登録出願 每一件 二 圓
- 二十一 意匠ヲ祕密ニセムトスルノ請求 每一件 二 圓
- 二十二 意匠登録出願人ノ名義變更届 每一件 一 圓
- 二十三 意匠登録證複本ノ申請 每一件 一 圓
- 二十四 商標又ハ標章ノ登録出願 每一件 七 圓
- 二十五 團體標章ノ登録出願 每一件 三十 圓
- 二十六 商標、標章又ハ團體標章ノ登録異議ノ申立

- 二十七 商標、標章又ハ團體標章ノ登録異議ノ參加申請 每一件 三 圓
- 二十八 商標又ハ標章ノ登録出願人ノ名義變更届 每一件 三 圓
- 二十九 團體標章登録出願人ノ名義變更届 每一件 十五 圓
- 三十 商標權又ハ標章權存續期間更新ノ登録出願 每一件 十 圓
- 三十一 團體標章權存續期間更新ノ登録出願 每一件 五十 圓
- 三十二 法定期間延長ノ請求 每一件 一 圓
- 三十三 期間ノ懈怠ノ結果ヲ免レムトスル請求 每一件 三 圓
- 三十四 證明ノ申請 每一件 一 圓
- 三十五 書類ノ謄本ノ申請 謄本一枚ニ付二十錢歐文書類ハ百語ニ付二十錢百語ニ充タサルモノ亦同シ但シ書類中圖面アルトキハ其ノ部分ニ關シテハ圖面調整ノ例ニ依ル寫眞ニ依ル場合ニ於テハ四ツ切一枚ニ付五圓以下ニ於テ特許局ノ定ムル所ニ依ル
- 三十六 圖面ノ調整ノ申請 圖書一枚ニ付一圓以上三十圓以下ニ於テ特許局ノ定ムル所ニ依ル但シ寫眞ニ

- 依ル場合ニ於テハ四ツ切一枚ニ付五圓以下トス
- 三十七 書類ノ閲覽又ハ謄寫ノ申請 每一件 一時間二十
- 五錢一時間ニ滿タサルモノ亦同シ
- 三十八 實用新案又ハ意匠ノ登録出願ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求 每一件 十二 圓
- 三十九 審判、抗告審判又ハ再審ノ請求 每一件 二十 圓
- 四十 審判、抗告審判又ハ再審ノ參加申請 每一件 五 圓
- 四十一 即時抗告 每一件 二 圓
- 四十二 費用額決定ノ請求 每一件 一 圓
- 四十三 費用額決定又ハ補償金額ノ確定ノ決定若ハ審決ノ執行力アル正本ノ請求 每一件 一 圓
- 受託者カ信託ニ依リ前項ニ掲クル手續ヲ爲ストキハ前項ニ規定スル手数料ノ外尙第一號、第二號、第五號、第六號、第二十四號、第二十五號、第二十八號又ハ第二十九號ノ場合ニ在リテハ每一件一圓ヲ、第十四號、第十七號、第二十號又ハ第二十二號ノ場合ニ在リテハ每一件五十錢ヲ手数料トシテ納付スヘシ(大正十一年勅令第五百十八號ヲ以テ本項追加大正十二年一月一日ヨリ施行)
- 第二條 前條第二十二號ニ規定スル手数料ハ自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ニ付テハ各其ノ半額トス

- 第三條 前二條ノ規定ハ國カ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用セス
- 第四條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
- 附則
- 本令ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 特許法第三百三十八條第一項、實用新案法第三十六條第一項、意匠法第三十五條第一項及商標法第四十一條第一項ノ規定ニ依ル手續ニ關スル手数料ニ付テハ仍舊令ニ依ル
- 省令ニ依ル各種ノ手数料
- 第一條 特許法施行規則、實用新案法施行規則、意匠法施行規則又ハ商標法施行規則ニ依リ請求、申請又ハ届出ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ
- 一 特許證再下附ノ請求 每一件 五 圓
- 二 追加ノ特許證再下附ノ請求 每一件 三 圓
- 三 實用新案登録證再下附ノ請求 每一件 二 圓
- 四 意匠登録證再下附ノ請求 每一件 一 圓
- 五 意匠法施行規則第六條ノ規定ニ依ル請求 每一件 一 圓
- 六 商標權又ハ標章權ニ關スル商標法施行規則第七條第

内外國特許商標 審判及上告

東京市日本橋區江戸橋三丁目一番地(第一製藥ビルディング四階)

伊藤駿一法律特許事務所

電話日本橋(24)二五一三番

辨工 辨辯法 辨辯法
理學 理護學 理護學
士士 士士士 士士士

伊藤 駿一
清瀬 三郎
足立 卓夫

最近の注目すべき審決と判決

特許局審決

●確認審判の請求以前に(イ)號圖面に示す物品の販賣を廢止したりとするも其の影響の存する限り利害關係なしと謂ふを得ず

(昭和十二年審判第五〇號、登録第二二四三〇九號實用新案權利範圍確認審判事件。昭和十四年三月八日審決)

審決ノ理由——利害關係ニ付當事者間ニ爭アリ被請求人ハ(イ)號圖面及説明書ニ示ス湯タンボヲ製造シタルハ件外須本業一ニシテ被請求人ハ單ニ其ノ委託販賣ヲ爲シ居リタルニ過キス而モ其ノ販賣ハ昭和十二年十月以降廢止シタリト主張スルニ對シ請求人ハ被請求人カ該答辯中ニ自ラモ告白セル如ク(イ)號圖面及説明書ニ示ス湯タンボヲ販賣セル事實アリ元來湯タンボノ如キ

季節品ハ其ノ年ノ初冬ニ小賣業者ハ相當數ヲ卸賣スレハ問屋業者ハ其ノ販賣ヲ翌年度マデ打切ルカ普通ナレハ卸賣業者タル被請求人カ本件(イ)號圖面及其ノ説明書ニ示ス湯タンボノ販賣ヲ昨年十月以來中止セルハ營業上當然ノ手段ニ過キス而モ被請求人ノ卸セシ湯タンボハ今尙賣店ニ於テ販賣セラレツアル現狀ナルヲ以テ請求人カ本件審判ヲ請求スルニ付利害關係ナシト謂フヲ得スト主張ス仍テ兩者ノ主張ヲ比照シテ按スルニ被請求人カ本件湯タンボノ販賣ヲ廢シタリト主張スル時期ハ本件審判請求ノ爲サレタル昭和十二年十一月二十九日ニ先立ツコト僅々二箇月ニ過キス而モ被請求人カ此ノ種商品ノ卸業者タル點ニ鑑ミ其ノ取扱ニ係ル商品カ市場ヨリ全然其ノ影ヲ没シタリト認ムルヲ得サルニ依リ斯ノ如キ事情ノ存スル以上吾人ノ經驗則上被請求人カ本

件湯タンボノ販賣ヲ全然廢止シタリトノ事實ハ之ヲ認ムルコトヲ得サルヲ以テ請求人カ本件審判ヲ請求スルニ付利害關係ナシト謂フヲ得ス(下略)

●確認審判に於て方法と装置とは之を比較對照するを得ず

(昭和十一年審判第二二〇號、第八三九三二號特許權利範圍確認審判事件。昭和十四年五月一日審決)

審決ノ理由——本件第八三九三二號特許發明ハ清酒又ハ清酒代用飲料ノ調熟進進方法ニ係ルモノナルモ本件審判ノ對象物タル第一一三八九五號特許發明ハ清酒ノ調熟裝置ニ係ルモノナリ從テ本件審判ハ方法ト裝置トヲ比較對照セムトスルモノニシテ所謂特許權利範圍ノ確認審判ニ於テ其ノ對象ト爲スヘカラサル事項ニ付確認ヲ求メタルモノト謂フヘク其ノ請求ハ不適法ニシテ却下ヲ免レサルモノナリ

●確認審判に於て(イ)號圖面及其の説
明書に示すものを製作販賣せむとする
意圖が現實的に認めらるる場合に
は利害關係あり

(昭和十三年審判第三八一號、登錄第一九六四二四號實用新案權利範圍確認審判事件。昭和十四年五月一日審決)

● 審決ノ理由——請求人カ本件審判請求ヲ爲スニ付利害關係有スルヤ否ヤハ當事者間ニ争ノ存スル所ナルヲ以テ先ツ此ノ點ニ付審理スルニ請求人カ硝子製水銀整流器ノ製作販賣業者ニシテ之ヲ製造スル設備有スルコト當局ニ於テ顯著ナル事實ナルヲ以テ同人カ將來右硝子製水銀整流器ノ一種タル(イ)號圖面及其ノ説明書ニ示ス硝子製水銀整流器ヲ製作販賣スルノ意圖ハ現實ニ之ヲ認メ得ル所ナリ從テ請求人ハ右(イ)號圖面及其ノ説明書ニ示ス硝子製水銀整流器ヲ對象物トスル本件審判請求ヲ爲スニ付利害關係有スルモノナリ(下略)

● 特許權ノ制限附移轉を受けたるに過ぎざる者は審判事件に於ける當事者たるの資格を有せず

(昭和十三年審判第八八號、第一〇五五九〇號特許權利範圍確認審判事

件。昭和十四年七月一日審決)

● 審決ノ理由——特許法第四十四條ニ所謂特許權ノ制限附移轉トハ特許權ノ範圍ヲ制限シ其ノ制限内ニ於テ之ヲ行使スルノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ指稱スルニ過キササルモノナルヲ以テ(大正元年(オ)第四六號同年十二月十八日大審院第二民事部判決參照)特許權ノ制限附移轉ヲ受ケタル者ハ特許權其ノモノヲ取得スルモノニ非ス從テ單ニ特許權ノ制限附移轉ヲ受ケタルニ過キササル者ハ審判請求事件ニ於ケル當事者タルノ資格ヲ具備セサルモノトス而シテ職權ヲ以テ特許原簿ヲ査閱スルニ被請求人橋本嘉平、同種子之助ハ本件特許權ノ制限附移轉ヲ受ケタル者ナルコト明ナルヲ以テ右兩人ヲ被請求人トシテ爲サレタル本件審判請求ハ不合法ニシテ之ヲ却下スヘキモノトス(下略)

● 同種のものに關し特許權を有する者は無効審判の請求を爲すに付利害關係を有す

(昭和十三年審判第四四號、第九九三八〇號特許無効審判事件。昭和十

四年七月二十七日審決)

● 審決ノ理由——請求人カ本件審判請求ヲ爲スニ付利害關係有スルヤ否ヤハ當事者間ニ争ノ存スル所ナルヲ以テ先ツ此ノ點ニ付審理スルニ請求人カ工具竝工具用硬質合金ニ關スル第九九九六六號、第一〇二四三七號、第一〇三二三四號及第一一八六八二號各特許ノ權利者ナルコト特許原簿ノ記載ニ徴シ明ナルヲ以テ請求人ハ工具用硬質合金ニ關スル本件特許ヲ無効ナラシムトスル本件審判請求ヲ爲スニ付利害關係有スルモノトス(下略)

● 確認審判に於て其の權利範圍に屬するや否やの確認を求めんとする對象物は唯一個たるを要す

(昭和十二年審判第一六五號、第一一四二五六號特許權利範圍確認審判事件。昭和十四年七月三十一日審決)

● 審決ノ理由——本件審判請求ハ(イ)號説明書ニ示ス方法ハ本件第一一四二五六號特許ノ權利範圍ニ屬ストノ審決ヲ求ムルモノナルモ右(イ)號説明書ノ記載中ニハ椀狀石膏型ノ内部側壁ニ裝

決)

飾模樣ノ突起ニテ構成セラルヘキ穿孔ヲ連設シタルモノノ穿孔内ニ素地土ヲ壓入シタル後其ノ素地土ト異ナル色ノ素地土ヲ型内ニ流シ込ミテ器物主體ヲ鑄造スル半磁器素地成形法ト椀狀石膏型ノ内部側壁ニ裝飾模樣ノ突起ニテ構成セラルヘキ穿孔ヲ連設シタルモノノ穿孔内ニ素地土ヲ筆ヲ以テ塗布シタル後其ノ素地土ト異ナル色ノ素地土ヲ型内ニ流シ込ミテ器物主體ヲ鑄造スル半磁器素地成形法ト二個ノ異ナル方法ヲ包含セルモノニシテ右二個ノ方法カ本件特許ノ權利範圍ニ屬スルヤ否ヤハ夫レ夫レ別個ノ審判手續ニ依リテ確認セラレサルヘカラサルモノナルニ拘ラズ本件審判請求ハ之ヲ一ノ審判手續ニ依リテ確認セムコトヲ求ムルモノナレハ不合法タルコトヲ免レス從テ却下セラルヘキモノトス

● 意匠的趣味感の相違する意匠は類似するものと謂ふを得ず

(昭和十三年審判第四六五號、登錄第七五〇一七號意匠權利範圍確認審判事件。昭和十四年五月二十九日審

決) ● 審決ノ理由——(前略) 仍テ本件登錄意匠及其ノ類似第二號意匠ト(イ)號圖面ニ示ス意匠トヲ比較スルニ前二者ト後者トハ其ノ黑色糸ヲ以テ編成シタル楕圓形ナル點ニ於テ共通セリト雖前二者ニ於ケル金色糸ヲ以テセル山形狀連續模樣ハ之ヲ一筋ニ現ハセルモノナルニ對シ後者ニ於ケル銀色糸ヲ以テセル山形狀連續模樣ハ之ヲ相當ノ間隔ヲ置キテ平行ニ二筋ニ現ハセルモノナルヲ以テ此ノ點ニ於テ兩者ハ著シク相異シ全體トシテ互ニ異ナリタル意匠趣味感ヲ與フルモノト認ム仍テ兩者ハ類似スル意匠ト謂フヲ得サルヲ以テ(イ)號圖面ニ示ス調髪用鬘網ノ意匠ハ本件登錄意匠ノ權利範圍ニ屬セサルモノトス

● 「キンカン」ト「浩和キンクワン」とは類似なり

(昭和十二年審判第四七六號、登錄第二三八六四八號商標權利範圍確認審判事件。昭和十四年五月一月審決)

● 審決ノ理由——(前略) 次ニ本案ニ

入り審理スルニ本件登錄第二三八六四八號商標ハ第一類藥劑(但シ除虫粉其ノ他ノ驅虫劑、殺虫劑ヲ除ク)ヲ指定

商品トシ昭和六年十月二日登録出願、同七年十二月三日登録セラレタルモノニシテ其ノ構成ハ「キンカン」ノ文字ヲ「ゴシツク」體ニテ縦書シテ成ルモノナリ而シテ請求人カ使用スル(イ)號標章ハ「浩和キンクワン」ノ文字ヲ縦書シテ成ルモノナリ仍テ兩者ヲ比照シテ審按スルニ(イ)號標章ヨリハ「浩和キンクワン」ナル稱呼ヲ生スルノ外元來「浩和」ト「キンクワン」トノ文字ハ之ヲ客觀的ニ觀ルトキハ請求人ノ主張スルカ如ク其ノ間ニ何等ノ牽連關係即チ一連不可分ノ關係ニ在ルモノト認ムルヲ得サルヲ相當トスルノミナラス簡易迅速ヲ尙フ取引社會ニ於テハ之ヨリ單ニ「キンクワン」ナル稱呼ヲモ生シ得ヘキヲ以テ本件登録商標ヨリ生スルコト明ナル稱呼「キンカン」ニ類似スルモノト謂フヘク從テ兩者ノ觀念ニ於テモ(イ)號標章ハ「浩和金冠」又ハ「金冠」ノ觀念ヲ有スヘキニ對シ本件

登録商標ハ「金冠」ナル觀念ヲ有スヘキヲ以テ兩者ハ其ノ觀念ニ於テモ類似スルモノト謂ハサルヘカラス要之兩者ハ類似ノモノタルヲ免レス、然モ兩者ノ指定商品ニ於テモ互ニ抵觸スルモノナルヲ以テ(イ)號標章ヲ商品藥劑(除虫粉其ノ他ノ驅虫劑、殺虫劑ヲ除ク)ニ使用スルコトハ本件登録商標ノ權利範圍ニ屬スルモノトス

●他人の登録商標と類似すと雖も其の指定商品を異にする場合は無効と爲すを得ず

(昭和十三年審判第四四一號、登録第三〇五〇二七號商標登録無効審判事件。昭和十四年五月二十七日審決) 審決ノ理由——(前略)仍テ按スルニ兩商標ノ指定商品ハ夫レ夫レ前示ノ通ニシテ本件商標ノ指定商品(第三十五類他類ニ屬セサル糸類ノ編物、組物、燃物、レース、ドロノウォーク刺繍品及各種ノ紐類但シ「メリヤス」生地ヲ除ク)カ引用商標ノ指定商品(第三十六類ハンカチーフ其ノ他本類ニ屬スル商品一切)中卸鈕及裝身用ピンノ類ト類

似セサルコトハ多言ヲ要セスシテ明ナルヘク其ノ他被服及手巾ノ類トハ通常織維製品ナル點ニ於テ窮極ノ原料ヲ共通ニセリト雖モ兩者ハ其ノ製法性質形狀及用途ヲ異ニシ刺繍及レースノ類カ被服及手巾ノ類ニ使用セラルルコトアルヘキモ此ノ場合ニ於テハ該被服及手巾類ノ一部トシテ使用セラルルニ過キスシテ最早商品トシテノ獨立性ヲ有セサルモノナリ、サレハ右ノ各商品カ同一店舗ニ於テ販賣セラルルモ類似ノ商品ト認ムルコトヲ得サルモノトス即チ兩商標ハ類似ナリト認ムヘキモ其ノ指定商品ヲ異ニセルヲ以テ本件商標ノ登録ハ商標法第二條第一項第九號ニ違反スルモノト謂フコトヲ得ス(下略)

大審院判決

●清算中の會社は審判請求を爲すに付利害關係を有せず、又初審判に於て參加を許可されたる者は參加の取下なき限り抗告審判に於ても當然參加人たるべきものとす

(昭和十三年(オ)(判決)第一五〇三

請及之ニ對スル許可ヲ要スルモノニ非ス、蓋シ若シ之ヲ要スルモノトセンカ

●發明を組成する個々の理念は新規ならすとも此等の綜合的效果として著

大なる工業的效果を生ぜしむること

●發明を組成する個々の理念は新規ならすとも此等の綜合的效果として著

號。昭和十四年五月十日判決言渡)

理由——(前略)仍テ按スルニ自ラ利害關係人ナリト稱シテ實用新案登録無効審判ノ請求ヲ爲ス者アル場合ニ於テ其ノ果シテ利害關係人ナリヤ否ヤハ職權ヲ以テ調査スヘキ事項ニ屬ス、然ルニ清算中ノ會社ハ清算ノ目的ノ範圍ニ於テノミ存續スルモノナルカ故ニ其ノ會社ハ營業ヲ繼續スルコトナク隨テ特ニ之ヲ他ニ讓渡スル場合ノ外自然廢業セルモノナルコト言フ俟タサル所ナルヲ以テ被上告會社カ現ニ清算中ノ會社ナル以上特ニ其ノ營業ヲ他ニ讓渡スルモノニ非サル限り自然廢業シテ同會社ハ本件實用新案登録無効審判ノ請求ヲ爲スヘキ利害關係ヲ有セサルモノト云ハサルヘカラス(下略)

又水谷逸外五名ハ右請求人等ヲ補助スル爲メ第一審ニ於テ參加ヲ許サレタルモノナルカ故ニ其ノ參加ノ取下ナキ本件ニ在リテハ抗告審ニ於テモ當然參加人タルモノニシテ實用新案法第二十六條特許法第九十八條第九十九條第一百條ニ依リ抗告審ニ於テ更ニ參加ノ申

カ前示(一)乃至(五)ノ相違點存在ノ綜合的效果トシテ上告人カ第一、二審ニ於テ主張セルカ如ク有效ナル集塵ニ必要ナル「イオン」化カ充分ニ行ハルルニ拘ラス「オゾン」又ハ笑氣ノ發生量ハ普通ノ測定方法ニ依リテハ檢出シ得サル程度ニ微少ニシテ前示相違點ノ綜合ニ依リテ斯ル效果ヲ生セシムルコトカ營業者ノ容易ニ想到シ得サル所ナルト同時ニ其ノ工業的效果ノ著大ナルニ於テハ本願發明ハ即チ新規ナル工業的發明ト謂フヲ妨ケサルニ拘ラス原審カ此等ノコトヲ審査セスシテ上告人ノ願出ヲ排斥シ去リタルハ畢竟審理不盡理由不備ノ違法アルモノト云フノ外ナク論旨理由アリ原審決ハ破毀ヲ免レス(下略)

●商標の類別に當り富士(フジ)の稱呼及觀念に特別顯著性を認むるは妥當ならず

(昭和十三年(オ)(判決)第一一五號。昭和十三年十二月二十二日判決言渡)

理由——(前略) 案スルニ原審決ハ

本願商標ハ富士山ノ圖形ヲ描キ其ノ下部ニ「FUJI」及「日本鋼業」ノ文字ヲ二段ニ横記シテ成リ第六類亞鉛引鐵板ヲ指定商品ト爲シ同商標ハ「フジ」ノ稱呼及觀念ヲ生スルモノナルトコロ登録第一三六三九二號商標ハ横長方形輪廓内ニ富士山頂ヨリ朝日ノ出ツル圖形ヲ描キ其ノ上部ニ「TRADE」及「M.A.R.K.」ノ文字ヲ横ニ割書シテ成リ舊第六類亞鉛引鐵板ヲ指定商品ト爲シ其ノ構成ノ態様ヨリシテ單ニ「フジ」印ノ稱呼及觀念ヲモ生スヘキモノナルヲ以テ兩者ハ稱呼及觀念上類似スルモノト判定シタリ然レトモ我國ニ於テハ古來富士山ヲ無二ノ靈峰トシテ尊崇愛好スル結果特異ノ事象ニ富士ナル稱呼ヲ附スル傾向一般ニ存スルコトハ洵ニ顯著ナル所ナリ左レハ商標ノ甄別ニ當リテモ單ニ「フジ」印ノ稱呼及觀念ノミヲ標準ト爲シ之ニ特別顯著性ヲ認ムルカ如キハ妥當ニ非ス(昭和十一年(オ)第二一二七號同十二年三月二十三日言渡當院判決參照)須ク之ニ附加セラレタル他ノ文字圖形若ハ記號ヲモ斟酌シテ

其ノ稱呼觀念ヲ決定シ其ノ類否ヲ判別スヘキモノト爲ササルヘカラス然ラハ原審決カ本願商標ト登録第一三六三九二號商標トノ類似セルヤ否ヲ判定スルニ當リ單ニ富士山ノ圖形又ハ文字ヨリ生スヘキ「フジ」ノ稱呼及觀念ノミニ

其ノ標準ヲ置キ之ニ附加セラレタル他ノ文字圖形等ヲ願ルトコロナカリシハ實驗則ニ反スル違法アルモノニシテ上告論旨ハ理由アリ仍テ此點ニ於テ原審決ハ之ヲ破毀スヘキモノトス(下略)

○各國の放送局及放送聴取者數統計

國名	放送局々數	聴取加入數	人口千人當	一年間の加入増加數
日本(内地)	三	三、五八四、四三三	三三	六七九、六三九
英國	一	八、四九七、五〇〇	一七	五八、九七
米國	七	二、四四八、七九七	三〇〇	二、一九九、七九七
獨逸	三	九、〇八七、四四四	一三	九、九、九七
佛蘭西	二	四、一六三、六九三	九	九、四、二一
伊太利	一	九、五、〇〇〇	元	一、九、六、〇〇
白耳	一	一、〇一八、一〇八	一三	一、七、七、五
丁蘭	一	七、四、〇六三	一六	五、二、八、〇七
瑞典	一	一、〇七、八六九	一六	八、三、七、四
ソグキエツ	一	一、〇七、四三三	一三	一、九、九、六
聯邦	一	一、〇七、四三三	一三	一、九、九、六
備考		三、九八、〇〇〇	三	六、七、九、〇〇

日本の分は、昭和十三年三月末現在を示し、其の他は全部、昭和十二年十二月末現在を示してゐる。

現代科學發明

其てし其願の骨を 愈々萬人に公開する

特許新案活きた出願法

元特許局長 工學士 廣瀬基先生序
特許局審判官 工學士 中井一鶴先生著

○内容概目○
第一章 序 1. 代りに依らぬ出願
第二章 發明家の権利及特許の意義
第三章 特許法及實用新案法の目的外十一項
第四章 實用新案法の出願
第五章 特許法及實用新案法の形式 3. 考案者
第六章 實用新案法の出願の形式 3. 考案者
第七章 實用新案法の出願の注意
第八章 實用新案法の出願の注意
第九章 特許法及實用新案法の出願の注意
第十章 特許法及實用新案法の出願の注意
第十一章 特許法及實用新案法の出願の注意
第十二章 特許法及實用新案法の出願の注意

本書は貧しい發明家や、適當な代理人の得難い地方に住む出願希望者の爲に書かれた物で、出願に全く経験のない人達を標準とし先づ特許と實用新案との差異を述べ其の出願の何れに依るべきかを明かにし、必要な書類及び圖面の調製方の説明に當つては、一々各種の場合に就て出願書類其の儘の實例を附し如何にすれば権利が早く取れるか「何んな場合に審査處分が選れるか」等に就て所謂出願の骨を詳説し、續いて出願中の諸種の心得を説き、最も早く彼岸に到達する様懇切に指導してある

附録の「發明餘談」及び「特許問答」は發明や考案に關心を有するものの好讀物であり「重要發明題目」は發明者に指針を與へ發明獎勵及び國家有用の發明完成を促進する。敢て江湖に薦む

定價貳圓(送料十錢)

東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店

東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店

現代のあて
増補三版
東都電機製作所主 後藤憲三著
鍍金の實際知識
定價貳圓(送料十錢)

東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店
東京市神田區 弘文堂書店

特許局關係記事

○特許局沿革

我國に於ける工業所有權制度の嚆矢と見るべきものは、明治四年四月七日太政官布告第七十五號を以て布告された「專賣略規則」であつて、之に依れば、「何品に依らず新發明致候者は爾來專賣御差許相成候間府藩縣管下において願ひ人有之候節は別紙規則に照準し當分の間民部省へ可伺出」とある。明治四年と云へば廢藩置縣の行はれた年であつて、國事多端の折柄當時の爲政者が、克く發明考案の保護獎勵に思ひを致し、新興日本の行手に一つの進路を開拓せんとした烟眼は、敬服に價するものがある。

併し乍ら當時の國內情勢は未だ斯の如き文化施設を活用すべく餘りに騒然たるものがあつて、残念乍ら遂にその實行を見ずして、翌五年太政官布告第百五號を以て「御詮議の次第有之當分被廢止候」となつたのである。越えて明治十二年頃に至るや、諸般の政治漸くその緒に就かんとして政府部内に於ても又發明保護の必要を説く者あり、翌十三年の五月頃には、時の大藏權少書記官神輿知常氏が、新形専用免許並新發明専用免許の二つの條例を立案して、之を大藏省の省議に附した事がある。又次いで元老院に於ても其作議官などが發明專賣規則案なるものを作つて之を建議した事がある。

今日の特許局の濫觴とも見るべきものは明治十七年六月農商務省工務局の附屬として設けられた商標登録所及びその翌年即ち明治十八年四月に設けられた工務局附屬の專賣特許所、此の二つである。專賣特許所の新設と同時に太政官布告第七號を以て專賣特許條例が制定せられ、七月一日からその實施を見るに至り、茲に始めて名實共に我國に於ける特許制度が確立したのである。此の專賣特許所初代の所長こそは誰あらう故高橋是清子その人であつたのである。而して右の商標登録所及專賣特許所の二つは、明治十九年二月官制改正に依つて廢止され、それが合併されて新に農商務省内に專賣特許局なる一局が設けられるに至つた。最初の局長は矢張り高橋子で、次長は高峰讓吉氏であつた。降つて明治二十一年勅令第八十五號を以て意匠條例の發布、更に明治三十八年法律第二十一號を以て實用新案法の發布によつて、我國に於ける特許制度は茲に渾然たる形態を備へ、爾來社會の進運に連れて數次の改正を経、今日に至つたものである。

特許局官制其の他沿革

公布年月	公布番號	官制其他
明治十七年 六月		農商務省工務局中に商標登録所を設く
同 十八年 四月	勅 令 第二號	農商務省工務局中に專賣特許所を設く
同 十九年 二月	勅 令 第七三號	農商務省官制中に專賣特許局を置かる
同 二十年十二月	勅 令 第七三號	特許局官制を公布し左の職員を置かる 局長、局長、審判官(以上三人)、審査官(以上三人)、審査官補、 屬、技手(以上)
同 二十一年 一月	農商務省令 第一號	特許局分掌規程制定 左の各部を置かる 庶務部 第一課、第二課、に分つ 審判部 審査部 六部に分つ
同 二十四年 七月	勅 令 第九四號	農商務省官制改正 特許局の部 局長、審判官一人、審査官五人、以上奏任、審査官補十二人、以上判任
同 二十六年 十月	勅 令 第一四六號	農商務省官制改正 特許局の部 局長、審判官一人、審査官五人、以上奏任、審査官補十二人、以上判任
同 二十九年十一月	勅 令 第三六三號	農商務省官制中改正 <small>特許局 定員増加</small> 審判官二人、審査官十人、審査官補二十人
同 三十年 四月	勅 令 第八〇號	農商務省官制中改正

大正	七年	一月	勅	令 第一號
同	同	同	勅	令 第二號
同	七年	七月	農商務省令	第二三號
同	七年	十二月	勅	令 第三九九號
同	九年	九月	勅	令 第一五九號
同	十年	四月	勅	令 第二號
同	十一年	一月	勅	令 第二號

特許局官制改正
局長(勅)事務官五人(任)、技師十九人(任)、審査官五人(任)、屬二十三人、技手二十人、以上判任
技師九人、技手十人
特許局分課規程中改正
機械課、化學課、電氣課を新設し發明課廢止せらる
發明獎勵費交付規則中改正
工業所有權戰時法事務に従事する臨時職員を置かる
事務官一人、技師一人、屬二人、技手三人
特許局分課規程中改正
圖書館、調査課、陳列館を追加せらる
特許局官制中改正(増加)
事務官七人、技師三十六人、屬三十五人、技手三十六人
特許局官制改正(削減)
長官、次長一人(以上)、事務官二十七人(内一人)、技師八十人(以上)、屬六十七人、技手九十六人、以上判任
總務部、審判部、機械部、化學電氣部、意匠商標部、圖書館及陳列館を置かる
特許局分課規程改正
總務部に庶務課、出願課、登録課及調査課を置く
審判部に審判課及抗告審判課を置く
機械部に第一課乃至第三課を置く

大正	十一年	九月	勅	令 第六三號
同	十二年	三月	勅	令 第六三號
同	十二年	四月	勅	令 第六三號
同	十三年	八月	農商務省告示	第一四三號
同	十三年	十二月	勅	令 第三六五號
同	同	同	農商務省告示	第二八六號
同	同	同	同	同
同	十四年	三月	勅	令 第三九號
同	十五年	五月	勅	令 第九九號
昭和	二年	四月	商工省令	第三號
同	二年	五月	勅	令 第一一八號

化學電氣部に化學課及電氣課を置く
意匠商標部に意匠課及商標課を置く
特許局分課規程中改正
審判部に書記課を増置す
特許局官制中改正(定員)
事務官二十六人、技師六十八人、屬六十一人、技手七十九人
特許局分課規程中改正
審判部の審判課及抗告審判課廢止
特許局圖書閱覽規程制定
特許局官制中改正(定員)
次長廢止(任)、事務官二十四人(内二人)、技師五十六人(内二人以上)、屬五十四人、技手六十六人(以上)
特許局陳列館規程制定
特許局分課規程中改正
總務部中調査課廢止
農商務部内臨時職員廢止
商工部内臨時職員制中改正 特許局の部
技師十二人、屬八人、技手十八人
發明獎勵費交付規則中改正
特許局官制中改正(増加)
技師六十七人、屬六十八人、技手八十三人
特許局分課規程中改正

昭和四年四月	勅令第六九號	機械部に第四課を置く 總務部に調査課を置く 特許局官制中改正(増加)
同 七年七月	勅令第一二六號	技師六十七人中三人を勅任 商工部内臨時職員制中改正 特許局の部 技師十四人、屬十一人、技手二十一人
同 七年十月	勅令第三一〇號	發明獎勵委員會官制制定
同 八年三月	勅令第三六號	商工部内臨時職員制中改正 特許局の部 技師二十六人、屬十五人、技手四十人
同 八年十月	商工省告示第四二號	特許局發明展覽會規程制定
同 九年六月	商工省告示第二九號	特許局發明展覽會規程改正
同 十一年六月	勅令第九八號	商工部内臨時職員設置制中改正 特許局の部 事務官一人、技師三十八人、屬二十七人、技手七十一人
同 十一年八月	商工省告示第四四號	特許局陳列館規程中改正
同 十一年九月	勅令第二九〇號	特許局官制中改正(増加) 屬五十五人、技手七十三人
同 十二年四月	商工省告示第八一號 勅令第一一六號	特許局分課規程中改正 機械部に第五課を置き化學課を無機化學課及有機化學課に 改む 特許局陳列館規程中改正 特許局官制中改正 理事官二人、屬五十三人

昭和十二年七月	勅令第三二二號	商工部内臨時職員設置制中改正 特許局の部 事務官三人、技師五十二人、屬三十九人、技手九十二人
同 十三年四月	商工省告示第一〇五號	特許局發明展覽會規程中改正
同 十四年五月	勅令第二八六號	特許局分課規程中改正 化學部に無機課、有機課を置く、電氣部に強電課及弱電課 を置く

○特許局主管事務一覽

庶務課 機密。人事。長官ノ官印及局印ノ保管。會計。國有財産及物品。營繕。應中取締。特許公報、特許發明細書、實用新案公報、商標公報其ノ他ノ印刷物ノ編纂、發行及配布。辨理士。他課ノ主掌ニ屬セサル文書ノ接受、發送及編纂、保存。各部館課ニ屬セサル事項

出願課 出願ニ關スル書類、見本及雛形ノ接受及發送。願書ノ方式調査。出願ニ關スル書類ニシテ處分確定ニ至ラサルモノノ整理及保管。出願又ハ請求ニ係ル事件ノ無効處分。期間懈怠ノ結果免除。審査ニ關スル費用額決定。出願又ハ請求ニ關スル照會及應答。證明、圖面ノ調製並ニ書類ノ閱覽、謄寫及謄本ニ關スル事項

登録課 原簿登録、特許證、登録證及其ノ複本下付。特許料及登録料ノ收入。原簿ノ閱覽、謄寫及謄本。原簿登録ニ關スル書類ノ接受、發送。原簿登録ニ關シ押捺スヘキ局印ノ保管ニ關スル事項

調査課 工業所有權ニ關スル内外國ノ制度及狀況調査。工業所有權ニ關スル涉外事項。特許權存續期間延長。特許法第十五條及第四十條乃至第四十二條ニ規定スル處分、實用新案法第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十五條及第四十條ニ規定スル處分並ニ商標法第四十一條ノ規定ニ依リ商標登録ノ取消。專用權。統計。法令、例規ノ審議、立案。例規其ノ他參考資料ノ蒐集、編纂。文書ノ翻譯。發明、實用新案、意匠及商標ノ獎勵ニ關スル事項

總務部

審判部

抗告審判及審判
書記課

審判及抗告審判ニ關スル書類、物件ノ接受及發送。審判及抗告審判ノ請求書ノ方式調査。審判及抗告審判ノ請求ノ期間懈怠ノ結果免除。審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用額ノ決定。審判及抗告審判ニ關スル書類ニシテ處分確定ニ至ラサルモノノ整理及保管ニ關スル事項

機械部

第一課 動力及機械ニ關スル發明及實用新案ノ審査
第二課 交通、土木及建築ニ關スル發明及實用新案ノ審査
第三課 農藝及製造機ニ關スル發明及實用新案ノ審査
第四課 理學の裝置及工作機ニ關スル發明及實用新案ノ審査
第五課 紡織ニ關スル發明及實用新案ノ審査

化學部

無機課 無機化學工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査
有機課 有機化學工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査
電氣課 電氣機械及發送電ニ關スル發明及實用新案ノ審査
弱電課 電氣磁氣材料及電氣通信ニ關スル發明及實用新案ノ審査

電氣部

意匠課 意匠ノ審査
商標課 商標ノ審査
陳列館 發明。實用新案。意匠及商標ニ關スル見本及雛形ノ蒐集陳列竝ニ抗告審判、審判及審査ニ關スル圖書及書類ノ保管、公衆ニ對スル閱覽

○特許局官制

第一條 特許局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル事務ヲ掌ル
第二條 特許局ニ左ノ職員ヲ置ク
長官 勅任

事務官 專任二十四人 奏任
(内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)
理事官 專任二人 奏任
技師 專任五十八人 奏任
(内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)
屬 專任五十四人 判任
技手 專任七十一人 判任

第三條 特許局ニ左ノ部ヲ置ク

總務部
審判部
機械部
化學部
電氣部
意匠商標部

總務部ニ於テハ出願、登錄、調査、公報及會計ニ關スル事務竝他ノ主宰ニ屬セサル事務ヲ掌ル
審査部ニ於テハ抗告審判及審判ヲ掌ル

審判官ハ事務官及技師ヲ以テ之ニ充テ審判ヲ掌ル
審査官ハ事務官、理事官及技師ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ審査ヲ掌ル

○特許局職員

機械部ニ於テハ機械工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査ヲ掌ル
化學部ニ於テハ化學工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査ヲ掌ル
電氣部ニ於テハ電氣工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査ヲ掌ル
意匠商標部ニ於テハ意匠及商標ノ審査ヲ掌ル
第四條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス
第五條 削除
第六條 各部ニ部長ヲ置キ事務官及技師ヲ以テ之ニ充ツ
第七條 特許局ニ抗告審判官、審判官及審査官ヲ置ク
抗告審判官ハ長官、事務官及技師ヲ以テ之ニ充テ抗告審判ヲ掌ル

第八條 事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
第十條 特許局ニ審査官補ヲ置キ屬及技手ヲ以テ之ニ充ツ
審査官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ審査官ヲ助ケテ審査ニ從事ス
第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第十三條 特許局ニ陳列館ヲ置キ發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル見本及雛形ヲ蒐集陳列シ公衆ヲシテ之ヲ觀覽セシメ且抗告審判、審判及審査ニ關スル圖書及書類ヲ保管シ公衆ヲシテ之ヲ閱覽セシム
陳列館長ハ事務官又ハ技師ヲ以テ之

附則
本令ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

總務部長	大貝晴彦
庶務部長	乘杉研壽
出願課長	高井孝藏
登錄課長	越智實
調査課長	越智實
審判部長	波江野繁
書記課長	大森通孝
機械部長	三根繁太
第一課長	小川潤次郎
第二課長	家永文彦
第三課長	日下繁
第四課長	吉見義明
第五課長	八木靜一郎
化學部長	中林朝吉
無機課長	堀川多弘

大正	十三年	一、三〇二、〇五二	一、一三一、八五八	一七〇、一九四
同	十四年	一、五五七、二二七	九五九、一二〇	五九八、一〇七
同	十五年	一、五〇四、七九九	九八八、三〇〇	五一六、四九九
昭	和二年	一、五九三、〇三五	一、一一三、八三三	四七九、二〇二
同	三年	一、七五〇、〇四三	一、一一四、六五二	六三五、三九一
同	四年	一、八七八、九八一	一、〇八四、五六四	七九四、四一七
同	五年	一、九七七、四八〇	一、〇八五、六八六	八九一、七九四
同	六年	二、〇〇〇、三九二	九七一、三二八	一、〇二九、〇六四
同	七年	二、〇三一、八二四	九九八、四六五	一、〇三三、三五九
同	八年	二、二六四、五二〇	一、一三七、一二五	一、一二七、三九五
同	九年	二、三七六、一八五	一、二四七、三五〇	一、一二八、八三五
同	十年	二、六二五、二九四	一、二二二、〇〇一	一、四〇三、二九三
同	十一年	二、八〇五、二九八	一、三二七、八四二	一、四七七、四五六
同	十二年	二、七八五、四一七	一、五二七、四四二	一、二五七、九七五
同	十三年	三、〇四五、〇四七	一、六六三、九一三	一、三八一、一三四

(備考) 一、明治二十三年以後會計年度に依る
一、空欄の箇所は不明

○辨理士試験委員

委員長 大貝晴彦
常任委員 乘杉研壽

波江野 繁
三根 繁
中林 朝吉
岩井 辰雄

○辨理士懲戒委員

飯田治彦
大貝晴彦

委員 乘杉研壽
同 波江野 繁
同 飯塚半衛
同 藤田實雄
同 高井孝藏
同 津村 收
同 圓山田 作
同 豫備委員

○特許補償審査會

特許補償審査會は特許法第十五條第三項同第四十條第四項に基き、昭和十三年一月二十九日公布即日施行せられたる勅令第五十二號特許收用令により設けられたる機關であつて、軍事上又は公益上必要なるものの特許を受けるの權利及特許權並に實用新案登録を受けるの權利及實用新案權に關し特許法第十五條第一項同第四十條第一項の規定する處分を必要とする場合に、之が補償金額を審査するものであつて商工大臣の監督に屬し其の請求によりて決定をなすものである。
現在特許補償審査會は會長一名、委員十五名、幹事五名を以て組織せられ

特許補償審査會委員

(昭和四年九月二十三日現在)
會長 大貝晴彦
委員 乘杉研壽、東野榮二、松木益吉、菅口晴二、谷口恒二、黑田鴻五、大貝晴彦、松野千吉、坂野榮二、東野榮二、乘杉研壽、密田良太郎、松井春生、青木保人、龜山直人、關口八重吉、中松盛雄、東野榮二、辛島知巳

○特許局定期刊行物

特許公報 (週刊)

○陳列館

特許發明細書 (週三回)
實用新案公報 (週三回)
意匠公報 (月三回)
商標公報 (週刊)
審決公報 (月刊)
特許局統計年表 (年刊)
特許、實用新案、意匠及商標、趨勢 (年刊)
特許局概要 (年刊)
特許局發明展覽會報告書 (年刊)

特許局陳列館に關する規程は次の通りである。

特許局陳列館規程

第一章 通則

第一條 陳列品ノ觀覽、出品及圖書ノ閱覽ハ之ヲ無料トス

第二條 特許局長官必要ト認ムルトキハ觀覽又ハ閱覽ヲ拒絕シ又ハ圖書ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 特許局陳列館ニ於テハ日曜日、祝日、祭日及十二月二十五日ヨリ翌

年一月七日迄ハ公衆ノ觀覽又ハ閱覽ヲ許サス

第四條 觀覽及閱覽時間ハ左ノ通トス但シ特許局長官必要ト認ムルトキハ臨時其時間ヲ變更シ觀覽又ハ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ七月二十日迄

午前八時ヨリ午後九時迄但シ土曜

日ハ午後四時迄トス

七月二十一日ヨリ八月三十一日迄

午前八時ヨリ午後四時迄

九月一日ヨリ十月三十一日迄

午前八時ヨリ午後九時迄但シ土曜

日ハ午後四時迄トス

十一月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時ヨリ午後九時迄但シ土曜

日ハ午後四時迄トス

第二章 出 品

第五條 發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル見本、雛形及參考品ヲ出品又ハ寄贈セムトスル者ハ別記様式ニ依リ其ノ申込ヲ爲スヘシ

第六條 出品又ハ寄贈ノ承諾ノ通知ヲ受ケタル者其ノ搬入豫定期日迄ニ其

ノ物品ヲ差出ササルトキハ其ノ承諾ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 出品物又ハ寄贈物ハ特許局長官ノ許可ヲ得テ出品物又ハ寄贈物ニ列館宛差出し且ツ其ノ入荷目録ヲ荷

(別記様式)

負擔トス

第九條 出品者又ハ寄贈者ハ特許局長官ノ許可ヲ得テ出品物又ハ寄贈物ニ付實演ヲ爲シテ公衆ノ觀覽ニ供スル

出品(寄贈)申込書		物品ノ名稱		數量	
特許又ハ登録番號	工場所在地	單價	數量	販賣所	販賣所
其 他	定期日				
年 月 日	住 所				
氏 名	名 印				

右ノ物品陳列ノ爲貴館へ出品(寄贈)致度候也
 特許局長陳列館 御中
 前項ノ實演ニ關シテハ總テ特許局長官ノ指揮ニ從フヘシ

第十條 特許局長官ハ陳列ノ都合ニ依リ期間ヲ指定シテ出品物ノ取換又ハ引取ヲ命スルコトアルヘシ

出品者指定セラレタル期間内ニ出品物ノ取換又ハ引取ヲ爲ササルトキハ

特許局長官ニ於テ適宜之ヲ處分スヘシ但シ出品者ハ事由ヲ具シ其ノ期間

ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

出品者ハ特許局長官ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ出品物ヲ取換ヘ又ハ其ノ

返還ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 出品者特殊ノ設備ヲ要シタル出品物ヲ引取リタル場合ニ於テハ

自費ヲ以テ其ノ設備ヲ除去シ其ノ場所ヲ原狀ニ回復スヘシ

第十二條 出品物ノ亡失又ハ毀損ニ付テハ損害賠償ノ責ニ任セス

第十三條 陳列品ハ博覽會、共進會又ハ學校等へ出品又ハ貸與スルコトアルヘシ

前項ノ規定スル陳列品ノ出品又ハ貸與ニ關シテハ出品者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第三章 圖 書

第十四條 圖書ヲ閱覽セムトスル者ハ閱覽證ノ交付ヲ受ケ之ニ所定ノ事項ヲ記入シテ差出スヘシ

第十五條 圖書ハ之ヲ閱覽室外ニ持出スコトヲ得ス

第十六條 圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス

第十七條 閱覽ヲ了リタル圖書ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ閱覽時間ノ經過シタルトキ亦同シ

特許局長陳列館閱覽室に於ては、内外國の特許、實用新案、意匠、商標等に關する諸刊行物を始め、例へば出願の件に就き審査官又は審判官の引用した圖書類を閱覽することが出来る。

工業所有權に關する刊行物は、國際中央事務局のほかに實に二十八ヶ國より送附し來るものであつて、今參考のため各國別に之等刊行物の、特許局長陳列館に於て保管しあるもの、何年以降から來てゐるかは次の通りである。

尙圖書は之を閱覽室外に持出すことを禁じてあるが、若し複寫し度い希望があれば許可を得て之を行ふことが出来る。

○世界石油産額 (昭和十二年) (單位千甕)

北米合衆國	一七二、九六〇
ソ 聯 邦	二七、八二一
ベネズエラ	二七、四三〇
ルーマニヤ	七、一四九
イ ラ ン	九、九三四
蘭領東印度	七、二六三
メキシコ	六、九五九
イ ラ ン	四、一六一
コロンビヤ	二、七六一
ペ ル ー	二、三〇四
アルゼンチン	三、二二二
印 度	一、四〇〇
英領ボルネオ	八一七
ポーランド	五〇二
獨 逸	四五一
日 本	三六四
カ ナ ダ	三八六
世界總額	二七八、七〇〇

備考 日本の方は昭和十一年

三	七	七	充	六	容	突	空	齒	空	空	空	空	弄	天	君	吳	量	齒	量	三	三
山	精	脫	脫	農	雜	途	包	研	旋	旋	鑽	削	壓	打	截	鑄	冶	濾	混	破	採
林						布			刀	盤	孔	機	機	機	機	機	機	機	合	碎	號
及						機	工	裝	磨	及	成	及	及	及	及	及	金	及	機	及	及
園						附	貼		機	旋	削	孔	展	展	打	工	淨	氣	分	離	通
藝	穀	稗	穀	藝	具	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機

吾	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜	兜
掘	建	土	軌	醫	衛	洗	刷	軍	水	彈	銃	救	消	推	航	船	潛	車	車	運	信
暨							子	用	丸	砲											號
及							及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及
浚							除														扛
深	築	木	道	具	具	具	具	具	雷	具	弩	難	防	進	空	船	水	輪	輔	重	信

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
樂	運	教	計	印	文	販	廣	表	雜	金	窯	可	木	藥	靴	紙	燐	煙	製	飲	製				
動	具	及	習	算	字	房	賣	告	具	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	
器	具	具	器	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	

五 三 四 六 天 六 三 六 八 元 一 〇 六 六 六 七 五 六 一 七 九 四 五

七 六 元 六 三 六 七 六 三 五 一 六 五 六 九 二 四 一 二 四 四 三

六 九 九 元 四 四 七 一 二 三 六 三 四 三 一 二 五 二 三 三 三 一

八 七 〇 八 四 六 八 三 一 四 七 七 四 四 二 四 二 一 六 九 二 一

六 二 六 三 三 二 一 四 八 六 七 三 六 一 〇 一 〇 三 〇 三 一 七 三 五 三

八 八 六 一 七 一 五 一 〇 八 七 一 八 四 二 七 九 一 〇 三 九 三 三 二 元 一 〇 〇

四 三 六 六 〇 七 一 九 二 四 五 五 九 四 四 三 四 八 二 五 四 二 七

三 四 八 五 四 七 四 三 八 三 四 六 九 四 三 二 四 三 一 五 一 四

齒	齒	齒	齒	齒	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允	允
印	製	裁	染	布	織	斷	織	組	組	編	編	製	絲	絲	織	製	水	養	養	馬	捕				
		縫	帛			片							條	維											
刷	紙	及	色	整									網	及	絲										
		刺	理			織							取	取											
機	機	織	機	機	物	機	機	物	機	物	機	物	機	機	拔	績	拔	機	產	蠶	畜	具	除		

一〇 四 五 七 七 七 三 三 二 六 五 八 三 四 五 七 四 三 三 九 三

齒 七 四 四 三 七 三 九 一 〇 七 三 七 四 六 六 九 四 〇 一 四 三

四 七 七 三 三 二 三 四 二 六 〇 七 五 八 三 四 六 五 八 五 二 一

七 五 九 五 三 〇 一 五 一 五 六 三 二 二 四 四 七 四 三 三 一 三

八 四 三 〇 八 五 八 五 八 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

一 六

齒 二 六 六 四 三 三 六 八 九 五 七 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

九 二 〇 三 四 一 〇 九 三 六 九 〇 三 七 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六

一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	元						
顏	石	脂	質	硝	陶	金	冶	鑛	瓦	燃	蒸	化	電	非	有	無	雜	便	寢	止	燈	
	鹼	燭	物	子	磁器、煉瓦及耐火用品						餾	學	氣	金	機	機		器	具	及	鈎	
	及	油	セメント、人造石及瀝青	及		工	金	油	斯	料	發	具	學	素	物	物	具	廁	物	具	具	
七	五	三	二	一	四	三	二	一	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七
九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七
九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	三	四	五	六	七	八

二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	元
被	帶	冠	容	傘	履	金	箱	襪	靴	包	雜	壩	種	種	飲	喫	梯	家	卓	鎖	儀	禮	具	及	裝	飾	具
及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及
服	紐	物	具	杖	鞵	器	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽	樽
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一

海外特許關係資料

外國特許制度

特權又は獨占權として、君主から發明の實施を允許された事例は、遠く中世に於てヨーロッパ諸國に見られたことであつた。これは元來商工業の獎勵發展の一策として考へられたものではあつたらうが、後になつてその目的を誤つたため幾多の弊害を生じて、このやうな特權、獨占權の付與は世人の怨嗟の的となつた。この恩惠的な特權を廢止して、新規な製造方法の發明者に限つて一定の期間その發明實施の獨占權を與へたのが、英國に於ける一六二三年の專賣條例であつた。世界最初の特許法はこれである。

アメリカ合衆國は、英國に於ける工業の發達が發明に負ふこと最も多きに鑑みて、獨立戰爭後舊母國に倣つて特許法を制定した(一七九〇年)。これは

世界で第二番目の特許法である。佛國では第一革命(一七八九年)の時代に入つて、發明の合法的保護の要求が熾烈となり、國民議會は一七九一年一月佛國最初の特許法を定めて特許制度を樹立した。

その後十九世紀に入つて、一八〇六年伊太利に、一八一二年露西亞に、一八一五年プロシアに、一八一七年和蘭にそれぞれ特許法の制定を見、一八二〇年から一八九四年に至る間に於て世界の文明國は殆ど餘すところなく特許法を有するやうになつた。この特許法の濫床十九世紀を去ること四十年の今日では約百四十の國及植民地にそれぞれ特許法が施行されてゐる。

各國特許制度の内容を觀ると、必ずしも軌を一にしないものがあるが、新規な工業的發明について一定期間保護を與へると云ふ根本原則は相共通して

ゐる。それで各國特許制度間の著しい相違と云へば、發明の新規性又は特許性を審査した後に特許を與へるか否かの問題に歸着する。

發明内容の新規性を審査しないで特許を與へる制度を、無審査特許制度と云ひ、審査の後特許を與へる制度を審査特許制度と云ふ。従つてこの區別から、審査國と無審査國との別が生じて來る。

○審査制度 初期特許法では、英、米、佛共に無審査主義を採つてゐたが、米國は一八三六年に審査制度を採用してこれが先鞭をつけた。

同じ審査國と云つても更にこれを二つの部類に分けることが出来る。

(一) 出願公告なきもの 發明の新規性については審査するが、審査の結果特許し得るものと認められた場合出願公告をして異議の申立の機會を與へることなく、換言すれば所謂公衆審査に付することなくして特許を與へる國がある。アメリカ合衆國、カナダ、ラトヴィアの如きはこれに屬する。

(二) 新規性の審査と出願公告とを共に行ふもの 發明の新規性についての審査をした後特許し得るものと認められた場合更に出願公告をして、公衆に異議申立の機會を與へる國がある。この審査と出願公告の二つを結合した制度を最初に採用したのは獨逸であつて、一八七七年の特許法以來これを規定してゐる。英國は一八五二年の特許法を改正して、世界各國に先立ち出願公告・異議申立の制度を定めたが新規性審査の制度の採用はずつと遅れて一九〇二年のことであつた。

この制度は日本、英國、濠洲聯邦、印度、ニュージーランド等の英國植民地、丁抹、フィンランド、諾威、和蘭ソヴェート聯邦、瑞典等で採用されてゐる。尙一九三四年公布の伊太利工業所有權法もこの制度を採つてゐるが、同法はまだ施行の運に至らないばかりでなく、審査制度實行の適否について大分問題になつてゐるやうである。

○無審査制度 一にフレンチ・システムと呼ばれ佛國がこの制度を代表して

ゐるやうに思はれてゐる。所謂無審査制度もこれを三別することが出来るのではあるまいか。

(一) 單純に登録するもの 發明の新規性について些の審査もしないで特許を與へる國がある。尤もこの制度の國でも出願書類の方式の適否、特許性除外規定(例へば飲食物、公序良俗を紊るが如きものについての)の觀點から書類に眼をとほすことは勿論である。佛國は一八九一年來この制度を固守して今日に至つた。佛國の他、白耳義、ダンチツヒ、ドミニカ、西班牙、希臘、伊太利(現行法)、ルクセンブルク、モロッコ、ルーマニア、シリア及レバノン、土耳其等に行はれてゐる。

(二) 出願公告をするもの 發明の新規性について審査しない點は(一)と同様であるが、特許を與へるに先立つて出願の内容を公告して異議申立の機會を與へる點に於て異つてゐる。この制度を採る國には、エストニア、洪牙利、葡萄牙、南阿聯邦、テュニス、ユゴスラヴィア等がある。

(三) 方式審査を嚴重にするもの (一)及(二)の制度の國に比較して方式審査を嚴重に行ひ、殊に明細書、請求範圍の理論的構成、明確性を吟味する國がある。波蘭、瑞西はこの部類に屬してゐるが、就中瑞西ではこの種の審査嚴重を極めてゐて、特許局(聯邦智能的所有權局)の訂正命令數次に及ぶことがあるので、所謂審査國に於けるよりも却つて繁雜の感がある。尙芬蘭のやうに(一)、(三)の何れにも入れられる國がある。

左に主要外國に於ける特許制度の沿革及其の特徴の一端を略記する。

グレート・ブリテン(英國)

ジェームス一世の治下に於て、從來の特權を廢止し新に特許狀を付與することを規定した法律が公布された。これが一六二三年の專賣條例であつて英國特許制度の礎石となつてゐる。その後特許制度について特筆する程の改正もなく二百餘年を経過したが、一八五二年の特許法に於て出願公告制度を確

立し、公衆に異議申立の機会を與へて特許制度の信用を高め他面特許料を低減して特許出願を容易にしたことは刮目すべき大改正であつた。一八八三年特許意匠商標法を以て工業所有權各部門に關する規定を包括し、一九〇二年になつて初めて發明の新規性審査の制度を採用し、一九〇七年、一九一九年、一九二八年、一九三二年に大小の改正を行つた。尙一九〇七年の改正以後は商標關係の規定は分離されて特許及意匠法となつた。特許及意匠法中特異なものとして『當然實施許諾』(Licence of right)の規定を擧げることが出来よう。即ち『當然實施許諾』の裏書を受けるときは特許料を半減されるものであつて、アイルランド(自由國)及希臘の特許法に同様の規定があり、また獨逸新特許法(一九三六年)にもこれに倣つた規定(第十四條)がある。明細書に假明細書と本明細書との區別を置く點、特許權存續期間の延長を許す點等も他に類例の少いものである。

を知らなかつたために折角の特許も喜びに終つた例が少なくないから、合衆國への特許出願者は特に注意すべきである。これに類した規定は加奈陀特許法第二十六條中にも見る。

佛 蘭 西

審査制度を固持する國である。現行特許法は一八四四年の公布であるからこれが制定後やがて百年にもならうとしてゐる。今日に至る迄特許法改正の企圖されたことは度々あつたが根本的な改正の實現を見るに至らなかつた。佛國特許法では特許權存續期間を五年、十年、十五年に區別して出願者の選擇にまかせてゐるが何等實效あるものとも思はれない。また特許を受けた後特許品に相當する物を外國から輸入するときには特許權を喪はしめられると云ふやうな規定があるが工業所有權保護同盟條約國民との關係では適用されないからそれも殆ど空文である。

獨 逸

アメリカ合衆國
一七八九年四月三十日ジョージ・ウオシントン、大統領就任演説に於て發明の保護獎勵に言及した。そしてその翌年即ち一七九〇年の四月十日には米國最初の特許法の公布を見たがその内容は大體英國特許法(專賣條例)の規定に類するものであつた。その後一七九三年、一八〇〇年、一八一九年、一八三二年の改正を経て一八三六年に一大改正が加へられた。即ち一八三六年の法律によつて、從來の無審査主義を棄て、審査制度採用の先鞭をつけると共に初めて獨立した特許局を設置した。一八三七年、一八三九年、一八四二年(意匠特許)に於て枝葉の點に於ける改正があり、一八六一年には從來の特許權存續期間十四年を十七年とし法律によるに非ざれば特許權存續期間を延長し得ないものとして實質的には存續期間延長制度を廢止し更にその後十數回の改正を経て今日に及んだが、その中一九三〇年五月二十九日の

バザアリアでは一七九一年、プロシヤは一八一五年に特許法が施行されたやうに獨逸のある邦では比較的夙く特許制度の實施を見たが全體的な獨逸帝國特許法が制定されたのは一八七七年のことであつた。發明の新規性の審査と出願公告制度とを併せて採用した特許法は世界各國中これをもつて嚆矢とする。一八九一年、一九一一年に改正があり、その後久しく改正實現の機を得られなかつたが(尤も、一九二三年に特許權存續期間を十五年より十八年とする)、一九三六年五月五日(同年十月一日より施行)漸く新特許法の公布を見るに至つた。

現行獨逸特許法の規定中特徴あるもの一、二を擧げる。
特許出願者(又はその前權利者)は出願にかゝる發明を出願前六月以内に刊行物に記載し又は公然使用しても何等發明の新規性を喪はしめられないと云ふ意味の規定を第二條に見る。これは米國特許法の規定に倣つたものと見られてゐる發明者にとつて寛大な規定

改正即ち無性繁殖による植物の新種を保護して所謂植物特許の道を開いたことは注目に値する。
現行特許法の規定中特徴あるものを一、二擧げる。
特許出願前二年以内にその特許出願にかゝる發明が内外國刊行物に記載され又は國內に於て公用されたことは發明の新規性喪失の原因とならない點(修正法律第四八八六條)は加奈陀特許法の同様の規定と共に發明者に對し寛大なものと云ふべきである。因にこれと同様の趣旨の規定は獨逸新特許法にもある。
修正法律第四八八七條第一項の解釋から、外國に最初に特許出願した後一年以上を経過して米國に特許出願をした場合は、假令米國に出願當時その發明が公知公用に屬さなくとも一旦その外國に於て特許を與へられるに至れば米國に於ては特許を與へることなく、また與へられた特許は無効とされる危険が考へられるが、この規定は屢々問題を惹き起すものであり、又この規定

に思へるが是非の論もある。國內では發明者にとつて便益があるが、大多數の外國ではかゝる行爲は發明の新規性喪失の原因となるが故に外國出願の場合危険があるとも云はれる。殊に獨逸人は外國特許を受けること最も多き國民だけにかゝる懸念もあらう。しかし一九三四年ロンドンで開かれた工業所有權保護條約改正會議でも、この獨逸新特許法の規定と同一趣旨の規定が提案され贊成國が相當多かつたところを見ると、今後この種の規定を取り入れる國が出て來るのではなからうか。
發明者の經濟的負擔を軽くするため、第一年及第二年の特許料を廢止し貧困者のために特許料等納付の猶豫を與へてゐる(第十一條)。また新特許法は『當然實施許諾』の制度を採用したが、これは英國その他一二の國にも行はれてゐる制度である。(多紀樂徳)

- ルダン」を除く)
- △「タンガニイカ」
- △「トリニダッド」及「トバゴ」
- 希臘
- △「ハンガリー」
- 「アイルランド」
- △伊太利
- △「エリトリア」
- △「エゲ」海諸島
- △「リビア」
- 日本
- 朝鮮
- 臺灣

- 樺太
- 「ラトヴィア」
- △「リヒテンシュタイン」
- 「ルクセンブルグ」
- △「モロツコ」(佛蘭西地帯)
- △「メキシコ」
- 諸威
- △「ニュージランド」
- △「西」サモア」委任統治地域
- △和蘭
- △蘭領印度
- △「スリナム」及「キユラサオ」
- △「ポーランド」

- △「ポルトガル」(「アソレス」及「マデイラ」を含む)
- 「ルーマニア」
- △瑞典
- △「ダンジール」地方
- △「テュニス」
- △「トルコ」
- △「ユーゴスラヴィア」
- 〔備考〕
- 「ワシントン」條約参加を示す
- △「ハーグ」條約参加を示す
- 「ロンドン」條約参加を示す

最近十年間各國特許及實用新案登録出願件數一覽表

其の一 (昭和三年—昭和七年)

日	國名	年次	計實特
日本		昭和三年	一三、〇五九 三九、五九七 四三、六八八 3
		昭和四年	一四、二九六 三三、一一一 四七、四〇七 3
		昭和五年	一五、四〇〇 三六、四七七 五三、九七七 3
		昭和六年	一五、一八三 三六、三九六 五三、四九七 3
		昭和七年	一三、八八六 三三、九八一 四七、八九一 3

獨逸	捷地	カナ	アメリカ合衆國	佛蘭	グレート・ブリ	イタ	瑞	チエツ	アキア
七、八九五	六、八七七	一三、七三二	八、六四〇	八、八三七	三三、〇〇四	一、五五五	二、五七六	八、二六九	八、四六一
3	1	8	2	5	4	7	10	7	9
三、六八八	二、〇〇一	一四、〇一一	八、九五四	八、九六九	三三、三三七	三、八八八	二、一七九	八、六四四	九、二二三
1	9	1	6	2	5	4	7	10	8
六、四〇〇	一、五五三	一五、五五三	九、七九八	八、八四八	三三、二八〇	三、九三九	二、四三三	九、二一八	一〇、〇〇四
1	9	1	6	2	5	4	7	10	8
三、六六六	七、一七一	一四、八七七	九、三三三	九、九二一	三三、六四一	三、二七	一〇、三三三	八、九〇〇	九、五七〇
1	1	1	9	2	5	4	7	10	8
六、三三三	一、三三三	一三、八八〇	八、一六〇	一〇、五〇〇	三三、〇〇三	三、七〇三	九、二七六	八、一五五	八、三三四
1	10	1	6	2	5	4	7	8	9

其の二 (昭和八年—昭和十二年)

日本	獨逸	捷地	カナ	アメリカ合衆國	佛蘭	グレート・ブリ	イタ	瑞	チエツ	アキア
一三、九〇四	三、八四三	四、七三七	二、九三三	八、八三七	三三、〇〇四	一、五五五	二、五七六	八、二六九	八、四六一	九、三三二
3	1	10	7	2	5	4	10	7	9	7
一四、七三三	四、九一九	四、六一一	三、八八六	八、九六九	三三、三三七	三、八八八	二、一七九	八、六四四	七、四一八	九、三三三
3	1	10	7	2	5	4	10	7	9	7
一六、六四五	四、九八八	四、六三三	三、五九三	八、九三三	三三、二八〇	三、九三九	二、四三三	九、二一八	七、四一八	一〇、八八三
3	1	10	7	2	5	4	6	10	6	6
一八、五二一	四、三三三	三、一四三	三、二六二	八、八四八	三三、六四一	三、二七	一〇、三三三	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、九八八
2	1	9	6	2	5	4	9	10	6	6
一七、八六一	三、八八三	三、九六四	三、七〇三	八、一六〇	三三、〇〇三	三、七〇三	九、二七六	八、一五五	八、一五五	一一、一八一
3	1	10	7	2	5	4	10	8	6	6

國名	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
アメリカ合衆國	五、六四	五、八三	五、四四	六、七〇	六、四六
佛蘭西	三、一五	三、〇六	一、九〇	一、七六	一、七四
グレート・ブリテン	三、七四	三、四九	三、一六	三、八七	三、六六
イタリア	九、九六	九、八三	八、九三	九、〇九	九、五九
ソ連	八、二四	八、五八	七、六三	七、八七	九、九二
チエツコスロヴァキア	七、八九	七、九三	七、五〇	八、〇六	八、四六
計實特	9 8 6 4 5 2	9 8 6 4 5 2	9 8 7 4 5 2	8 10 7 4 5 3	9 8 7 4 5 2

〔備考〕 前掲諸國中實用新案制度あるは日本及獨逸の二國のみ

最近 各國特許及實用新案登録件數一覽表

其の二 (昭和三年—昭和七年)

國名	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
日本	四、七四	五、〇九	四、九七	四、三八	四、八四
獨逸	一、五九	一、七二	一、七二	一、六八	一、九八
地義	一、八〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
耳利	三、四〇	四、四〇	四、九〇	五、三〇	五、五〇
ナ義	九、二六	九、四八	九、五五	九、〇七	八、三〇
アメリカ合衆國	四三、七二	四四、六八	四四、六一	四三、二六	四三、八六
計實特	6 7 10 1 5	2 6 7 10 1 5	2 6 8 10 1 5	2 6 8 10 1 5	2 7 8 10 1 5

國名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
佛蘭西	三、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
グレート・ブリテン	一、七六	一、八七	二、七五	二、四九	二、一五
イタリア	五、四九	八、三五	一〇、八〇	一〇、九七	一一、二四
ソ連	五、八九	六、五八	七、〇九	七、三四	七、四三
計實特	8 9 4 3	9 8 4 3	9 7 4 3	9 7 4 3	9 6 4 3

其の二 (昭和八年—昭和十二年)

國名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
日本	五、五二	四、六三	四、七六	四、八三	四、六五
獨逸	二、七五	一、七〇	一、六三	一、七五	一、五二
地義	四、〇〇	三、七〇	三、八七	三、〇五	三、〇〇
耳利	七、三九	六、四六	五、六一	六、〇九	六、一六
ナ義	九、三〇	八、四三	八、〇七	七、九五	七、八六
アメリカ合衆國	四九、二九	四八、〇〇	四一、〇三	四〇、二五	三八、〇九
佛蘭西	二〇、〇〇	一九、〇〇	一八、〇〇	一七、七〇	一七、七五
グレート・ブリテン	一六、五八	一六、八六	一七、六五	一七、八九	一七、六四
イタリア	九、三七	一〇、〇〇	九、八九	一一、八七	九、九〇
ソ連	七、〇二	七、八七	七、四八	六、八三	六、四四
計實特	9 6 5 3 2 7 8 10 1 4	8 6 5 3 2 7 9 10 1 4	8 6 5 4 2 7 9 10 1 3	8 6 4 5 2 7 9 10 1 3	8 6 4 5 2 7 9 10 1 3

〔備考〕 前掲諸國中實用新案制度あるは日本及獨逸の二國のみ

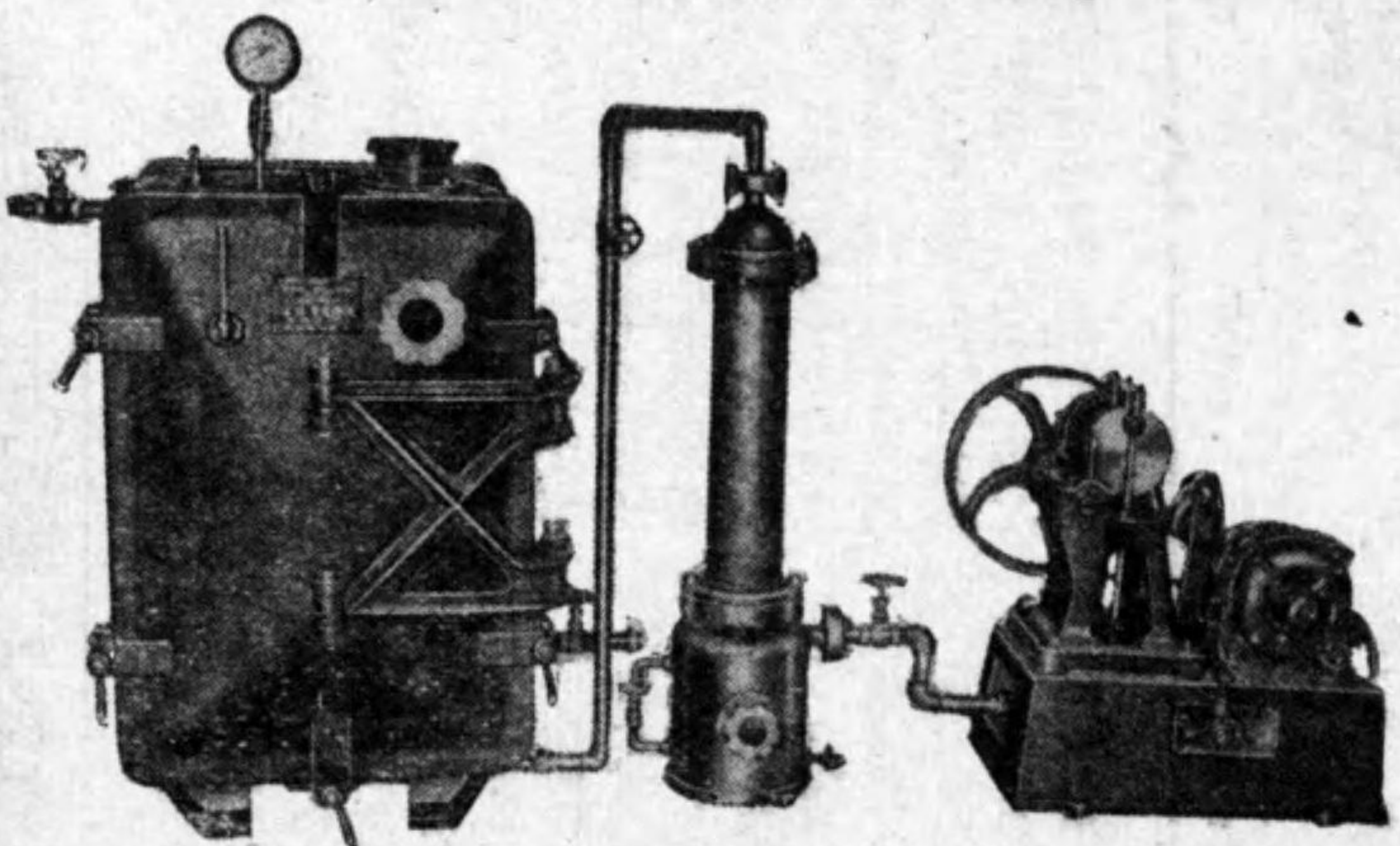
○各國現行特許法

- 獨逸—一九三六年五月五日特許法
- 白耳義—一九五四年五月二十四日特許法(其の後數回一部改正あり)
- カナダ—一九三五年六月十三日特許法
- アメリカ合衆國—一八七〇年七月八日修正法律(其の後數回一部改正あり)
- 佛蘭西—一八八四年七月五日特許法(其の後數回一部改正あり)
- グレート・ブリテン—一六二三年專賣條例、一九〇七年八月二十八日特許及意匠法(其の後數回一部改正あり)
- 伊太利—一八五九年十月三十日特許法(其の後數回一部改正あり)
- 瑞西—一九〇七年六月二十一日特許法(其の後數回一部改正あり)

○各國特許局
アドレス

- | | |
|-----------|--|
| 日本 | 東京市麹町區三年町一番地 |
| 獨逸 | Patentamt,
Gitschinerstrasse 97-103,
Berlin S. W. 61,
Deutschreich. |
| 白耳義 | Direction Générale de l'Industrie,
Ministère de l'Industrie, du Travail et de la Prévoyance Sociale,
19, Rue de la Loi,
Bruxelles,
Belgique. |
| カナダ | Patent Office,
Ottawa,
Canada. |
| アメリカ合衆國 | United States Patent Office,
Washington, D. C.,
U. S. A. |
| 佛蘭西 | Direction de la Propriété Industrielle,
Ministère du Commerce et de l'Industrie,
26 bis, Rue de Péetrograd,
Paris (8 ^e),
France. |
| グレート・ブリテン | Patent Office,
25, Southampton Buildings,
London W. C. 2,
England. |
| 伊太利 | Ufficio della Proprietà Intellettuale,
Ministero dell'Economia Nazionale,
Via XX Settembre No 18,
Roma,
Italia. |
| 瑞西 | Bureau Fédéral de la Propriété Intellectuelle,
Berne,
Suisse. |

眞空乾燥機



- | 用途 | |
|----|----------------|
| 1 | ゴム工業、皮革工業、製紙工業 |
| 2 | 製糸業、染織工業ノ乾燥装置 |
| 3 | 食品品及製菓工業乾燥装置 |
| 4 | 製薬工業、石鹼工業乾燥装置 |
| 5 | 染料、火薬乾燥装置 |
| | 電気機製作品乾燥装置 |

製品科目

- 眞空蒸發機 バアキウムエバポレーター
- 眞空乾燥機 バアキウムドライヤー
- 眞空浸透機 インプレグネーティングプラント

東京市芝區三田松坂町三十六番地

合資 芝製作所

電話(44)高輪(二)一三三番
電話(44)高輪(四)五二七番
第二・第三工場 芝區白金志田町五四

滿洲國特許關係資料

○工業所有權 政務概況

一 施政の方針及其の概要

滿洲帝國は建國後夙に工業所有權制度の確立に意を用ひ、既に大同二年(昭和八年)には商標局を創設し商標法の施行に依りて舊政權時代以來混亂狀態に放置されてゐた商品取引界を正常化し一般購買者の保護に當つてゐたのであるが、更に發明及意匠に關する權利を保護し且之が産業開發に對する貢獻を期する爲、康德三年(昭和十一年)には商標局を現在の特許發明局に改組

し、特許發明法及意匠法を施行したのである。而して其の施行經過の概要は左の如くである。

- 1 工業所有權制度の根本方針。
- 2 建國精神に基き工業所有權の保護に付門戸開放四海平等の主義を採ること。
- 3 治外法權の撤廢を期すること。
- 4 日滿不可分の根本方針に基き、兩國相互間の工業所有權保護を緊密ならしむること。
- 5 外交の調整を待ち何時にても工業所有權保護同盟條約に加入し得ること。

第二 機構の整備

- 1 商標法を施行する爲大同二年九月十三日敕令第七十三號を以て商標局官制を制定施行して商標局を開設し、實業部總長の管下に屬して商標に關する事務を掌らしむることとした。
- 2 特許發明法及意匠法を施行する爲康德三年四月九日勅令第四十五號を以て特許發明局官制を制定、同年六月一日之を施行して從來の商標局を特許發明局に改組し、實業部大臣の管下に屬して發明、意匠及商標に關する事項を掌らしむることとした。

第三 關係法令の制定

左表の通り

件名	公布年月日	番號	施行年月日	備考
一、官制關係 1. 商標局官制	大同二、九、一三	教 七三	大同二、九、一三	康德三、四、九、 勅四五廢止

件名	公布年月日	番號	施行年月日	備考
2. 特許發明局官制	康德三、四、九	勅 四五	康德三、六、一	
3. 高等官官等俸給令改正の件	大同二、九、二一	勅 四六	同	
4. 委任官官等俸給令改正の件	大同二、九、二一	勅 四七	同	
5. 特許收用審査委員會官制	同	勅 四八	康德三、六、一五	
6. 特許發明局公報發行規程	同	實 一一	同	
二、商標關係 1. 商標法	大同二、九、二一	教 七七	大同二、一一、二〇	
2. 商標法中改正の件	康德三、七、一	勅 一〇三	大同二、一一、二〇	
3. 商標法施行細則	大同二、九、二一	實 六	大同二、一一、二〇	
4. 商標登録令	同	實 九	同	
5. 商標登録令施行細則	同	實 一〇	同	
三、特許發明關係 1. 特許發明法	康德三、四、九	勅 三五	康德三、六、一五	
2. 特許發明法施行期日に關する件	康德三、五、一五	勅 三五	同	
3. 軍事上秘密を要する發明に關する件	康德三、四、九	勅 三五	同	
4. 特許收用法	同	勅 三六	同	
5. 特許發明法施行規則	同	實 六	同	
6. 特許登録令	同	勅 三六	同	
7. 特許登録令施行規則	同	勅 三八	同	
8. 特許登録税法	同	勅 三七	同	
9. 特許及意匠に關する各種の手續料の件	同	勅 三六	同	
10. 特許及意匠に關する各種の手續料	同	實 一〇	同	

四、意匠關係	
1. 意匠法	康德三、四、九
2. 意匠法施行期日に關する件	康德三、五、一五
3. 軍事上秘密を要する意匠に關する件	康德三、四、九
4. 意匠の收用に關する件	同
5. 意匠の登録に關する件	同
6. 意匠登録税法	同
五、辨理士關係	
1. 辨理士法	康德五、一、一三
2. 辨理士登録規則	同
3. 辨理士考試令	康德五、二、一七

第四 治外法權の撤廢及日滿協定の締結

1 康德三年六月十日（滿洲國に於ける日本國臣民の住所及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間の條約）「康德三年條約第一號」を締結し治外法權撤廢の第一序として同年七月一日より特許發明法、意匠法及商標法並に其の附屬法令を在

康德三、四、九	勅	四〇	康德三、六、一五
康德三、五、一五	勅	六六	
康德三、四、九	勅	四二	
同	勅	八	
同	勅	四三	
同	勅	四四	
康德五、一、一三	勅	一	康德五、一、一三
同	勅	三	
康德五、二、一七	勅	一六	

滿日本國臣民に適用することとした。尤も商標法に在つては其の施行と同時に日本國臣民を始め他の外國人も其の權益擁護上自發的に其の適用を受けつつあつたものである。

2 康德三年六月二十九日「滿洲國日本國間工業所有權に關する協定」（康德三年條約第二號）を締結し、

3 日本國の治外法權撤廢に伴ひ他の舊治外法權國人民に對しても他の法令同様工業所有權に關する法令を適用することとなつたのである。

第五 開局以來の出願件數及處理の狀況

摘要	年別	合計
前年度より持越未處理件數	康德三年	五、七三五
	康德四年	四、四六二
受理出願件數	康德三年	一、二七三
	康德四年	五、六二三
登録査定	康德三年	〇
	康德四年	一〇
拒絶査定	康德三年	〇
	康德四年	四七
取下其他	康德三年	一、二七三
	康德四年	五、六八〇
處理済件數	康德三年	四、四六二
	康德四年	八、九五九
翌年度へ持越未處理件數	康德三年	四、四六二
	康德四年	七、七四一
現(九月末日)在		七、四五五
合計		二〇、九〇四

〇意匠

摘要	年別	合計
前年度より持越未處理件數	康德三年	七、八三三
	康德四年	五、九七
受理出願件數	康德三年	一、八六
	康德四年	七、二五
登録査定	康德三年	〇
	康德四年	〇
拒絶査定	康德三年	〇
	康德四年	一〇
取下其他	康德三年	一、八六
	康德四年	六、九四
處理済件數	康德三年	一、四二三
	康德四年	四、五七
翌年度へ持越未處理件數	康德三年	一、一八六
	康德四年	二、二八二
現(九月末日)在		一、一八六
合計		三、一六九

○商標

摘要	前年度より持越未處理件數		受理出願件數		處理濟件數		翌年度へ持越未處理件數
	受	出	登	拒	取	計	
大同二	二四六	二四六	〇	〇	〇	〇	二四六
大同三	二四六	二四六	九二〇	九二〇	七四〇	九二〇	七四〇
康德二	七四〇	七四〇	四七六	四七六	四四二	四七六	四四二
康德三	四四一	四四一	三六五	三六五	二四二	三六五	二四二
康德四	二四二	二四二	二五七	二五七	一四四	二五七	一四四
康德五	一四四	一四四	二八七	二八七	一四〇	二八七	一四〇
康德六 九月末 日現在	一五〇	一五〇	二五九	二五九	一六三	二五九	一六三
合計	三九四	三九四	二五九	二五九	一六三	二五九	一六三

○開局以來の歳入及歳出
一歳入(印紙收入)

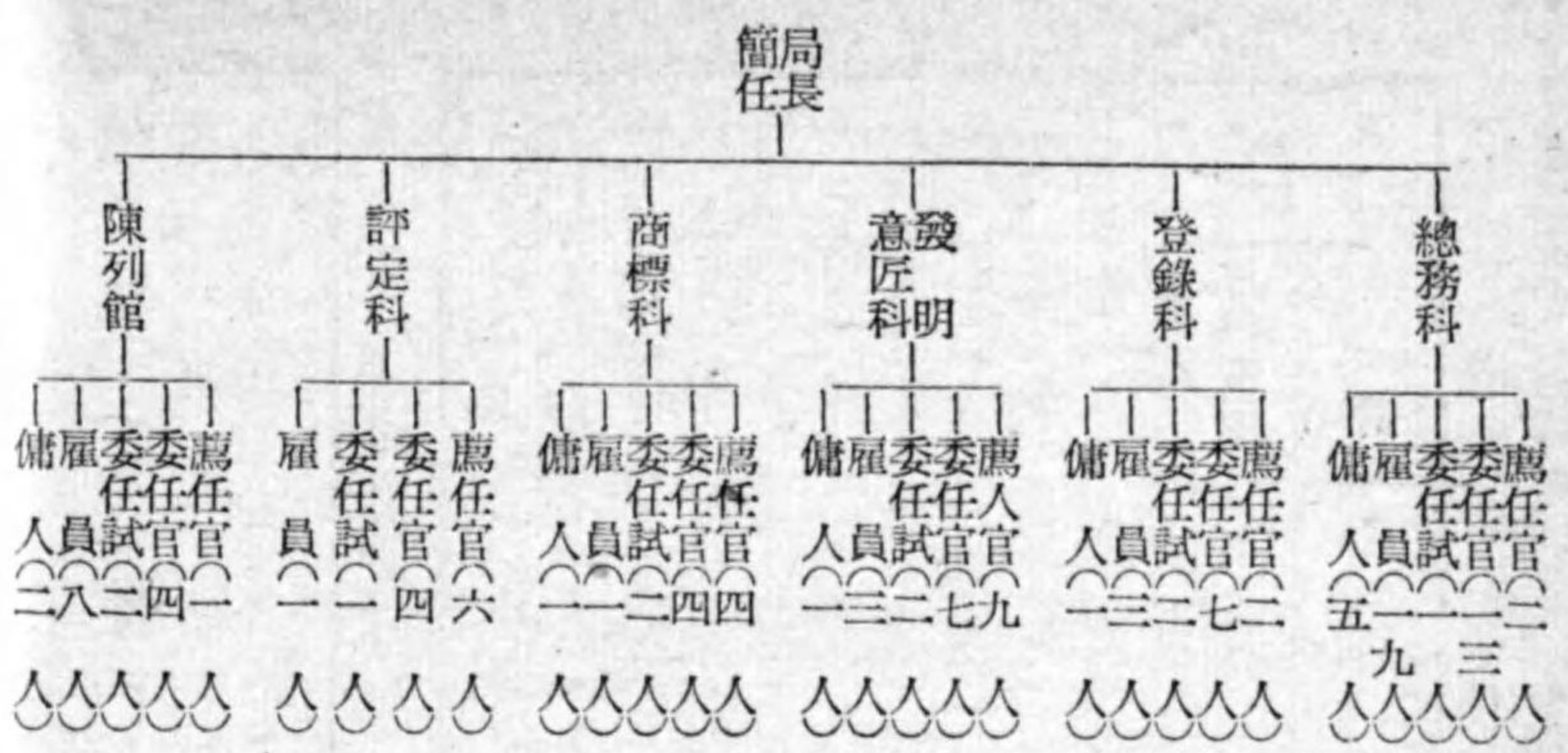
區分	康德元年	康德二年	康德三年	康德四年	康德五年	康德六年 八月末
特許料	二二七	二二八	一八五	一一八	九八	六九
特許料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
登錄料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
登錄料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
手登料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	二二七	二二八	一八五	一一八	九八	六九

二歳出

商標	登錄料		登錄料		手登料		合計
	登	手	登	手	登	手	
大同二年	八二	一三六	〇	〇	〇	〇	二一七
康德元年	一三六	六六	〇	〇	〇	〇	二〇〇
康德二年	一三六	六六	〇	〇	〇	〇	二〇〇
康德三年	一七二	八二	〇	〇	〇	〇	二五四
康德四年	一七二	八二	〇	〇	〇	〇	二五四
康德五年	一七二	八二	〇	〇	〇	〇	二五四
康德六年 九月末 日現在	一七二	八二	〇	〇	〇	〇	二五四
合計	一三六	六六	〇	〇	〇	〇	二〇〇

二施政現況
第一出願狀況

特許願種別	月別											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計	備考	
特許	三五	三五	三五	三六	三六	三六	三七	三七	三七	三三	之を出願者	



第四 辨理士制度の確立

工業所有權に關する諸制度の整備發展に伴ひ、他人の委嘱に因り發明、意匠又は商標に關し特許發明局に對し爲すべき手續に付代理、鑑定其の他の事務を行ふことを職務とする辨理士の素質を向上するの要ありと認め、辨理士法(康徳五年一月十三日公布勅令第一號)及辨理士考試令(同年二月十七日公布勅令第六號)並に其の附屬法令を制定施行し、其の資格、職能取締等に關する事項を法律上明確ならしめたのであつた。之を以て工業所有權に關する立法事業は一段落を告げたのである。因に辨理士の現在數(康徳六年九月末)は三十一名である。

第五 工業所有權制度の普及

徹底に關する施設
工業所有權制度の普及徹底を期する爲、曩に其の目的を以て設立せられた社團法人滿洲發明協會との間に緊密なる連絡を執り、奉天及哈爾濱に於て毎月一回宛相談會を開催し一般の質疑に應答するの外隨時講演會、座談會を開

催し又諸種のパンフレットを發行する等大に力を致してゐる。

第六 發明及考案の獎勵

發明及考案を獎勵する爲、特許發明局後援の下に社團法人滿洲發明協會をして毎年國內主要都市新京、奉天、哈爾濱、安東、大連等に於て發明展覽會及兒童創作品展覽會を開催せしめ好成績を收めてゐる。

○滿洲國出願手續

滿洲國の特許發明法は日本特許法を母法として制定されたものであるから、手續法に於ても日本特許法のそれと略々趣を同するものであるが、茲に日本よりの出願を對象とし、手續上留意すべき點を略記すれば次の通である。

一、願書の方式に就て

願書の記載様式は概ね日本と同様であるが、發明者、住所、氏名の處は發明者自身が出願する場合に於ても發明者と出願人の異なる場合と同様、出願

人が誰であるかを表示することを必要とするから、例へば出願人(發明者)の如く書くことを要するのである。

二、書類の差出に就て

差出書類は日本から直接特許發明局に送付されても受理されない。即ち必ず滿洲國內に住居を有する代理人の手を経なければ一切の手續を爲し得ぬことになつてゐる。殊に特許年金の如きも從來直接納付される向もあるが、斯くては不受理處分を受け、自然權利者に於ても不利益不都合を蒙ることになるから注意して欲しい。(出願手数料及特許料其の他の手数料は凡て滿洲國の收入印紙で納付すべきである)。

三、共同出願の場合に就て

出願人數人共同して出願を爲す時は必ず代表者選定届を添付し、願書面に代表者の表示を爲すこと、然らざるときは受理されない。此の點日本に於ては出願書面に代表者の表示なきときは各人相互に代表するものとして便宜上初めに記載しある出願人宛に爾後の手續を進めてゐるが滿洲國に於ては必ず

代表者を必要としてゐるのである。

四、優先權主張の出願に就て

滿洲國は未だ工業所有權保護同盟條約に加盟し居らざるも優先權主張に關しては「特許發明法第十一條」及「日本國滿洲國工業所有權相互保護に關する協定」に規定されてゐる、即ち何れか第一國に爲したる出願の日より一年以内(特許及意匠は十二月商標は六月以内となつてゐる)に滿洲國に出願ありたるときは其の出願は第一出願の時に於て之を爲したるものと見做されるのである。

而して右の優先權の主張は出願當初に於て之を爲すものに付てのみ認められ、爾後に於て之を主張しても優先權は享受し得ざることになるのであるから此の點特に注意を要する。蓋し日本に於ける優先權の主張は、當該出願が工業所有權保護同盟條約第四條に適合するものなるときは審査又は審判緊屬中何時にても右の主張を爲し得るものとし、主張の時期に付ては同條約第四條丁に「各國ハ何時迄ニ右ノ宣言ヲ爲

スベキカラ定ムベシ」とあるも日本に於ては此の點に付別段の定めなきこととなつて居るからである。

尙特に重要な事は日滿協定(第二條)に基く優先權主張の出願は(一)出願人が日本人であること(二)第一出願が日本國に於て爲されたことを條件とすることである。

故に假令日本人と雖も第一出願を第三國に爲し、又は第三國人が其の第一出願を日本國に爲したる場合は、協定第二條に依る優先權の享受は許されぬこととなるのである。即ち之等は特許發明法第十一條に基き出願せらるべきものなのである。而して是等優先權主張の爲には其の出願時期は前掲の如く第一出願の時より一年内と限定されてゐるのである。

五、證明書の援用に就て

日本特許法施行規則第八條に相當すべき特許發明法施行規則第九條に「本則ニ依り差出スベキ證明書ハ同時ニ數箇ノ出願請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ一ノ手續ニ付之ヲ差出シ

其ノ他ノ手續ニ付テハ其ノ旨ヲ表示スルヲ以テ足ル」同第十條に「他ノ事件ニ付特許發明局ニ對シ既ニ證明書ヲ差出シタル者ハ其ノ事項ニ變更ナキトキハ其ノ旨ヲ表示スルヲ以テ足ル」と證明書の差出の省略に付規定してあるが、是等書類の採用には必ず其の寫本を添附することになつてゐるから注意を要する。

六、明細書に就て

明細書の書式も略々日本と同様であるが、日本に於ける「發明ノ性質及目的ノ要領」及「發明相互ノ關係」の項は各別とせず一括して「發明ノ詳細ナル説明」の項中に包含せしめてゐる。次に請求範圍には全然附記の記載を認めてゐない。

猶、之は日本よりの出願の大部分に互り見受らるゝところであるが滿洲國に於ては「特許請求ノ範圍」でなく「特許請求範圍」となつてゐる故瑣末の點乍ら留意を煩し度いのである。

主要博物館・美術館

東京帝室博物館	東京市上野公園	特許局陳列館	東京市麹町區三年町
奈良帝室博物館	東京市上野公園	日本赤十字社考館	東京市芝公園
正倉院	奈良市御料地	農古館	宇治山田市
恩賜京都博物館	京都市御料地	新瀉縣鄉土博物館	宇治山田市
明治神宮寶物館	京都市大和路	山形縣鄉土博物館	山形市
聖德記念繪畫館	東京市代々木	岐阜縣鄉土博物館	岐阜市
憲法記念館	東京市神宮外苑	臺灣總督府博物館	臺北市
東京科學博物館	東京市神宮外苑	臺灣總督府博物館	臺北市
美術研究所	東京市神宮外苑	臺灣總督府博物館	臺北市
東京府美術館	東京市上野公園	臺灣總督府博物館	臺北市
東京府立美術館	京都市上野公園	臺灣總督府博物館	臺北市
大阪府立美術館	京都市岡崎公園	臺灣總督府博物館	臺北市
遊就館	大阪市茶臼山町	臺灣總督府博物館	臺北市
國防館	東京市九段三ノ六	臺灣總督府博物館	臺北市
飛行行館	東京市九段三ノ六	臺灣總督府博物館	臺北市
滿蒙資源館	東京市丸の内	臺灣總督府博物館	臺北市
鐵道博物館	東京市須田町一	臺灣總督府博物館	臺北市
遞信博物館	東京市富士見町	臺灣總督府博物館	臺北市
電氣博物館	東京市麹町區有樂町	臺灣總督府博物館	臺北市
電氣科學館	大阪市四ツ橋	臺灣總督府博物館	臺北市

發明者の良き相談相手

- 發明考案に關する技術上の指導
- 發明考案品の見本雛形の製作
- 發明考案の試験其他一般の鑑定分析
- 設備機械器具の貸與
- 構造模型の製作

社団法人 帝國發明協會研究所

東京市目黒區下目黒二ノ四六三
電話大崎(49) 三二二三番・四〇四二番
(市電目黒終點、省線目黒驛下車)

- ◇簡易懇切
- ◇秘密嚴守
- ◇費用實費

同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同

○社団法人帝國發明協會定款

- 第一章 總則**
- 第一條 本會ハ工業所有權ノ發達及其ノ完全ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ帝國發明協會ト稱シ之ヲ法人トス
- 第三條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス
本會ニ副總裁一名ヲ置ク副總裁ハ總會ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委嘱ス
- 第四條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ト認ムル地方ニ支部ヲ設ク支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二章 會員**
- 第五條 會員ヲ別ツテ左ノ六種トス
一 普通會員 會費トシテ每一ケ年
- 二 正會員 會費トシテ一時又ハ數回ニ金百圓以上又ハ每一ケ年金六圓(一ケ月金五十錢)ヲ納ムル者
- 三 特別會員 會費トシテ一時又ハ數回ニ金貳百圓以上又ハ每一ケ年金拾貳圓(一ケ月金壹圓)ヲ納ムル者又ハ理事會ニ於テ推薦シタル者
- 四 維持會員 會費トシテ每一ケ年金百圓(一口)以上ヲ納ムル者
- 五 有功會員 本會ニ有力ナル贊助ヲ爲シタル者若クハ工業所有權其ノ他產業ノ發達ニ關シ功勞アル者又
- 六 名譽會員 工業所有權其ノ他產業ニ關シ功績顯著ナル者又ハ學識名譽アル者ニシテ本會ニ於テ推薦シ入會シタル者
- 普通會員、正會員、又ハ特別會員ト維持會員、有功會員又ハ名譽會員トハ相兼ヌルコトヲ得
- 第六條 削除
- 第七條 何人ト雖モ本會ノ目的ヲ贊助

○研究所

工學博士 牧田 環
辛島 知己
工學博士 關口 八重吉
工學博士 山本 忠興
野口 寅之助

第三章 事業

- 第十一條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ執行ス
- 一 工業所有權ニ關スル制度ノ完備ヲ圖ルコト
- 二 工業所有權ニ關スル學理ヲ攻究スルコト
- 三 工業所有權ニ關スル事實ヲ調査スルコト
- 四 工業所有權ノ發達保護ニ付功績アル者ヲ表彰スルコト
- 五 發明、實用新案及意匠ノ案出、出願及實施並商標ノ出願ヲ補助スルコト
- 六 工業所有權ノ讓渡又ハ質入ニ付仲介スルコト
- 七 發明、實用新案、意匠又ハ商標ノ懸賞募集ヲ爲シ又ハ依頼ニ應シ其ノ事務ヲ取扱フコト
- 八 發明及實用新案ノ效果ヲ證明スルコト
- 九 工業所有權ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁スルコト
- 十 定期刊行物ヲ發行スルコト
- 十一 講演會又ハ談話會ヲ開クコト
- 十二 工業所有權ニ關スル物品ノ博覽會、共進會又ハ展覽會ヲ開設スルコト、博覽會、共進會又ハ展覽會ノ開設アル場合ニ於テ工業所有權ニ關スル物品ノ出陳ニ關スル事務ヲ取扱フコト
- 十三 工業所有權ニ關スル物品ノ常設陳列所ヲ設クルコト
- 十四 技術ニ關スル研究所ヲ設クルコト
- 十五 發明ニ關スル見本ノ製作又ハ其ノ試驗ニ對シ助成ヲ爲スコト
- 十六 前各號ノ外評議員會ノ決議ヲ經テ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナルト認メタル事項
- 第四章 役員及職員**
- 第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 會長 一名
二 副會長 若干名
三 專務理事 一名
四 理事 若干名
五 監事 若干名
六 評議員 若干名

支部ヲ設ケタル場合ニ於テハ支部長ヲ設ク、支部長ハ支部ノ申請ニ基キ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ委囑ス會長、副會長及事務理事ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ副會長ノ員數ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

理事及監事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ選任ス其ノ員數ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選任シタル者、支部長及支部會員ノ互選ニ依リ百人毎ニ一人ノ割合ヲ以テ支部會員中ヨリ選出シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

必要アルトキハ理事ノ互選ニ依リ常務理事若干名ヲ置クコトヲ得

第十二條ノ二 本會ニ主事、技師、書記及技手若干名ヲ置キ會長之ヲ命免ス

第十三條 會長ハ調査其ノ他ノ事項ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ役員又ハ其ノ他ノ者ニ付臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第十四條 評議員ノ員數ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第十五條 役員ノ任期ハ四年トス但手當ヲ受クル專務理事其ノ職ヲ去リタルトキハ同時ニ理事ヲ辭任シタルモノト看做ス

補缺ニ依ル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期終了後ト雖モ後任者ノ就職迄尙其ノ職務ヲ行フヘキモノトス

第十六條 役員ハ總テ名譽職トス但專務理事ニ對シテハ評議員會ノ決議ニ依リ相當ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第十七條 會長ハ本會ヲ統轄シ本會ヲ代表スルモノトス

會長ハ定款ノ規定並總會評議員會ノ決議ニ反セサル範圍内ニ於テ本會ノ事務ヲ處決スルコトヲ得

會長ハ常務ノ執行ニ就テハ其ノ權限ヲ專務理事ニ委任スルコトヲ得

第十八條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長故障アルトキハ代テ其ノ事ヲ行フモノトス

第十九條 專務理事及常務理事ハ會長ノ指揮監督ヲ承ケ本會ノ事務ヲ攝理ス

第二十條 理事ハ本會ノ事務ヲ分掌シ專務理事故障アルトキハ代テ其ノ事務ヲ行フモノトス

第二十一條 監事ハ本會ノ事務ヲ監査シ其ノ他法令ニ定ムル事務ヲ行フモノトス

第二十二條 評議員ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ本會ノ事務ヲ討議ス

第二十三條 主事及技師ハ會長、專務理事、常務理事及理事ノ命ヲ承ケ會務ヲ處辨ス

第二十四條 書記及技手ハ上司ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

第二十五條 會議ヲ分チ總會、評議員會及理事會ノ三種トシ總會ヲ分チ通常總會及臨時總會ノ二種トス

第二十六條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開キ前年度ノ收支決算、財産目錄、貸借對照表及事業ノ狀況ヲ調査ス臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認ムル

場合ニ於テ之ヲ開クモノトス會員壹百名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求シタルトキハ會長ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス總會ノ招集ハ新聞又ハ本會發刊ノ雜誌ヲ以テ廣告シテ之ヲ爲ス

第二十七條 評議員會ハ理事會ノ決議又ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開キ會長之ヲ招集スルモノトス

第二十八條 左ニ掲クル事項ハ評議員會ノ決議ヲ經ルヘシ

一 定款ノ變更ヲ爲スコト

二 基本財産其ノ他重要ナル財産ノ管理方法ヲ定メ又ハ之ヲ處分スルコト

三 負債ヲ起シ又ハ訴訟ヲ爲スコト

四 經費ノ豫算ヲ定メ又ハ豫算外ノ支出ヲ爲スコト

五 收支ノ決算ニ關スルコト

六 有功會員又ハ名譽會員ノ推薦

七 會員ノ除名ニ關スルコト

八 理事又ハ監事ノ選任又ハ解任ニ關スルコト

九 支部ヲ設ケ又ハ之ニ關スル規定ヲ設クルコト

十 前各號ノ外重要ナル事項

第二十九條 理事會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開クモノトス總會又ハ評議員會ニ附スヘキ事項ハ理事會ノ決議ヲ經ルヘシ

第三十條 會議ノ決議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル 但シ定款變更ノ決議ハ出席員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要シ解散ノ決議ハ民法ノ定ムル所ニ依ル

第六章 會計

第三十一條 本會ノ資産ハ會費寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第三十二條 寄附金及一時又ハ數回ニ納付シタル會費ハ基本財産トシテ之ヲ積立ツヘキモノトス但シ特ニ目的ノ指定アル寄附金ハ此限ニアラス

基本財産ハ必要止ムヲ得サル場合ニ於テ評議員會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ其元本ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

附 則

第三十四條 定款執行ノ細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 削 除

第三十六條 大正九年五月十二日附定款改正認可申請ニ對シ主務大臣ノ認可アリタル日以前ノ通常會員ハ尙其資格ヲ存續シ有功會員ハ當然改正定款ニ依ル有功會員タルモノトス

第三十七條 削 除

○支部一覽

北海道支部 北海道廳工業課内

東京支部 東京府廳工務課内
 京都支部 京都商工會議所内
 大阪支部 大阪府廳商工第一課内

○最近一年間主要

記事(自昭和十三年七月至昭和十四年六月)

七月(昭和十三年)

△九日 日本工業俱樂部に於て代用品工業座談會開催。



代用品工業座談會

△十四日 東京工業大學講演部に補助金交付。
△十六日 日本工業俱樂部に於て評議

員會並通常總會開催。
△二十三日 秋田縣知事佐々木芳遠氏を本會秋田縣支部長に委嘱。
△二十五日 池田商工大臣本會副總裁に就任。
△三十日 帝國鐵道協會講堂に於て本會主催「時局と發明」講演會開催。



時局と發明講演會

八月
△四日 左記の通り本會支部長委嘱長崎縣支部長 知事 川西實三氏 新潟縣支部長 知事 中村安次郎氏
△十一日 福島市公會堂に於て本會主催發明獎勵講演會開催。
△十三日 本日附を以て昭和十三年度商工省發明獎勵費(一般)金四萬七千圓也本會に交付。
△十八日 本會發明實施援助費に對し商工省より發明獎勵費金一萬六千圓也交付。
△二十七日 京都支部外二十一支部に對し昭和十三年度分恩賜發明獎勵金交付通知並各支部事業費補助金交付通知。
△二十八日 本日より九月二日迄北海道各地に於て巡回發明獎勵講演會開催。

九月
△二日 本會理事密田良太郎氏總裁宮邸に伺候し「電氣工業と發明」の現狀につき御講話申上ぐ。
△二十日 本會愛媛支部設立。

△同日 松山市商工會議所に於て發明獎勵講演會開催。

△二十六日 本會研究所化學部長野口寅之助氏總裁宮邸に伺候し「化學工業の現狀と發明」につき御講話申上ぐ。

△二十九日 帝國鐵道協會講堂に於て本會主催第二回「時局と發明」講演會開催。

十月
△六日 本會常務理事關口入重吉氏總裁宮邸に伺候し「機械工業の現狀と發明」に就て御講話申上ぐ。

△七日 上野精養軒に於て「代用品工業振興展を語る座談會」開催。

△十日 本會福島縣支部設立。
△二十一日 本會鳥取縣支部設立。

十一月
△一日 愛媛縣知事古川靜夫氏を本會愛媛縣支部長に委嘱。
△二日 本會福島縣並鳥取縣支部設立につき設立補助金交付。

△四日 阪谷會長初め本會常務擔當の役員一同總裁宮家御催の茶話會に

召さる。

△五日 左記の通り本會支部長委嘱福島縣支部長 知事 君島清吉氏 鳥取縣支部長 知事 立田清辰氏
△十七日 理事會に於て、第十六回地方表彰發明授賞者並見本製作並試験費補助五件決定。

△二十九日 本日より十二月五日迄大分縣公會堂に於て第十六回地方表彰發明展覽會開催。

十二月
△二日 大分縣教育會館に於て第十回地方發明表彰式舉行。

△同日 右表彰式を機會に發明獎勵講演會開催。

△十五日 本會より本邦最初の「發明年鑑」刊行。

一月(昭和十四年)
△二十日 本會評議員齋藤俊吉氏總裁宮邸に伺候し「纖維工業の現勢」につき御講話申上ぐ。
△二十三日 本會北海道支部設立。

二月
△二十八日 「時局と發明」第一輯刊

行。

△同日 帝國鐵道協會講堂に於て第三回「時局と發明」講演會開催。

三月

△一日 左記の通り本會支部長委嘱岡山縣支部長 知事 本間 精氏 北海道支部長 經濟部長 遠山信一郎氏

△五日 宮崎縣支部設立。

△六日 千葉縣銚子商業學校講堂に於て發明獎勵講演會開催。

△七日 千葉市日本赤十字社支部講堂に於て發明獎勵講演會開催。

△二十二日 川口市公會堂に於て發明獎勵講演會開催。

△二十三日 埼玉縣所澤織物工業組合事務所に於て發明獎勵講演會開催。

△二十五日 「時局と發明」第二輯刊行。

△二十八日 東京支部設立。

△同日 右を機會に東京市上野精養軒に於て發明獎勵講演會開催。

四月

△二十一日 本日及二十二日の二日間



東京支部創立總會



支部主任會議

日本工業俱樂部に於て本會支部主任會議開催。
 △二十七日 左記の通り本會支部委員長 囑。
 青森縣支部長 知事 鈴木 登氏
 五月 理事會に於て(イ)合成ゴム發明懸賞募集當選者決定。其他著

電池研究補助外一件決定。
 △二十三日 宮中に於て十發明家に賜餐。
 △二十四日 帝國ホテルに於て賜餐發明家招待會開催。
 六月 阪谷會長喜壽祝賀會開催につき關係方面に通知狀發送。
 △十二日 本會調査委員長緒方勝一郎



懸賞合成ゴム發表會

氏並同審査員國澤新太郎氏總裁宮邸に伺候、合成ゴム懸賞募集の結果に就き御報告申上ぐ。
 △十四日 本會に對する御下賜金第十回分金壹萬圓也拜受。
 △二十七日 電氣俱樂部講堂に於て合成ゴム懸賞當選發表講演會開催。

○研究所

一、創立 社團法人帝國發明協會は發明考案者に對して技術上の研究指導、見本製作、設備開放等の便宜を與へて發明考案を促進し又その實施を容易ならしめる等の目的で技術に關する研究所を創設することとなつた。これは大正六年の事であるが、直ちに現所長牧田博士を創立委員長として委員幹事に於て諸般の準備を整へ、大正十年より

○研究所業務実績年表

年度	依頼事項別	文書指導	設備應用指導	設備貸與	見本製作	發明考案	設計	鑑定	檢定	雜件	計
大正十一年		五三三	三七七	二八	三七元	二	一	一	一	一	一四
大正十二年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
大正十三年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
大正十四年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
大正十五年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和元年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和二年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和三年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和四年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和五年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和六年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和七年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和八年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和九年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四
昭和十年		三三三	三三七	一〇八	三三元	三	一	一	一	一	一四

東京市目黒區下目黒二丁目四六三番地を下して建築に着手、翌十一年に至つて完成し、愈々同八月より業務を開始した。
 二、業務と組織 本研究所の業務は左の通りである。
 一、發明考案の試験研究を爲す者の指導
 二、設備應用指導
 三、設備貸與
 四、見本製作(模型雛型等)

五、發明考案
 六、設計
 七、鑑定、試験
 八、檢定、分析
 九、雜件(仲介周旋等)
 等九項目に分類して之等を總務部、機械部、電氣部、化學部に分掌處理して、創立以來の所長工學博士牧田環氏の統轄下に活動して居る。今創業以來の處理依頼事項をその事項別によつて表記して見ると左の通りである。

計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年

尚依頼受付業務を部別により表記すると左の通りである。

○年度別依頼受付件数

昭和元年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年

となつて累年多少の増減はあるが漸増の傾向にある。尚十三年度に於ける依頼事項處理状態を示すと左表の如くである。

○昭和十三年度受付業務件数

計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
計	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年

三、昭和十三年度主要事業 昭和十三年度に於ける本研究主要事業を列記すれば
 (一) 機械部 (依頼者名を略す)
 機構模型
 テープカッター製作
 繰糸機械製作

定時閉閉装置用時間レコード型製作
 陳列用機構模型製作
 西式健康機製作
 安全剃刀製作
 湯沸器製作
 可塑管製造装置製作

ソレノイド式噴射機の試作並試験
 電磁選鑛機の試作
 電氣彫刻装置の試作並試験
 耐久磁石式原動機の試作
 車内次驛標示機の試作
 廻轉電機の整動装置の見本製作
 周波數變換装置の見本製作

特殊變壓器の試験

電磁起動機の試験

靜電的粉米選別方法の指導

電力回生装置の指導

音聲自動印書装置の指導

(三) 化學部

ガソリン節約器試験

高周波電氣爐に依る金屬精鍊試驗

齒科用合金製造高周波電氣爐設備使

用

不銹銀製造試驗

ニクロム合金製造試驗

護謨溶解促進劑の研究

稀金屬の精鍊試驗

カゼイン代用品の研究

硫黃抽出精製法中間試驗研究

洗滌油切削油及防錆油の試験

チタニウム鹽類應用防虫劑の製造研

究

自動車用燃料助燃劑試驗

植物根より藥用成分抽出試驗

白土の精製設備使用

即用鉛蓄電池陰極板の乾燥試驗

等である。

四、本研究所の光榮

昭和五年十月十四日一木宮内大臣、關屋宮内次官及白

根同官房總務課長來所視察せらる。

同年十一月一日倭商工大臣、中松特

許局長官を從へて來所視察せらる。

同十二年四月十七日總裁高松宮殿下

當研究所に台臨あらせられ會長代理鶴

見副會長、牧田所長始め各理事各部長

に賜謁の上所内各施設及實驗研究等の

狀況を具さに御視察あらせられる。

尙同十三年六月十一日石井特許局長

官來所、所内施設並業務狀態を視察せ

られた。

帝國發明協會研究所規程

第一章 總 則

第一條 發明研究所ノ業務左ノ如シ

一 發明考案ノ試驗研究ヲ爲ス者ノ

指導

二 各種機械器具及工術等ニ關スル

試驗研究

三 依頼ニ依ル各種ノ試驗又ハ發明

考案

四 依頼ニ依ル發明考案ノ見本又ハ

雛形ノ製作

五 依頼ニ依ル工場ノ設計及機械ノ

据附並發明ニ係ル機械器具ノ購入

又ハ周旋

發明研究所ニ練習生ヲ入所セシメ

技術上ノ實地練習ヲ爲サシムルコ

トヲ得、練習生ニ關スル規程ハ別

ニ之ヲ定ム

第二條 發明研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

一 所 長 一人

二 部 長 四人

三 技 師 六人

四 主 事 一人

五 技 手 五人

六 書 記 一人

所長ハ部長ヲ兼ヌルコトヲ得

第三條 發明研究所ヲ分子左ノ四部ト

ス

一 機械部 機械ニ關スル事務ヲ掌

ル

二 化學部 化學ニ關スル事務ヲ掌

ル

三 電氣部 電氣ニ關スル事務ヲ掌

ル

四 總務部 庶務會計其ノ他他部ノ

主掌セサル事務ヲ掌ル

第四條 所長ハ會長ノ指揮監督ヲ受ケ

所務ヲ掌理ス

部長ハ其ノ部ニ屬スル事務ヲ掌ル

技師ハ所務ヲ分掌ス

主事ハ總務部ノ事務ニ從事ス

技手ハ所務ニ從事ス

書記ハ庶務ニ從事ス

第五條 發明研究所ニ商議員會ヲ設ケ

所務ヲ討議ス商議員會ヲ分ツテ部會

及總會ノ二種トス

第二章 試驗研究者ノ指導

第六條 發明考案ノ試驗研究ニ付指導

ヲ受ケムトスル者ハ其ノ發明考案ノ

問題及該研究ノ經過ヲ記シタル書面

及履歷書ヲ申込書ニ添ヘ本所ニ差出

スヘシ

第七條 前條ノ申込アリタルトキハ所

長其ノ諾否ヲ決定ス

第八條 申込ヲ承諾セムトスルトキハ

試驗研究ノ期間費用ノ負擔其ノ他ノ

條件ニ付申込人ト豫メ協定シ承諾書

ニ之ヲ明記シ申込人ヨリ請書ヲ徴ス

第九條 豫定期間内ニ試験又ハ研究ヲ

終ラサルトキハ期間ノ延長ヲ許スコ

トヲ得

豫定期間内ト雖試驗研究ノ結果成功

不能ト認メタルトキハ商議員會ノ決

議ヲ經テ取消スコトヲ得

試驗研究者ニシテ研究ヲ怠リ又ハ本

規程又ハ之ニ基ク契約上ノ義務ヲ怠

リ又ハ不正ノ行爲アリタルトキ又前

項ニ同シ此ノ場合ニ於テハ情狀ニ依

リ因テ生シタル損害ヲ賠償セシムル

事アルヘシ

第十條 試驗研究ニ依リ完成シタル發

明ノ權利ハ試驗研究者ニ屬ス

第十一條 試驗研究者ハ所長ノ定ムル

期限ニ試験研究ノ狀況又ハ其ノ結果

ヲ所長ニ報告スヘシ

第十二條 所長部長又ハ主任指導者ノ

請求アルトキハ試驗研究者ハ何時ニ

テモ試驗研究ノ狀況ヲ開示スヘシ

第三章 依頼ニ依ル發明考案、

見本製作並設計、据附

購入ノ周旋

第十三條 第一條第一項第三號乃至第

五號ノ依頼ヲ爲サムト欲スル者ハ其

ノ旨ヲ記載シタル申込書ヲ本所ニ差

出スヘシ

前項ノ申込書ニハ費用ノ負擔其他必

要ノ事項ヲ記載シ發明考案依頼ノ申

込書ニハ權利ノ歸屬ニ關スル事項ヲ

併記スヘシ

第十四條 第七條及第八條ノ規定ハ前

條ノ申込アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 依頼ヲ受ケタル事項カ豫定

ノ期間ニ成功セサルトキハ本所ハ延

期ヲ求ムルコトアルヘシ

依頼ヲ受ケタル事項ノ成功不能又ハ

著シク困難ナリト認ムルトキハ承諾

ヲ取消スコトアルヘシ

第二項ノ場合ニ於テ本所ハ損害賠償

ノ責ニ任セス

第十六條 第九條第三項ノ規定ハ本章

ニ依リ依頼ヲ受ケタル事項ニ付之ヲ

準用ス

帝國發明協會研究所業務

細則

第一章 試驗研究ノ指導

第一條 發明考案ノ試験研究ニ付指導ヲ受ムトスル者ハ其ノ發明考案ノ問題其ノ解決方針並ニ研究ノ經過ヲ記シタル書面及別記第一號様式ノ依頼書ニ履歴書ヲ添附シ申込ムヘキモノトス

第二條 申込ニ付承諾ノ通知アリタルトキハ依頼人ハ所定ノ手数料ヲ納メ承諾ノ條件及本所諸規程ノ遵守スヘキ旨ヲ記シタル請書ヲ差出スモノトス請書ハ承諾ノ通知アリタルトキヨリ二週間以内ニ差出スヘシ

第三條 試験研究期間ノ延長ヲ求メムトスルトキハ其ノ事由及延長期間ヲ記シタル申込書ヲ差出スヘキモノトス

第四條 依頼ニ依リ本所員カ出張指導スル場合ニ於テハ依頼人ハ所長ノ定ムル旅費其ノ他之ニ要スル費用ヲ負擔スヘキモノトス

第五條 發明考案ノ試験研究等ノ爲メ本所ノ設備機械器具ヲ使用セムトス

ル者ハ第二號様式ノ申込書ニ依リ申込ムヘキモノトス

第六條 試験研究者ハ其ノ使用スル本所ノ設備ニ付所定ノ使用料ヲ前納スヘキモノトス但シ事情ニ依リ使用料金ノ三分ノ二以内ノ延納ヲ許諾スルコトアルヘシ

第七條 自己ノ助手又ハ職工ヲ本所内ニ於テ使用セムトスルトキハ所長ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 本所ノ設備機械器具使用者ハ本所ノ諸規程ヲ遵守シ誠實ニ動作シ使用物ノ不當ナル滅失毀損等ニ付賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス

第二章 試験分析鑑定又ハ發明考案

第九條 試験分析又ハ鑑定ヲ依頼セムトスル者ハ別紙第三號様式ノ依頼書ニ依リ申込ムヘキモノトス申込ニ付承諾ノ通知アリタルトキハ所定ノ手数料ヲ添附シ申込ムヘキモノトス

第十條 試験分析又ハ鑑定ノ爲メ本所ニ差出シタル現品ハ之ヲ還付セサルモノトス但シ差出シノ節豫メ還付ヲ申出テタルトキハ此ノ限ニ在ラス還付ニ要スル費用ハ依頼者ノ負擔トス

第十一條 發明考案ノ依頼ヲ爲サムトスル者ハ別記第四號様式ノ依頼書ニ依リ申込ムヘキモノトス申込ニ付承諾ノ通知アリタルトキハ依頼人ハ所定ノ手数料ヲ納メ且ツ承諾ノ條件及本所諸規程ヲ遵守スヘキ旨ヲ記載シタル請書ヲ差出スヘキモノトス

第十二條 本所員ノ出張シテ試験分析又ハ鑑定ヲ爲サムコトヲ依頼スル者ハ所長ノ定ムル旅費其ノ他之ニ要スル費用ヲ負擔スヘキモノトス

第十三條 通常ノ依頼ニ先チ又ハ日時ヲ限リ試験分析又ハ鑑定ヲ依頼スル

者ハ第十一條ノ依頼書ニ其旨ヲ附記シテ申込ミ別記特別手数料ヲ納ムヘシ但シ作業困難等ノ爲メ已ム事ヲ得ス遅延スルトアルモ異議ヲ述フルコトヲ得サルモノトス

第十四條 依頼ニ依リ試験分析鑑定又ハ發明考案ヲ終リタルトキハ其ノ成績書ヲ交付ス

前項ノ成績書ニ謄本若クハ抄本ヲ受ケムトスル者ハ別記第五號様式ノ申込書ニ別記手数料ヲ添附シ申込ムヘキモノトス

第十五條 本所ニ於テ試験分析又ハ鑑定ヲ受ケタル物品ニ對シ本所ニ所定ノ封緘又ハ記印ヲ受ケムトスル者ハ別記第六號様式ノ申込書ニ別記手数料ヲ添附シ申込ムヘキモノトス但シ封緘又ハ記印ニ要スル費用ノ前納ヲ求ムルコトアルヘシ

第三章 見本又ハ雛形ノ製作

第十六條 發明考案ノ見本又ハ雛形ノ製作ヲ依頼セムトスル者ハ別記第七號様式ノ依頼書ニ圖面及説明書ヲ添附シ申込ムヘキモノトス

前項ノ圖面及説明書ノ添附ハ依頼者當所ニ出頭シ其ノ要領ヲ説明スルトキハ場合ニヨリ省略スルコトヲ得

第十七條 申込ニ付承諾ノ通知アリタルトキハ製作ニ必要ナル費用承諾ノ條件及本所諸規程ヲ遵守スヘキ旨ヲ記シタル請書ヲ差出スヘキモノトス

第十八條 依頼ニ依リ見本又ハ雛形ノ製作完成シタルトキハ依頼人ニ其旨ヲ通知ス依頼人ハ速ニ本所ニ於テ之ヲ受領スヘキモノトス但シ本所ニ費用ヲ前納シテ送達ヲ依頼スルコトヲ得

第十九條 第十三條ノ規定ハ見本又ハ雛形ノ製作依頼ニ之ヲ準用ス

第四章 設計据附購入又ハ周旋

第二十條 工場ノ設計機械ノ据付並發明ニ係ル機械器具ノ購入又ハ周旋ヲ本所ニ依頼スル者ハ夫々別記第八號様式ノ依頼書ニ依リ申込ムヘキモノトス

第二十一條 依頼、對シ承諾シタル場合ニ於テ必要ナル費用ハ其ノ都度所

長之ヲ定メテ依頼人ニ通知ス

第二十二條 申込ニ付キ承諾ノ通知アリタルトキハ依頼人ハ所定ノ費用ヲ負擔シ且ツ承諾ノ條件及本所諸規程ヲ遵守スヘキ旨ヲ記シタル請書ヲ差出スヘキモノトス

第五章 成績ノ公表

第二十三條 本研究所ニ於テ實施シタル試験研究ノ成績等ハ左記各項ニ依リ本會刊行ノ誌上ニ掲載シ或ハ他ノ方法ニ依リ公表スルコトアルヘシ

一 依頼者ニ損失ヲ惹起スル虞ナシト認メタルモノ但シ依頼人ニ直接影響アルモノハ一應依頼者ノ承認ヲ經ルモノトス

二 依頼者ヨリ發表ヲ希望スルモノ

三 依頼ニ依リ研究試験等完成ノ日ヨリ滿三年ヲ經過シ其ノ結果ニシテ有益ト認ムルモノ但シ依頼人ハ豫メ之カ延期又ハ停止ヲ請求スルコトヲ得

(第一號様式) 試験研究ノ指導依頼書

一、發明考案ノ問題

私儀前記ノ發明(考案)
試驗(研究)致シ度ニ付指導(出張指導)相受ケ度依頼候也

住所
職業
依頼人氏 名印
年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、發明考案解決ノ方針

一、研究ノ經過

一、何々

(第二號様式)

設備機械、器具使用申込書

一、使用ノ目的

一、設備、機械、器具品名及箇數

一、試驗、分析又ハ鑑定スヘキ物品名

一、試驗、分析又ハ鑑定事項

一、設備、機械、器具使用期間

一、使用人員

一、特別ナル使用方法(本項ハ設備機械器具ノ當然ナル使用法ニ依ラ

スシテ特別ナル應用的使用ヲ爲サ

ントスル場合ニ必要)
右之通貴所設備(機械、器具)使用致度候ニ付御許諾相成度候也

住所
職業
依頼人氏 名印
年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、使用技術ニ關スル履歷書

(第三號様式)

試驗(分析、鑑定)依頼書

一、物品ノ名稱

一、產地又ハ製造地名及製造者名

一、依頼要項前記ノ試驗(分析、鑑定)依頼候也(貴所員御出張ノ上

施行相成度候也)

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

(第四號様式)

發明考案依頼書

一、發明(考案)ノ問題
一、依頼ノ事由
前記ノ發明(考案)相成度候也

住所
職業
依頼人氏 名印
年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、何々

(第五號様式)

謄本(抄本)交付申込書

一、試驗(分析、鑑定)ヲ受ケタル物品ノ名稱

一、試驗(分析、鑑定)成績書ヲ交付シタル年月日

一、試驗(分析、鑑定)依頼人ノ氏名

右成績書謄本(抄本)何部交付相成度候也

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

(第六號様式)

封緘(記印)申込書

一、試驗分析又ハ鑑定ヲ受ケタル物品名

一、試驗分析又ハ鑑定ヲ受ケタル年月日

一、試驗分析又ハ鑑定ヲ受ケタル者ノ氏名

右封緘(記印)何箇施行相成度候也

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

製作依頼書

一、發明(考案)ノ名稱(特許又ハ登録實用新案ナル場合ニハ其番號ヲ附記スヘシ)

一、見本(雛形)ノ箇數

右製作相成度依頼候也

(第七號様式)

發明(考案)見本(雛形)

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、何々

一、何々

右製作相成度依頼候也

住所
職業

依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、何々

(第八號様式)

設計(据附)(購入)(周旋)依頼書

一、設計(据附)(購入)(周旋)依頼スヘキ物件ノ名

右設計(据附)(購入)(周旋)相成度依頼候也

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、何々

一、何々

右製作相成度依頼候也

住所
職業
依頼人氏 名印

年月日

帝國發明協會研究所長宛

添附書類

一、何々

一、何々

○豊田研究室

△研究室設置の由來、故豊田佐吉氏は

我國力織機最初の發明者として又非常に進歩したる自働織機の發明者として有名である。氏は嘗て米國の世界一周飛行機の來航に感動し、我國の豊富なる水力により電氣を發生せしめて之を蓄電池に利用し産業及國防上等に偉大なる効果を得んとした。氏はその偉大なる理想と愛國の熱誠とより大正十四年金百萬圓を投じて世界に卓越せる理想的蓄電裝置の懸賞募集を爲さんとした。而して其方法及條件の調査を帝國發明協會に依頼された。協會に於ては慎重調査の結果、斯る劃世紀的の發明は懸賞に依りて遽かに得らるべきものでない事を同氏に回答した處、同氏は協會に於て適當と認むる時期に右の懸賞募集を行ひ、夫れ迄は右百萬圓中の五拾萬圓を先づ寄附し其の利息を以て蓄電裝置の發明奨勵を爲すことに改められた。蓋し氏の意圖するところはこの重要な問題の解決により我邦科學の獨創力を世界に示し進んでは地上に於て又大空に於て動力界に一大躍進を成就せしめんとする點

にあつたことは言ふ迄もない。協會に於ては右趣旨に基く豊田氏との契約により、我邦に於ける蓄電装置に關する發明獎勵事業を行ふこととなつた。この目的達成の爲に研究室の設置を見ることとなり、豊田氏の姓を採りて名稱を豊田研究室とし帝國發明協會研究所内に於てその業務を行ふことになつた。

も研究室内にて行はれる。
(二) 試験研究費の補助
蓄電装置に關する發明促進の目的を以て我邦學界に於ける電氣化學者又は物理化學者に研究費を提供するものであつて、豊田蓄電装置發明研究費補助規程により之を行つて居る。
(三) 移動用蓄電池の懸賞募集
着實な方法で實用蓄電池に改良を加へて行く事を獎勵する途を開いたものであつて、數年置きに行はるゝを慣例として既に三回行はれた。

△研究室の事業 研究室の事業はなるべく多方面の衆知を求め目的に適する爲に大略次の如き三種に別けられてゐる。

(一) 研究室内に於ける蓄電装置に關する根本的研究並に蓄電池に關する試験又は研究
研究室規程により専任技師之を擔當し物理及化學兩方面より各種の方面に涉り独自の研究を行つてゐる。而して之が實行に當りては當初より理想と實際との中間を採り基礎的原則の探究を捨てずして成る可く實用に近づくの方針を以つて進んで居る。右の自發的研究の外第(三)項の應募品の實地試験

△豊田研究室報 研究室の事業として行はれたる學術的なるものを集め公表する學術雜誌である。昭和七年其の第一輯を刊行し昭和十四年九月第六輯迄が發刊されて居る。不定期刊行ではあるが大體年一回の豫定になつてゐる。
△研究室に於ける研究成績 豊田研究室報に報告されたる研究を物理及化學別に示せば左の如くである。
(一) 物理的研究
一、「エレクトロレット」に關する研究第一報(第一輯)及び第二報(第四輯)

- 一、「ベーステッド」陽極板深部の滲透による活性化に就て(第二輯)
- 一、「リサージ」の化成進展に就てI(第二輯)、II(第三輯)及びIII(第五輯)
- 一、「ベーステッド」型極板の放電容量に就て(第三輯)
- 一、苛性加里液中に於ける「ベーステッド」式銅極の蓄電池特性(第四輯)
- 一、活物質中に炭を混ぜる鉛蓄電池極板の特性に就て第一報(第四輯)及び第二報(陰極と陽極との比較)(第六輯)
- 一、放電容量より見たる鉛蓄電池陽極活物質の孔性度に就て(第五輯)
- 一、鉛蓄電池陰極活物質によるX線寫眞(第六輯)
- 二、鉛蓄電池極板の餘剰容量に就て(第六輯)
- 一、蓄電極板の放電容量と電流密度、第一報(アルカリ蓄電池電極としての銅陰極並にニッケル陰極)(第六輯)
- 一、鉛硫酸系蓄電池陰極活物質のアンチモン含有による放電特性(第六輯)

(二) 化學的研究

一、鉛蓄電池極板の放電に伴ふ重量變化(第一輯)

一、鉛蓄電池の放電終止電壓に就て(第二輯)

一、亞鉛酸「アルカリ」蓄電池に關する二、三の實驗(第二輯)

一、鉛蓄電池陰極板に及ぼす卑金屬硫酸鹽の影響第一報及び第二報(第三輯)

一、銀並に其化合物を活物質主劑とする電池について(第三輯)

一、「アルカリ」蓄電池用「ベーステッド」型酸化銀陽極板に關する研究第一報及第二報(第四輯)

一、鉛蓄電池陽極板に及ぼす卑金屬硫酸鹽の影響(第四輯)

一、「ベーステッド」の組成と陰極板の容量(第五輯)

(三) 其の他の試験研究
一、蓄電池木製「セパレーター」の浸透度に就て(第一輯)

一、第一回、第二回及第三回懸賞應募蓄電池見本に關する實驗(第一輯)

第二輯、第五輯)

右の諸研究の繼續研究其他を合はせ昭和十三年度に引續き昭和十四年度に於ても次の如き項目により研究せられて居る。先づ物理的研究としては

- 一、活物質の化成に關する研究
- 二、電流と容量との關係
- 三、電流電極物質のX線による研究
- 四、多成分系活物質に依る蓄電池
- 五、鉛硫酸系に屬せざる蓄電池電極
- 六、炭を混する鉛蓄電池極板に關する研究
- 七、「エレクトロレット」に關する研究

次に化學的研究としては

- 一、鉛蓄電池の放電終止電壓
 - 二、鉛蓄電池に及ぼす無機鹽類の影響
 - 三、銀電池に關する研究
 - 四、蓄電池極板の放電容量の研究
 - 五、一次電池に關する研究
- 等がある。
- △豊田蓄電装置發明研究補助費に依る研究 昭和十四年九月迄に研究費を補助したる總額は壹萬九千九百圓其の件

數は繼續補助を合はせ十九件に達せり、而してその大部分の諸氏より既に有益なる報告を提出され何れも豊田研究室報に輯録せられてゐる。今補助者の氏名並に其の研究題目を示せば次の如くである。

- 一、鉛蓄電池極板の活動物質の研究 東京工業大學 加藤與五郎
- 一、電池の陽極活物質の性質及調製法 東京帝國大學工學部 龜山直人
- 一、飛行機用として電解液の濃度を變ぜずして大なる「パワー」を出し得べき可能性ある電池 東京工業大學 田丸節郎
- 一、蓄電池の膠質化學的研究 東京帝國大學理學部 鮫島實三郎
- 一、高氣壓狀態下に於ける蓄電池 遞信省電氣試験所 榎尾 榮
- 一、乾電池に關する研究 東北帝國大學化學工業科 伏屋義一郎
- 一、鉛蓄電池に對する有機物質の影響 横濱高等工業學校 横山盛彰

一、「インヒビター」を應用したる一次電池 金町化學研究所 立澤勇吉
一、成層式乾電池に關する研究 河邊 浩
屋井乾電池株式會社 富迫兼義

一、「アルカリ」蓄電池に關する研究 德島高等工業學校 田中正三郎
一、特許第一〇九八六七號及同第一一七二九號による鉛綿を蓄電池に使用する實驗研究 大阪市立工藝學校 菅原善治
一、鉛綿を使用する實用蓄電池の研究 日本電氣自動車製作所 上野政次郎 森 雄太郎

△移動用蓄電池懸賞募集成績 既に三回行はれてゐるが、其の第一回は昭和三年に、第二回は昭和六年に、第三回は昭和十年に其の募集を發表した。何れも輕量にして頑丈なる移動用蓄電池に關する發明募集を其の主眼として行はれたものである。應募蓄電池見本につき見るに相當優秀な効果を擧げ得てゐる。

募集題目應募數及び入賞者其他につ

き示せば次の如くである。

○第一回 題目「移動用蓄電池の一キロワット時當りの重量を減じ且つ衝擊に對する抵抗を増す發明」
應募數 二十三件
入賞者 一件左の如し
一等賞 賞金貳千五百圓也 硫酸系蓄電池 湯淺蓄電池株式會社
尙獎勵のため左の二件に對し獎勵金を交付した。
金壹千圓也 「アルカリ」系蓄電池 大塚榮吉
金參百圓也 硫酸系蓄電池 三枝榮吉 西本 貫

○第二回 題目「一キロワット時當りの重量小にして急激なる充放電及衝擊に耐ふる移動用小型蓄電池の發明」
第一回と略同じ内容であるが急充放電に耐ふることを加味し前回よりは今一步進めんと希望の下に發表せられたるものである。

第一種 一等賞 賞金參千圓也「アルカリ」系「カドミウム」鐵對「ニッケル」銀蓄電池 小林甲藏
二等賞 賞金參千圓也「アルカリ」系「カドミウム」鐵對「ニッケル」蓄電池 藤原秀磨
三等賞 賞金壹千五百圓也「アルカリ」系鐵對「ニッケル」蓄電池 株式會社 本多商店
第二種 賞金參百圓也 亞鉛對「マンガン」蓄電池 飯田 廣
賞金參百圓也「アルカリ」系水平極板直列累積蓄電池 三枝榮吉
賞金參百圓也「アルカリ」系鐵對「ニッケル」蓄電池 日本火工株式會社
尙等外賞として左の二件を採擇した
等外賞 金貳百圓也 亞鉛對臭素蓄電池 森 秀幹
等外賞 金壹百圓也「アルカリ」系蓄電池 森田安三郎

應募者 十二名

應募件數 第一種（書類及見本を提出するもの）十二件
第二種（書類のみ提出するもの）なし
入賞者 第一種 三件
第二種 二件（第一種失格者を規程に従ひ審査）
第一種
二等賞 賞金參千圓也 硫酸系「エボナイトクラッド」型鉛蓄電池 山岡景範
二等賞 賞金參千圓也 硫酸系「ベリスト」型鉛蓄電池
一等賞 賞金參千圓也 硫酸系「ベリスト」型鉛蓄電池 湯淺蓄電池株式會社
三等賞 賞金壹千五百圓也 硫酸系綿卷型蓄電池 小林甲藏
第二種
賞金貳百圓也 硫酸系鉛蓄電池（鉛線「ベリスト」型） 花村謙介
賞金貳百圓也 同（筒極型） 高村勝磨

第三回 題目「鉛硫酸系に屬せず一キロワット

ト時當りの重量小に、且衝擊に耐ふる蓄電池の發明」
題目に明かなる如く鉛蓄電池を除外しての募集である。鉛蓄電池に關しては第一回及び第二回に於て相當の効果を擧げ得たことは既に周知のところである。而して當時應募の中には「アルカリ」系のもの或は全く異種のものもあつたが何れも擬賞されなかつた。依つて此方面にも更に一頭地を抜きたるものを欲する主旨より右の題目に決められた譯である。

應募者 十名
應募件數 第一種（書類及實物を提出するもの）五件
第二種（書類及小型見本を提出するもの）二件
第三種（書類のみ提出するもの）五件
入賞第一種 三件
第二種 なし（第一種失格者をも規程により審査）
第三種 三件（第二種失格者をも規程により審査）

豊田研究室規程

第一條 豊田佐吉氏寄附行爲ノ趣旨ニ依リ帝國發明協會研究所ニ豊田研究室ヲ置キ蓄電裝置ニ關スル試驗研究ヲ爲ス
第二條 研究室ニ左ノ職員ヲ置ク
一、部長 一人
二、指導技師 二人
三、技師 三人 内二人専任
四、技手 四人 内二人専任
第三條 必要ニ應ジ研究室ニ顧問ヲ置キ研究ニ關スル重要ナル事項ヲ諮問ス
第四條 部長ハ試驗研究ニ關スル事務ヲ掌理ス
指導技師ハ試驗研究ヲ指導ス
技師ハ試驗研究ヲ擔當ス
技手ハ試驗研究ヲ佐ク
第五條 研究室ニ關スル庶務會計ハ帝國發明協會研究所總務部ニ於テ處理ス
第六條 研究室ノ事務ニ關シ別段ノ規程ナキモノハ帝國發明協會研究所ニ關スル規程ニ依ル

○實施援助部

發明考案の振興が産業の興隆、國防の充實に對し重要な基礎を爲すことは多言を要しない所である。我國發明考案の数が著しく増加しつつあるは慶賀に堪へないところであるが、發明考案の効果は其の完全なる實施即ち工業化に依りて初めて發揮せらるるものである。然るに從來發明考案の實施するもの極めて少なく、大多數は有名無實の權利として葬り去らるるもの多きは洵に遺憾に堪へない。本會は此の現

○援助受諾發明考案一覽 (四十九件)

狀に鑑み發明考案實施の重要性を痛感し之が爲め仲介斡旋の勞を採る可き特別の機關即ち「實施援助部」を昭和十二年九月新設し自ら實施の資金を得る途なき發明考案者を主眼にして、其の工業化を援助し以て敍上の缺陷を償はんとするものである。發明家諸君は勿論新規事業を企畫せんとする企業家各位も奮つて本事業を翼賛せられ且つ利用せられんことを切望して止まぬ次第である。

本事業開始以來各種の照會、依頼申込等全國各地より續々として集まり來

れるが最近一ヶ年間に於ける趨勢は大要左の如くである。

- (備考 以下數字は十三年七月より十四年六月迄のもの)
- 處理件數
- 1 申込件數 四八三件
 - 2 審査件數 四七〇件 (再審査件數を含まず)
 - イ 援助受諾件數 四九件
 - ロ 審査保留件數 一一九件
 - ハ 援助拒否件數 三〇一件
 - ニ 依頼取消件數 一件
 - 3 審査未了件數 一三件

特許又ハ登録番號	發明考案ノ名稱	依頼者		希望條件
		地方	氏名	
特公十三年一四三三	接着劑製造法	東京	鹽田三郎	權利讓渡(一萬五千圓)
實二四三三一	輪型計算器	兵庫	田原政勝	出資(販賣引受ノコト)
特一一二七九六	メリヤス其ノ他編物類ノ型附用型紙製造法	東京	淺野松五郎	權利讓渡、共同經營
特一一一六七〇	穴耕器	岡山	西山奎吉	出資要求(五百圓)
實公十三年三七三	電燈用笠	東京	増田明弘	權利讓渡(三千圓)
		東京	金子清光	共同經營、權利讓渡
		東京	加藤繁行	資金交付希望(三萬圓)
		同	中村古里	共同經營、權利讓渡
		同	藪澤宇之吉	權利讓渡(七千圓)
		同	島田末吉	同(同)
		兵庫	島田吉成	權利讓渡、共同經營
		同	金原武	權利讓渡
		石川	藤盛光雄	共同經營、出資要求
		東京	岩澤亨	出資要求(五萬圓)、共同經營
		同	池村喜三吉	出資要求
		福井	高山繁喜	權利讓渡(四百圓)
		同	田中慶一	權利讓渡(二萬圓)
		三重	殿畑市郎	出資要求(三千圓)
		福岡	伊藤常數	權利讓渡(一千圓)、共同經營
		京都	原清作	出資要求(三千圓)
		神奈川	恒本與三郎	出資要求(千五百圓)
		北海道	井上穎	權利讓渡(千五百圓)
		栃木	本間光藏	權利讓渡(千五百圓)
		山形	鳥山四男	權利讓渡(二千圓)
		北海道	桑名嘉造	出資要求(五千圓)
		静岡	高橋金三	權利讓渡(七萬五千圓)
		埼玉		

特許又ハ登録番號	發明考案ノ名稱	地方	氏名	希望條件
實願十二年五三三	自働開閉蓋	宮城	小野寺久吉	出資要求(二千圓)
實二四五五〇五	玩具	東京	金子清光	權利讓渡(三百圓)
實一一七二九一	紙綴用締杵	同	加藤繁行	權利讓渡
實一四二七四七	織機	同	中村古里	共同經營、權利讓渡
實二四二六〇二	壘栓	同	藪澤宇之吉	權利讓渡(七千圓)
實二二六九五九	壘栓	同	島田末吉	同(同)
實二五一九九三	米磨器	同	島田吉成	權利讓渡、共同經營
實公十三年四六	播磨器	同	金原武	權利讓渡
實公十三年四六	混蓋	同	藤盛光雄	共同經營、出資要求
特一〇三四五一	自轉車方向指示機	東京	岩澤亨	出資要求(五萬圓)、共同經營
實二五一九二六	燕麥味噌製造法	同	池村喜三吉	出資要求
特一〇六七六三	織物用自働「ヤール」計器	同	高山繁喜	權利讓渡(四百圓)
實登十二年十一	引戸連結錠	同	田中慶一	權利讓渡(二萬圓)
實二五〇九一八	裝飾用年輪板	同	殿畑市郎	出資要求(三千圓)
特七三六〇一	「コンクリート」型杵緊締金具	同	伊藤常數	權利讓渡(一千圓)、共同經營
實公十二年二七三	「ポストター」縁紙	同	原清作	出資要求(三千圓)
實二三八六八五	外科治療用「ラミナリヤ」桿ノ製法	同	恒本與三郎	出資要求(千五百圓)
特一二四二六三	葉煙草乾燥裝置	同	井上穎	權利讓渡(千五百圓)
實二一五七二三	自働警報監督器	同	本間光藏	權利讓渡(千五百圓)
特一一九一九二	内燃機關着火栓	同	鳥山四男	權利讓渡(二千圓)
特一一四六八七	うつばノ斑紋保存鞣皮法	同	桑名嘉造	出資要求(五千圓)
特一二四六八四	潤滑油濾過裝置	同	高橋金三	權利讓渡(七萬五千圓)
特一二五九〇四		同		

○帝國發明表彰受賞發明

大賞以上の分

第一回發明帝國表彰(大正八年十二月)

該當發明なし

第二回發明帝國表彰(大正十五年九月)

Table of inventions with columns for patent number, title, inventor, and location. Includes items like '同期電動機', '麵類製造機械', '炭化物より窒素化合物を製造する方法', '水銀避雷器', '眞珠素質被着法', '眞珠貝仔蟲被着器', '易反應性鉛粉製造法', '易反應性鉛粉製造法', '反應し易き鉛粉製造法', 'タイプライター', '米糠中の一成分アペリ酸の製造法', '第三回發明帝國表彰(昭和八年四月)', '脱稈機', '自動紙差装置に於ける刷紙正整装置', '平版印刷機に於ける紙取印刷機紙啞装置', 'NE式寫眞電送方式'.

Table of inventions with columns for patent number, title, inventor, and location. Includes items like '騰寫版', '騰寫版用原紙', 'ミリヤタイプ原紙', '「ハイドロオキシントロネラル」の製法', 'シリンドー内壁に對し均一なる壓力を及ぼすピストンリングの製造法', '廻轉計算機', '油母頁岩乾餾法', '「アセトアルハイド」の急速製造法', '自硬性磁石鋼', '強靱特殊鋼', '空氣壓搾機', '油脂肪より(ビタミンA)を抽出する方法', '籠型誘導電動機起動裝置', '蠶の一代雜種', '赤褐鐵鑛撰鑛法', '野上式自動織機', '黒田式骸炭爐の再生燃焼裝置', '鶏の初生雛雌雄鑑別法', '金錢登錄機', '管捲機の自動停止裝置', '管捲機の綾振裝置', '光電管', '多極眞空球', '自動織機に於ける緯糸の盡絶を採知する裝置', '活字鑄造裝置', '精麥裝置', '第四回發明帝國表彰(昭和十三年三月)', '非晶形炭素を黒鉛化する方法', '紡績用糸牽伸裝置の改良', '杼換式自動織機', 'マグネシウム製造法', '計算機', '肥料配合裝置'.

支部關係記事

理事長 坂根清一

○東京支部

- 一、設立 昭和十四年三月二十八日
- 一、役員
 - 支部長 東京府知事
 - 副支部長 東京府經濟部長 岡田周造
 - 同 永安百治
 - 同 東京市經濟局長 尾池秀雄
 - 同 工學博士 棚橋寅五郎
- 常務理事 東京府工務課長 永野芳辰
- 一、會員數
 - 名譽會員一〇人、有功會員五二人、維持會員一八人、特別會員一五一人、正會員二四四人、普通會員八五人
- 一、昭和十四年度豫算總額 一六、七〇六圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

- イ、發明獎勵講演會
- ロ、發明座談會
- ハ、發明展覽會
- ニ、發明考案實施幹旋
- ホ、發明考案見本製作費補助
- ヘ、發明考案出願助成
- ト、博覽會共進會出品獎勵
- チ、發明考案相談
- リ、發明功勞者表彰
- ヌ、會員團體視察
- ル、發明に關する映畫會

○京都發明協會

- 一、設立 昭和十一年十月一日
(沿革—大正十一年一月十一日京都發明協會設立。昭和十一年十月一日本會支部となる)
- 一、役員
 - 支部長 田中博
 - 副支部長 島津源藏

一、會員
維持會員二名、特別會員一〇名、正會員四三名、普通會員三七名

一、昭和十四年度豫算總額 九、七四八圓

一、昭和十四年度主なる事業

- 科學日本發明展覽會
- 發明獎勵講演會
- 實施援助事業

○大阪支部

- 一、設立 昭和十一年十月一日
(沿革—明治三十八年四月商工有權者同盟會設立、三十九年工業所有權協會大阪支部と改稱、四十三年十月帝國發明協會大阪支部と改め、大正十二年一月二十五日社團法人大阪發明協會創立、昭和十一年十月一日本會支部となる)
- 一、役員
 - 支部長 半井清
 - 副支部長 上田誠一
 - 同 森平兵衛

ニ、發明獎勵

發明考案品の博覽會、展覽會出品を援助し且有望なる發明考案者出願に對して、書類の無料作成其他實施經費に付助成す。

ホ、實施援助

發明考案の實施依頼に對し審査委員會を設置して其の内容及實施の有效性を審議し其の具體策を議定して新聞、雜誌等を利用宣傳し企業家及出資者を物色し引受、融資等の斡旋交渉をなす。

ヘ、其の他の事業

事業擴張のため會員募集上必要なる各種の催物。

○兵庫縣支部

- 一、設立 昭和五年三月十七日
- 一、役員
 - 支部長 日本毛織株式會社會長 川西清兵衛
 - 副支部長 神戸商工會議所會頭 榎並充造
 - 同 姫路商工會議所會頭

常務理事 中野哲夫

一、會員數

維持會員三名、有功會員三〇名、特別會員九四名、正會員八一名、普通會員二〇名、合計二二八名

一、昭和十四年度の豫算總額

- 收入 一八、六〇一・〇三
- 支出 一八、六〇一・〇三

一、昭和十四年度の主な事業要目

- 一、國策優秀發明品展覽會
- 二、特許實用新案實施狀況調査
- 三、實施援助事業
- 四、恩賜獎勵學生兒童發明創作品展覽會
- 五、效果證明展示會

○横濱支部

- 一、設立 昭和二年九月二十三日
- 一、役員
 - 支部長 横濱市長 青木周三
 - 副支部長 産業部長 宮原宏平
 - 常務理事 商工課長 山崎次隆
 - 一、會員數 有功會員四名、特別會員一五名、正

會員一四七名、普通會員一一名、計一七七名

一、昭和十四年度の豫算總額

四、一二〇圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、發明考案の助成

横濱市、横須賀市、小田原町既設相談所に於て發明考案の指導、出願、相談に應ずるの外臨時的に支部管下主要都市に於て巡回發明相談をなす計畫なり。

ロ、生徒兒童創案展示會並に表彰

支部管下主要都市に於ける中小學校生徒より獨創的の手工作品を募集展示し作品中優秀なるものを表彰し、尙表彰せられたるもの中より更に詮衡し、全國的な生徒兒童創案展示會開催せらるゝ場合之を出品せしむ。

ハ、發明講演座談會

支部管下に於ける發明家、特殊商工業者又は特殊技能を有する人々を集め發明考案に關し専門家を聘し研究座談會を催す。

牛尾健治
常務理事 神戸商工會議所理事

福本義亮

同 神戸市産業課長

同 藤岡秀一

同 神戸高等工業學校教授

同 上林一雄

同 日本香料藥品株式會社

同 專務取締役理學博士 小野嘉七

同 東洋リノリウム株式會社

同 常務取締役 寺西福吉

同 兵庫縣商工課長

同 藤枝泉介

一、會員數

名譽會員一名、本部有功會員三名、

特別會員七八名、正會員二〇三名、

合計二八五名

一、昭和十四年度の豫算總額

九、五一〇圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、兒童生徒創案表彰

昭和十四年度に於ては第八回を開

す、縣下中等學校及小學校兒童生

徒の創造工夫心の涵養を圖らんと

するものにして、其優秀なるもの

は之を表彰す。

昭和十四年七月募集、十一月十一

日より一週間支部主催發明獎勵

展覽會に一般發明品と共に展示

す。

ロ、發明獎勵展覽會

例年通り十月十一日より一週間神

戸商工會議所内に於て開催す、會

員及其他の縣下最新發明品並代用

品と兒童生徒創案品を併せて展

示す。

ハ、巡迴展覽會

兒童生徒創案表彰作品並一般發明

品を以て例年通り縣下各地方に於

て展覽會を巡迴開催す。

ニ、實施援助事業

自力なきが故に埋れたる發明の實

施化について斡旋するは現時局下

に於て最も喫緊の事なり、本部と

緊密なる聯絡の下に一層該趣旨の

徹底を圖り其の實を揚げんとす。

ホ、講演會並其巡迴

技術的研究乃至は指導誘掖を目的

として時局に對處すべき發明の講

演會を開催し、尙之を各地方に於

ても巡迴開催す。

○長崎縣支部

一、設立 昭和十一年十一月二十日

一、役員

支部長 長崎縣知事

副支部長 川西實三

同 長崎縣經濟部長

同 松澤美雄

同 長崎高等商業學校教授

同 淺野金兵衛

同 長崎商工會議所前會頭

同 山田鷹治

同 長崎商工會議所前會頭

同 脇山啓次郎

同 長崎商工會議所理事

同 奧平定文

一、會員數 三〇二名(八月末現在)

特別會員八名、正會員一名、普通

會員二八三名

一、昭和十四年度豫算總額

六、八九三圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、代用品發明講演會(昭和十五年

三月中長崎市、諫早、武雄、佐賀

市に於て四日間)

代用品の發明思想啓發の爲め代用

品講演會を開催、講師には特許局

係官の派遣を申請する外各方面の

學識經驗に富みたる講師招聘。

ロ、特許局發明展覽會(附質疑問答

會)(昭和十五年二月中於長崎市

十日間)

特許局發明展覽會出品物を長崎に

移動し同時に長崎縣下の發明考案

品を併せ展覽會を開催す。

ハ、縣下生徒兒童創案品懸賞募集並

九州生徒兒童創案品展覽會

昭和十四年十月中、於長崎市七日

間、於佐世保五日間。

縣下生徒兒童の創案品を懸賞募集

し同時に九州各支部より生徒兒童

の優秀創案品を長崎に出陳し併て

展覽會を開催す。

ニ、發明座談會の開催

1、發明家の科學に對する認識を

深める爲め發明家、技術家の座

談會。

2、發明の實施援助の爲め發明

家、事業家の座談會。

3、女性發明知識向上の爲め女性

を主とする座談會等を時々開催

せんとす。

○新潟縣支部

一、設立 昭和十三年三月五日

一、役員

支部長 新潟縣知事

副支部長 君島清吉

同 經濟部長

同 山崎隆義

同 新潟硫酸會社取締役

同 小澤國治

同 新潟縣商工水産課長

同 中野正幸

一、會員數

特別會員七名、正會員四二名、普通

會員一二九名、合計一七八名

一、昭和十四年度の豫算總額

三、三〇〇圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、講演會 中央より講師を招聘し

上、中、下越の三ヶ所に於て發明

に關する講演會を開催す。

ロ、兒童創作品展覽會 縣下九百校

の中、小學校の創作品を募集し展

覽會並表彰賞をなす。

ハ、發明實施援助 發明品の實用化

と募集をなす。

ニ、發明研究助成 發明研究者にし

て費用に堪へざる者に補助をなす

ホ、發明功勞者表彰

○群馬縣支部

一、設立 大正十四年十一月二十二

日

一、役員

支部長 缺

副支部長 福島元助

同 高木一郎

一、會員數 八八名

一、昭和十四年度の豫算總額

四、一七二圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

- 1、發明相談所（毎月十五日前橋、高崎に開く）
- 2、發明講演會（昭和十五年三月中旬開催）
- 3、児童生徒創案展（三月中旬開催）
- 4、發明指導
- 5、發明實施援助事業

○栃木支部

- 一、設立 昭和二年十一月三日
- 一、役員
 - 支部長 栃木縣經濟部長 奥田久七郎
 - 副支部長 栃木縣商工課長 菊地 幸作
 - 幹事 栃木縣屬 戶室 章司
- 一、會員數
 - 有效會員六名、特別會員一七名、正會員九五名
- 一、昭和十四年度豫算總額 二、三二六圓
- 一、昭和十四年度の主な事業要目
 - イ、發明相談所 毎月二ヶ所開設

- ロ、講演會、座談會の開催
- ハ、生徒児童創案品展覽會開催
- ニ、發明思想普及ポスターの配布
- ホ、發明實施援助施設

○愛知支部

- 一、設立 昭和十一年十月二十九日（沿革—大正六年二月愛知發明協會を設立、昭和十一年十月本會支部となる）
- 一、役員
 - 支部長 大隈 榮一
 - 副支部長 上遠野 孝
 - 同 伊藤萬太郎
 - 常任理事 向井 鹿松
- 一、會員數
 - 特別會員五三名、正會員三七名、普通會員一五七名
- 一、昭和十四年度豫算 一五、五四〇圓
- 一、主なる事業
 - イ、發明百貨普及會
 - ロ、特許質疑應答會
 - ハ、最新發明展覽會
 - ニ、實業學校生徒發明懸賞募集

- ホ、工場作業員發明懸賞募集
- ヘ、發明實施援助

○山梨支部

- 一、設立 昭和八年四月一日
- 一、役員
 - 支部長 知事 居 章平
 - 副支部長 學務部長 伊藤 正良
 - 同 經濟部長 石川貞四郎
 - 同 甲府市長 缺
 - 同 常務理事 商工課長 乙黒三千男
 - 同 學務課長 藤波 國途
 - 同 縣 屬田 中重治
- 一、會員數 一一二人
- 特別會員三名、正會員一〇五名、普通會員四名
- 一、昭和十四年度豫算總額及事業要目
 - 豫算總額 四、三三九圓
 - 事業要目
 - 一、生徒児童創案表彰展覽會
 - 二、講演會及座談會
 - 三、發明實施狀況調査
 - 四、表彰
 - 五、發明實施援助

○長野縣支部

- 一、設立 昭和九年十二月二十日
- 一、役員
 - 支部長 經濟部長 重田 忠保
 - 副支部長 商工水産課長 野口 常利
 - 理事長 長野工業學校長 都築 正六
- 一、會員數 六七名（九月一日現在）
- 特別會員四名、正會員六一名、普通會員二名
- 一、昭和十四年度の主な事業要目
 - イ、發明相談部設置並顧問辦理士の設置
 - 發明考案に關する特許並登録出願及事業化斡旋を圖る爲發明相談部を設置すると共に東京市在住辦理士松田松太郎に顧問辦理士を囑託す。

- ロ、第四回児童生徒創作品展覽會並發明思想普及講演會の開催
- ハ、發明品展示會の開催
- 縣下發明品を一般に紹介し之が實用化を圖る。
- ニ、發明考案の案出及見本製作助成
- 小額の助成を以て見本製作並試験をなし得るものに付ては支部豫算の範圍内に於て助成す。
- ホ、發明に關する權利讓渡の仲介、特許品、登録品の販賣斡旋
- ヘ、専任職員を設置
- 發明考案の事業化斡旋を圖る爲専任職員を設置す。

○宮城縣支部

- 一、設立 昭和八年三月二十五日
- 一、役員
 - 支部長 知事 清水 良策
 - 副支部長 經濟部長 泉 守紀
 - 同 仙臺市長 澁谷 徳三郎
 - 理事長 宮城縣商工課長 野村 道夫
- 一、會員數

- 特別會員一〇名、正會員一〇〇名、普通會員三〇名
- 一、昭和十四年度の豫算總額 四、一九〇圓
- 一、昭和十四年度の主な事業要目
 - イ、發明功勞者表彰
 - 恩賜發明獎勵金は本年に於ても分賜せらるべき見込なるを以て聖旨に副はん爲之を基金として本縣内發明功勞者を表彰せんとす。
 - ロ、代用品發明考案の試作助成
 - 資力不充分なる中小發明家の代用品發明研究をして効果あらしむる爲之が見本の試作助成せんとす。
 - ハ、發明考案の實施援助
 - 本縣内の中小發明家の出資者と提携の途を容易ならしむべく斡旋の方策を強調せんとす。
 - ニ、生徒児童創案表彰
 - 第二國民たる生徒児童をして發明考案に對する認識を深からしめ且實踐的習練の機會を與ふる爲例年引續き實施せんとす。
 - ホ、發明獎勵展覽會開催

優良發明品の蒐集展示併て生徒児童創案品、發明考案試作品を展示公開せんとす。

ハ、發明獎勵講演會開催
發明思想の普及徹底を圖る爲縣内に於て講演會を開催せんとす。

ト、發明に關する座談會の開催
學術方面の權威者並に本部係員の來援を得て縣内發明家を中心として座談會を開催せんとす。

チ、發明考案質疑應答會開催
特許局又は本部より直接關係官の來援を得て工業所有權取得に關する手續等詳細なる質疑應答會を開催せんとす。

リ、發明教育講習會開催
縣内中小學校關係職員を主なる對象とし講習を行ひ發明思想普及及發明に關する常識涵養に努めんとす。

ヌ、發明相談所開設
前年迄繼續開設したる發明相談所は其利用者愈多きを加ふるを以て本年度に於ても引續き開設せんとす。

○福島縣支部

一、設立 昭和十三年十月十日

一、役員

支部長 知事 橋本清吉

副支部長 經濟部長 坂井貞一

同 學務部長 和田貞臣

同 専務理事 商工課長 竹内誠

一、會員數

特別會員 一六名 正會員 三八名

普通會員 七六名 計 一三〇名

一、昭和十四年度豫算總額

一、昭十四年度の主な事業

イ、發明講演會の開催

ロ、兒童創案展覽會の開催

ハ、發明代用品研究、工業所有權に關する座談會

ニ、發明考案の實施援助

ホ、巡回發明相談所の開設

○青森縣支部

一、設立 昭和十三年五月六日

一、役員

支部長 青森縣知事 鈴木登

副支部長 青森縣經濟部長 野村萬作

同 齋藤主一

同 常務理事 青森縣商工課長 小林豊

一、會員數

特別會員七名、正會員四六名、普通會員一四五名

一、昭和十四年度の豫算總額

總收入豫算高 四、一一五圓

總支出豫算高 右同

一、事業計畫

イ、發明者及發明功勞者の表彰

ロ、發明獎勵講演會の開催

ハ、發明考案の獎勵

ニ、展覽會の開催

ホ、發明研究座談會の開催

ヘ、公報整理

○山形縣支部

一、設立 大正十四年七月二十五日

一、役員

支部長 叶内長兵衛

副支部長 大沼保吉

専務理事 青柳文五郎

一、會員數

有功會員一名、特別會員五名、正會員二三名、普通會員二四名

一、昭和十四年度豫算總額

三、〇〇〇圓

一、昭和十四年度事業計畫

イ、中小學校並青年學校生徒児童を以て創造力を涵養せしむる目的を以て創案品並手工品を獎勵のため展覽會を開催し審査の上之が表彰をなさむとす。

優秀小學校に對し恩賜記念賞を授與す。

昨年まで七回も試み逐年進歩向上しあるに鑑み引續き開催（本年は酒田市に開催）し生徒児童をして發明思想の啓發に資せむとす。

ロ、發明獎勵講演會の開催

本年度は酒田市に於て講演會を開催し一般に對し發明思想の普及と

す。

向上に努むると同時に會員の増募をなさむとす。

ハ、實施援助部

積極的活動をなし仲介斡旋の勞を採り發明考案の工業化を實現し得る様尙一層努力せむとす。

ニ、發明相談所

發明實施援助部開設と共に相談所を利用する者多きを以て回數を増して相談に應ずることとせり。

ホ、出品の獎勵

各地に於て開催博覽會等に對し發明品の出品を獎勵し紹介と宣傳とに努めむとす。

ヘ、會員の増募

本會を後援する意味の永續會員を募集に努めむとす。

○秋田縣支部

一、設立 昭和十三年五月六日

一、役員

支部長 秋田縣知事 留岡幸男

副支部長 秋田縣經濟部長

○石川縣支部

一、設立 昭和七年十一月十五日

一、役員

支部長 石川縣知事 成田一郎

副支部長 石川縣經濟部長

白石喜太郎

常務理事 秋田縣商工水産課長 森永勳

一、會員數

特別會員七人、正會員七七人、普通會員七二人、計一五六人

一、昭和十四年度の豫算總額

一、七七〇圓八八錢

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、發明考案實施援助

ロ、滿洲國特許權獲得助成

ハ、生徒児童創案の懸賞募集及展覽會開催

ニ、發明獎勵講演會の開催

ホ、代用品及廢品更生展覽會の開催

ヘ、特許及代用品の試作助成

ト、發明相談所の開設

鈴木直人
常務理事 石川縣商工水産課長

井上 鏡

一、會員數

特別會員一〇名、正會員一〇〇名
昭和十四年度の豫算總額

二、八四〇圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、第六回生徒児童の創案表彰並に
展示會の開催

ロ、講演會の開催

ハ、發明相談所の開設

ニ、發明實施援助

1. 發明實施援助委員會の設置

2. 見本製作並に試験費補助

3. 實施狀況調査

○鳥取縣支部

一、設立 昭和十三年十月二十二日

一、役員

支部長 鳥取縣知事

副支部長 鳥取縣經濟部長

大濱 義雄

理事長 鳥取縣商工水産課長

河野 富一

一、會員數

特別會員一名、正會員七名、普通會員一九名
昭和十四年度の豫算總額

三、〇六六圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、部會研究會
發明考案の發達を圖る爲各部會に於て月例研究會を開催せしめ之が狀況報告を爲さしむ。

ロ、講演映畫會

發明知識の普及發達を圖る爲各部會事務所々在地に於て巡回講演映畫會を開催す。

ハ、發明考案助成

年度内に於て特許、實用新案、意匠の登録を得たるものの内優秀なるものに對し獎勵金を交付す。

ニ、代用品發明獎勵

物資需給調整の國策に順應せんが爲代用品發明者に對し獎勵金を交付す。

ホ、發明考案募集

發明考案獎勵の爲一般縣民より代用品發明考案を懸賞募集するの外縣下中小學校生徒児童創案品を懸賞募集す。

ハ、代用品發明展覽會
縣民をして物資需給調整の國策に順應せしむる爲全國的優秀代用品(本部又は商工省より借入の豫定)及當支部募集發明品の巡回展覽會を各部會事務所々在地に於て開催す。

○岡山縣支部

一、設立 昭和十一年四月二十二日

一、役員

支部長 熊谷 憲一

副支部長 武政 隆一

常務理事 守屋 福市

一、會員數

特別會員九名、正會員一一四名

一、昭和十四年度の豫算總額

五、七八三圓六〇錢

一、昭和十四年度の主な事業要目

一、昭和十四年度事業計畫

1. 時局と新興發明品展覽會

長期建設計畫の遂行上輸入物資使用の節約を必要とし代用品工業の振興を圖るは現下の重要國策に屬するを以て之れが考案を助長獎勵し同時に需要者をして洽く代用品に關する認識を與ふるは刻下の緊要問題たり依つて該目的の達成を圖る爲本展覽會を開設す。

展覽會場 岡山市、倉敷市

2. 兒童生徒創作品展示會

青少年の發明思想涵養の目的を以て前三回の展示會の開催の實績に鑑み一層之を獎勵するため地區内中小學校兒童生徒をして創作考案せしめ之を蒐集展示會の開設を豫定す。

展示會場 岡山市

3. 代用品考案研究會

イ、各般物資に關し之が代用品の考案實施を促進するため從來の研究發明家及將來之等の研究をなさんとする者の爲當局より講

師の派遣を受け代用品の發明研究、補助金交付制度の運用及代用品研究獎勵に資せん。

ロ、從來の發明考案の實績に鑑み現今一般に要望しつつある發明考案の目標趨向を審かにし發明家の參考に資せんため各部門の權威者を招聘して研究會の開催を豫定す。

4. 發明相談所

本市在住特許辨理士に委嘱し無料發明相談所を當支部内に開設し毎週一定日に一般發明考案に關する相談に應じ又縣下樞要の市町村に移動し無料相談の求めに應ずる施設を豫定す。

5. 發明考案品見本製作及出願助成

支部地區内發明家の發明考案品にして必要と認むるものに對し相當額の補助金の交付を豫定す。

6. 發明功勞者表彰

本會より頒賜せらるる恩賜發明獎勵金及本支部支出金を以て發明功勞者の表彰を豫定す。

7. 發明實施常設陳列館

從來發明實施援助の實績に鑑み五ヶ年繼續事業に依り發明實施常設陳列館を開設之に本部並各支部にて實施援助を受諾せし發明考案品(實物又は模型)を陳列し一般の縦覽に供し工業化の促進に資する爲開設を豫定す。

○廣島縣支部

一、設立 昭和十一年十月二十七日

(沿革)大正十三年三月廣島發明協會を結成昭和五年七月社團法人の認可を受く。昭和十一年十月本會支部となる)

一、役員

支部長 廣島高等工業學校々長

副支部長 長 俊一

常務理事 本部理事 田中 香苗

同 廣島縣産業獎勵館長 森村 義信

一、會員

特別會員一八名、正會員五一一名、普

通會員一四六名、合計二一五名

一、昭和十四年度事業豫算額

一〇、二六〇圓

一、昭和十四年度施行事業項目

1. 發明獎勵機關の設置(代用品發見考案を徹底的に指導獎勵)
2. 發明巡回講演會
3. 新興發明大展覽會
4. 發明實施援助部存續
5. 特許公報分類部

○愛媛縣支部

一、設立 昭和十三年九月廿日

一、役員

支部長 缺員

副支部長 愛媛縣經濟部長

同 手島 傳

同 山本 義晴

理事長 愛媛縣商工課長

同 城戸 旭

一、會員數

特別會員一名、正會員四六名、普通會員一二三名 維持會員四名

一、昭和十四年度の豫算總額

四、四四二圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

- イ、兒童生徒創作品表彰並展覽會
- ロ、發明獎勵講演會
- ハ、發明に關する座談會
- ニ、發明考案實施助成
- ホ、本部並支部主催の展覽會援助
- ヘ、發明思想普及宣傳
- ト、管内五ヶ所に發明相談所の設置
- チ、公報分類整理

○福岡支部

一、設立 昭和三年五月二十三日

一、役員

支部長 知事 兒玉 九一

副支部長 經濟部長 田村 浩

理事長 商工課長 西村 五郎

一、會員數

特別會員一六名、正會員八三名

一、昭和十四年度の豫算總額

五、四六五圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、發明相談會

一、通常發明相談會(毎月一回)

二、巡回發明相談會(本年度四回)

- ロ、福岡縣生徒兒童創作品展覽會
- ハ、全國發明展覽會
- ニ、優良發明の表彰
- ホ、發明講演會
- ヘ、講習會
- ト、公報(實用新案)の分類整理
- チ、發明實施援助

○大分縣支部

一、設立 昭和十四年四月二十八日

二、役員

支部長 知事 綱 彌三

副支部長 經濟部長 織田 智

理事長 商工課長 古海 正雄

三、會員

特別會員三名、正會員一四五名、普通會員二〇名、計一六八名

四、行事

大分縣生徒兒童創作品展覽會

代用品發明展覽會

優良發明の表彰

發明講演會

發明座談會

○熊本支部

一、設立 昭和十一年一月十七日

一、役員

支部長 熊本縣知事

近藤 駿介

副支部長 熊本縣經濟部長

同 山本 義章

同 熊本縣實業團體聯合會長

同 長野 忠次

同 熊本商工會議所會頭

同 中山 造酒夫

常務理事 熊本縣中央商工相談所

指導員 田島 蕃樹

一、會員數

特別會員六名、正會員一八二名、普通會員七四名、計二六二名

一、昭和十四年度の豫算總額

七、一六五圓

普通會計

特別會計(恩賜發明獎勵金)三五二圓

一、昭和十四年度の主な事業要目

イ、發明考案の指導

會員其他よりの提出質疑に對して

直ちに指導員の指導を仰ぎ發明考

案者の便宜を計らんとす。

ロ、發明考案の實施援助

熊本支部發明實施援助部の規程に基き發明實施援助部委員に支部理事を加へ、本部發明實施援助部と協力のもとに本支部會員の發明考案に成る優秀なるものに對して其工業化に努力し以て地方産業の振興發達を計らんとす。

ハ、發明講演會並に座談會

本部より講師を招聘し熊本市を始め他地方數箇所にて本講演會並に座談會を開催し、尙ほ別箇に支部指導委員、理事、振興委員に依り地方の細部に隨時座談會を催し、以て發明考案の思想啓發に努力するところあらんとす。

ニ、全國發明品展覽會

第七回特許局發明展覽會を當支部に移動し、且つ縣下最新發明考案品をも併せ展示して斯道の啓發並に産業の振興に資せんとす。

ホ、兒童生徒創案獎勵表彰會

縣下の兒童及生徒より創案品の懸

賞募集を行ひ、以て教育方面に於ける發明考案心の普及を計らんとす。

ヘ、發明考案の表彰

恩賜發明獎勵金を以て之に充て優秀なる發明並に兒童及生徒の優秀創案品に對し特に表彰を行ひ、以て優渥なる御聖旨の傳達に盡力するところあらんとす。

ト、九州發明大會

九州支部聯絡協議會の申合せにより熊本支部主催のもとに當市に於て九州各支部を一丸としたる九州發明大會を開催せんとす。

○宮崎縣支部

一、設立 昭和十四年三月五日

一、役員

支部長 缺員(地方長官の移動に依り目下缺員中なるも上記

の現知事長谷川透を支部長

に推薦する筈)

副支部長 宮崎縣經濟部長

多田 雄次郎

常務理事 宮崎縣商工水産課長

會 我 力 三

一、會員數

正會員二五名、普通會員三五名
一、昭和十四年度の豫算總額

三、四〇〇圓

一、昭和十四年度の主な事業

1. 展覽會 本年度末宮崎市に於て
特許局發明展覽會出品移動展示會
を開催せむとす。

右展示會と同時に縣下生徒及兒童
廢物利用創案品展覽會を開催せむ
とす。

2. 講演會 宮崎市に於て發明に關
する講演會を開催せむとす。

3. 發明考案の實施援助 優良なる
發明考案にして未實施のものに付
ては資金の融通並靴旋販路の擴張
等に付援助せむとす。

4. 特許並實用新案の出願に付援助
特許並實用新案の出願に要する書
類の作成等に當り實地指導援助を
成さむとす。

5. 發明考案の表彰 縣内に於ける

るものを出陳するものとす。

3. 兒童生徒創作品展示會の開催
青少年の發明思想涵養のため夏期
中に考案せしめ、發明品展示會と
併せて開催するものとす。

4. 發明相談所の開設
發明考案の獎勵に關する一切の事
項に付發明家の相談に應ずるため
各市産業課内に發明相談所を設け
その事務を委嘱するものとす。

5. 發明陳列所の開設
本道に關係を有する發明考案品及
代用品を特選し又實施援助受託の
特選品を常時陳列するものとす。
但北海道廳商工獎勵館の一部を借
入ること。

6. 發明考案見本製作の助成
發明考案品にして見本製作の資力
なきもの又は必要ありと認むるも
のに對し補助金を交付するものと
す。

7. 發明考案出願の助成
本道産業啓發上必要と認むる發明
考案の出願に對し資力なきものに

既存の發明を調査し優良なるもの
を表彰すると共に年度内に於ける
今後の發明に付ても隨時表彰せん
とす。

6. 發明相談 斯道に經驗ある者を
專任者又は委員として囑託し出願
手續其他發明に關する相談に應じ
指導を爲さむとす。

7. 特許公報並實用新案公報の分類
整理 專任職員を設置し陳列棚を
設け既に配布を受けたる公報其他
を分類整理の上陳列し有志家の閱
覽に供せむとす。

8. 座談會 發明に關し發明家及事
業家の座談會並質疑應答會を隨時
開催せむとす。

9. 懸賞募集 一定縣産材料に付代
用品發明考案の蒐集を爲さむと
す。

10. 権利讓渡斡旋 優良なる發明考
案に付ては之を事業家に斡旋せむ
とす。

○北海道支部

補助金を交付するものとす。

8. 發明展覽會出品の獎勵補助
發明考案品の出陳を獎勵すると共
に必要ありと認むるものに對し補
助を爲すものとす。

9. 發明功勞者の表彰
表彰資格者の選定範圍左の通と
す。

一、支部事業達成上特に功勞あり
たる者
二、有效なる發明考案を爲し又は
實施の効果顯著なる者

10. 發明考案の實施援助
發明考案の効果は其の實施即ち工
業化にあるを以て發明考案者と出
資者との提携を斡旋し又製品の紹
介宣傳を爲し或は技術の出張指導
を爲すが如き之等の實施には審査
委員會を設置し實施の公正を期し
又實情を調査して實施の適正を圖
る等之が遂行上專任者を置くもの
とす

一、設立 昭和十四年一月二十三日

一、役員
支部長 松崎陽一
副支部長 黒澤西造

常務理事 大瀧甚太郎
赤木 救

一、會員數
特別會員二三名、正會員五三名、普
通會員一〇四名、計一八〇名

一、昭和十四年度豫算總額
九、〇〇〇圓

一、昭和十四年度事業計畫
1. 巡回講演會並座談會の開催
發明思想の普及に關する講演會を
樞要の地に於て開催するものと
す。發明の助長、援助に資する質
間に應ずるため前項講演會と併せ
座談會を開催するものとす。

2. 發明品展示會の開催
本道に於ける發明考案品を蒐集し
て樞要の地に巡回開催するものと
す。

右と併せて本道の資源開發促進の
一助として代用品發明の特選した

一、設立 昭和十二年六月二十六日

一、役員
支部長 賀田直治
副支部長 武者鍊三

同 金季 洙
常務理事 伊藤正毅、小山一徳、石
井市重郎、山川正(專任)

一、會員數
支部維持會員六〇名、特別會員一二
名、正會員一八九名、普通會員三六
〇名、計六二一名

一、昭和十四年度の豫算總額
二五、二一九圓

一、昭和十四年度の主な事業要目
イ、發明に關する懸賞募集
鮮内主要都市に於ける土産品の意
匠を懸賞募集す。

ロ、發明に關する展覽會の開催
一、朝鮮發明獎勵展覽會 發明協
會本部主催に係る發明表彰展覽
會の出品物と新興代用品とを併
せ展示す。

二、第二回兒童生徒創案品展覽會
鮮内小學校並に中等學校の兒

とす

とす

とす

とす

とす

とす

とす

とす

とす

○朝鮮支部

とす

とす

とす

とす

とす

とす

童、生徒の創案品を募集し應募品は之を一般に展示すると共に規定の審査を行ひ入選者を定め表彰式を舉行して之を表彰す。

ハ、第二回發明表彰
朝鮮に於ける特許發明考案品の實施状況を調査委員を設けて被表彰者を選定し表彰式を舉行して之を表彰す。

ニ、出品補助
博覽會、展覽會等に出品せんとするものに對し運賃其の他必要なる補助を爲す。

ホ、講演會並に座談會の開催
發明に關する講演會並に出願手續等に關し質疑應答座談會を適宜各地に巡廻開催す。

ヘ、發明に關する調査
朝鮮に於ける發明考案の實施狀況其の他の調査を行ふ。

ト、刊行物の發行
發明に關する調査資料其の他協會の事業宣傳の爲隨時刊行物を發行す。

チ、公報の分類整理と閱覽所の開設
公報の分類整理を行ひ一般の閱覽に供するは協會本來の事業として最も重要なものなるを以て總督府商工獎勵館の三階の一部を借受

け閱覽所を設けることとなり設備既に成りたるに依り缺本を補充し鋭意之が完成を期し以て一般の便益に資せんとす。

○郵便貯金現在高(累年別)

年次	人員	金額	預ケ人一人當預金額
昭和五	三八、二五七	二、四九七、一五四	六二・六八
六	三九、〇六六	二、八一五、八六八	六七・六四
七	三九、八三八	二、七七二、〇〇四	六八・三四
八	四一、六二五	二、九一九、二四五	六八・二九
九	四三、六一八	三、〇六四、六一一	六八・五一
一〇	四六、二六七	三、二三三、九六四	六八・二七
一一	四九、二三七	三、四八二、六三〇	六九・五七
一二	五四、一六六	三、八九一、三七五	六九・九二
一三	七四、〇三九	四、六一三、九七一	六〇・九四

備考 一、會計年度に依る。二、昭和十三年度の數字は貯金局統計月報に依る。三、預ケ人一人當預金額は各年末。

内案定鑑術美古 董骨 畫書 劍刀

◇美術品鑑定は必ず専門研究家の判定を仰ぐべきであります。

本會はあらゆる専門家、あらゆる機關の中最も權威ある者に鑑定を乞ひ、鑑定家の意見即ち眞偽、價值の有無等に就き詳細に御通知致します。

◇若し皆様が鑑定家の指定をして來られた時は實費手数料を以つてその鑑定家に依頼して差上げます。流派、後裔、師弟等により特殊の關係にある作品に對しては各其の専門に従ひ鑑定を乞ふこと、致します。

◇鑑定家並に鑑定機關
書畫、古美術品鑑定 (順不同)

狩野探道先生、橋本秀邦先生、鳥谷幡山先生
狩野忠信先生、小堀宗明先生、平木清光先生
野田峰楠先生、中村寒林先生、高畑翠石先生
刀 劍 鑑 定
本阿彌光遜先生、本阿彌光暎先生、本阿彌光盧先生

鑑定機關

大日本鑑定協會、東京美術親交會、帝國大學史料編纂部、帝室博物館員、古美術保存會、古美術調査會等に依頼希望者に對しては特別の便を計る。

鑑定申込規定

一、鑑定種目
書畫、刀劍、骨董、茶器、佛像、古文書其の他古美術品一般
一點に付き金二圓也、但し屏風其他特殊なものには倍額とす(地方より送品の場合は送料自便)

一、證明
鑑定の結果眞蹟なるものに對しては所持有者の希望に依り左の料金を以つて證明書を附す

(イ) 鑑定書 金參圓也 (東京美術親交會發行)
(ロ) 極書 金五圓也 (鑑定家發行)
(ハ) 箱書 金五圓也 (鑑定家發行)
(ニ) 添狀 金拾圓也 (鑑定家發行)
(ホ) 折紙 金貳拾圓也 (鑑定家發行)

刀劍の場合は(證明書は全部本阿彌光遜師發行す)

一、發表
眞蹟と決定證明書を附したるものは希望に依り本誌「藝術日本」に發表す
但し特殊なるもの及び手数料を要するものは鑑定料證明料共この限りに非ず

東京美術親交會
電話小石川四三三〇番
振替東京七二二四二番

代現本邦發明家小傳 (五十音順)

記載例

△住所(電話番号) △生年△主なる學歷、學位△主なる經歷並に現職△主なる發明△發明に關する主なる受賞。
△但し該當事項なきものは省略

朝比奈泰彦



淀橋區戸塚町三丁目一二三番地(電話牛込四一六〇番) △明治十四年生 △明治三十八年東京帝國大學醫學部藥學科卒業、藥學博士 △東京帝國大學教授 △樟腦の誘導體、グイタカソフアリの製造 △服部報公會より受賞(昭和九年) 宮中賜餐の御沙汰を拜す(昭和十四年)。

淺尾莊一郎



東京市大森區山王二ノ一八五四 △明治三十一年生 △大正十二年東京帝國大學理學部卒業 △東京電氣株式會社研究所々員 △光電管、ラヂオ真空管用陰極に關する發明 △昭和八年帝國發明協會より大賞を受く、昭和十四年宮中賜餐の御沙汰を拜す。

淺越助五郎



岡山縣都窪郡妹尾町字箕島(電話妹尾四番、一二八番) △明治七

年生 △明治拾年以來花筵疊表製造販賣並に花筵疊表自動製筵機製造販賣を營み、昭和十二年淺越式自動蓆吹蒺織機と一般農具の製造販賣に従事今日に至る △淺越式自動蓆製筵機、淺越式自動蓆吹蒺織機 △帝國發明協會其他より表彰せられたる事數回。

青柳榮司



京都市上京區烏丸通一條上ル西入觀三橋町五百六十一番地(電話西陣二十二番) △明治六年生 △明治三十一年七月東京帝國大學工科大学電氣學科卒業、工學博士 △明治三十一年八月京都帝國大學助教授に任官、明治三十四年十月同大學教授に任官、昭和八年四月大阪帝國大學教授に任官、昭和八年五月五日京都帝國大學名譽教授の稱號を授けられ今日に至る、現に正三位勳一等 △半真空「エコノミー」電球、白熱弧光燈、電子放電裝置、「タ

次を拜す。

石川 等

横濱市神奈川區旭ヶ丘四五(電話神奈川二〇九二番) △明治十九年生 △東京高等工業學校電氣化學科卒業、工學博士 △現在日本カーボン株式會社事務取締役 △無晶形炭素を黒鉛化する方法 礬土抽出法、其他 △昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

石橋徳次郎



久留米篠山町五十番地(電話久留米二二七三番) △明治十九年生 △久留米商業學校卒業 △久留米名譽市長、日本ゴム株式會社並にブリッヂストーンタイヤ株式會社の取締役、相談役 △ゴム底地下足袋の新規なる製法を案出し十數種の工業權を獲得す △昭和二年帝國發明協會より優等賞を受領す。昭和三年御大典に際し綠綬褒章を

拜受す。

石井茂吉



東京市王子區堀船町一丁目五一六番地(電話王子二三一七番) △明治二十年生 △東京帝國大學工科大学機械科卒業 △神戸製鋼所、星製藥株式會社に勤務、現在寫眞植字機研究所自營 △邦文寫眞植字機 △昭和三年商工省發明獎勵補助金參千五百圓を受け、昭和六年恩賜發明獎勵金並に昭和七年第四次發明博覽會進歩賞を受く。

今富祥一郎



東京市大森區久ヶ原町五八五(電話池上七二六番) △明治三十三年生 △東京高等工業學校卒業 △理化學研究所勤務 理研金屬株式會社取締役工

安藤 博



「タングステン」弧光燈 △昭和七年真空放電勵磁裝置に關し青柳榮司外二名に恩賜發明獎勵金の交付を受く、昭和八年「タングステン」弧光燈に關し青柳榮司外二名に帝國發明協會發明表彰規程により進歩賞を授與さる。

東京市澁谷區千駄ヶ谷一丁目五六二番地(電話青山五〇六一番)

△明治三十六年生 △早稻田大學理工學部、海外諸國大學、研究所見學 △財團法人安藤研究所理事長 △多極真空管、二次電子增幅管、遮蔽「グリッド」真空管、短波長送信機、同受信器、方向探知器、スーパーヘテロダイン、受信方式、ブッシュアップル擴大方式、直列變調方式、多重變調方式、マグネチックスピーカ、寫眞電送、テレビジョン △電氣學會研究獎勵費受領、帝國發明協會大賞受領其他、昭和十四年宮中賜餐の御沙

場長△マグネシウム製造法△昭和十三年大賞並に恩賜記念賞を受く。

岩田 繼清



東京市神田區龜住町五番地(電話下谷三六二九番)

△明治十二年生△獨學△明治三十六年家業刀劍刃物製造業を繼承、大正十年合資會社岩田兄弟工場を設立、其製作販賣を繼續し今日に至る。目下其の代表社員たり△スラズにムク岩田式剝削機、網を主とせぬ整層萬石、其他右に關する發明考案五十數種△帝國發明協會より大賞、進歩賞、特等賞等を受け、其他他名譽賞、金牌等三十有餘を受く。

牛尾 義方



東京市大森區調布嶺町一丁目四一〇番地△明治二十六年生△築地

梅根 常三郎



滿洲國鞍山市上臺町三(電話鞍山八〇番)△明治十七年生△明

治四十四年京都帝國大學理工科大學卒業、工學博士△八幡製鐵所奉職以來大正八年に至り第一製鋼課長次で滿鐵に入社鞍山製鐵所に勤務す、株式會社昭和製鋼所取締役、銑鐵部長、製鋼部長△磁力選鐵機、赤褐鐵選鐵法、鐵礦磁化還熔爐△日本鑛業會より渡邊賞、滿鐵より功績章、日本鐵鋼協會より香村賞、帝國發明協會より大賞、恩賜記念賞を受く。昭和十四年宮中賜餐の御沙汰を拜す。

大河内 正敏



東京市下谷區谷中清水町一(電話下谷四三七番)△明治十一年生

工手學校卒業後理化學研究所にて研究△會社員たる經歷を経て理化學研究所技師拜命昭和三年ウシオ製作所を創立、後之を日本バルブ製造株式會社に改組し、常務取締役就任、昭和十三年變態増資會社たる第二バルブ製造株式會社を合併し引續き常務取締役たり△蝶形弁裝置特許七件、高壓活栓の調整裝置特許一件、調整環を有する活栓特許一件、高壓弁開閉裝置特許一件、實用新案十三件△昭和十三年三月帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を受く。

宇田 新太郎



仙臺市米ヶ袋廣丁二十八番地△明治二十九年生△大正十三年三月東北帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士△東北帝國大學教授△超短波無線電信電話機及び呼出し裝置△昭和七年恩賜發明獎勵金を受く。

△東京帝國大學工科造兵學科卒業、子爵、工學博士△東京帝大教授、現在理化學研究所長、其他△マグネシウム製造法(共同發明)其他△昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を受く。昭和十四年宮中賜餐。

大本 寅治郎



大阪市東淀川區中南通二ノ一〇(電話北七五九〇一七五九三番)

△明治二十年生△タイガー計算器株式會社取締役社長△廻轉計算器、電動廻轉計算器に關する發明△昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を受く。觀菊、觀櫻御會に發明家として御召の光榮に浴すること數回。

河合 小市

靜岡縣濱松市寺島町二〇七(電話七五三番、九六一番)、△明治十九年生△山葉樂器製造所(現在の日本樂器製



造株式會社) 研究部長兼アキシヨン部長、機械部長、木工機械部長

を経て工務參事技師長兼工務次長、昭和二年獨立して河合樂器製作所を創立經營して今日に至る。△ピアノ・オルガン・ハーモニカに關する發明△帝國發明協會より進歩賞、有功賞(全國表彰)特等賞、優等賞(地方表彰)等を受く。

蠣崎 千晴



東京市瀧野川區瀧野川町一九二三番地△明治三年生

△東京帝國大學農學部實科卒業、獸醫學博士△元朝鮮總督府獸疫血清製造所長△牛疫豫防ワクチン△叙勳五等授光旭日章、帝國發明協會より恩賜記念賞及大賞を授與せらる、農學會より農學賞牌を授與

せらる。

笠井 久雄

大連市眞金町十九番地△明治二十一年生△農學校及獸醫學學校卒業、獸醫學博士△大正五年傳染病研究所技師△昭和八年滿鐵衛生研究所痘苗科長△痘苗の精製及び其應用△昭和九年帝國發明協會恩賜發明獎勵金及び日本學術協會賞を受領。

柏木 幸助



山口縣防府市三田尻(電話防府三番)△明治十五年生△東京帝國

大學藥學科選科卒業、東京高等工業學校藥業科卒業△株式會社柏木體溫器製造所社長△體溫計に關する發明△大正十三年帝國發明協會より特等賞を受く、大正十五年日本産業協會總裁伏見宮博恭王殿下より賞狀を賜る。昭和五年、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

加藤與五郎



東京市在原
區戸越一、二
二〇(電話在
原六九二二
番)△明治五

年生△明治二十八年京都同志社大學部
卒業。同三十六年京都帝國大學純正化
學科卒業。引續き約二年半北米マッサ
チューセット工業大學にて研究に従
事。理學博士△東京工業大學教授、同
學建築材料研究所長、同學資源化學研
究所創立委員長△酸化金屬磁石及磁心
の製造、磷酸礬土又は珪酸礬土より磷
酸、アルミナの製造、醋酸纖維素の製
造及之より人絹、人造羊毛の製造、製鹽
の副産物として加里、マグネシウム、
硫酸鹽等の製造△昭和九年恩賜獎勵金
を受く。

川原田政太郎

東京市世田谷區經堂町八〇三(電話
世田谷三七〇二番)△明治二十三年生



△大正四年七
月早稻田大學
理工科電氣工
學科卒業、工
學博士△大正

四年七月小穴製作所技術員大正八年九
月早稻田大學助教、自大正十一年十
月至大正十四年六月歐米各國留學、大
正十五年四月早稻田大學教授△誘導體
同期電動機、渦流電氣時計、テレビジ
ョン装置、電氣標定方式磁歪現象利用各
種裝置等△帝國發明協會より恩賜記念
賞、大賞、特等賞、進歩賞を受く。

上林一雄

京都市外宇治町(電話宇治一七番)

△明治十五年生△明治四十年京都帝國
大學理工科大學理學部(物理)卒業、
大正六年同大學理工科大學(電氣工學)
卒業、△旅順理工科大學教授、現職神戸
高等工業學校教授△半真空電球製造法
熱電堆式真空計、電解液式電流制限器
△帝國發明協會より大賞を受く。

龜井勝治郎



西宮市郷免
町十八番地
(電話西宮一
八四一番)△
明治二十二年

生△關西大學外語科、バンド英學校卒
業△現在日本天然色寫真工藝社々主△
天然色寫真に關する發明△帝國發明協
會より恩賜發明獎勵金を受く、其他受
賞數回。

北織喜三郎



京都市上京
區紫野南船岡
町七四(電話
西陣二〇一一
番、五三九五

番、六八二二番△明治十三年生△現在
京都鐵工機械器具工業組合理事、合名
會社北織製作所代表社員△北織式萬能
開口式ジャカード機、北織式クロスボ
ーダージャカード機、北織式ピアノマ
シン紋彫機、北織式Dビー機、意匠レ
ース機△昭和三年帝國發明協會より特

等賞、昭和八年京都府知事より商工功
勞賞、昭和八年帝國發明協會より帝國
表彰有功賞、昭和十三年帝國發明協會
より帝國表彰有功賞を受く。

清田達



神奈川縣高
座郡茅ヶ崎町
中海岸△三井
工業學校應用
化學科卒業△

昭和産業株式會社勤務△金屬オルガ
ノゾル、鹽類オルガノゾル、金屬コロイ
ド、活性炭素の製造法△帝國發明協會
より恩賜發明獎勵金、進歩賞等を受く。

久保田權四郎



大阪市浪速
區船出町二丁
目二十二番地
(電話戎長三
五〇三番)△

明治三年生△明治二十二年久保田鐵工
所を起し鑄鐵管の製作に着手、銳意技

術の改善に努め鐵管鑄造法に一大改良
を加へ其間發動機、諸機械の製作を兼
營、目下株式會社久保田鐵工所及び滿
洲久保田鑄鐵管株式會社、尼崎製鐵株
式會社等の社長に就任△鐵管鑄造用自
動製蕊機、鐵管鑄造用自動製型機△鐵
管製作上の發明に關し、大正十五年及
昭和八年帝國發明協會より有功章を、
昭和七年日本鐵鋼協會より第一回香村
賞牌を受く。昭和三年綠綬褒章下賜さ
る。

黒田泰造

東京市澁谷區櫻丘四(電話澁谷一六
三三番)△明治十六年生△明治三十九
年東京帝國大學應用化學科卒業△製鐵
所技師、化工部長、九州大學教授、日
本製鐵取締役等、現職理研重工業取締
役、住友化學顧問、東京大學講師、秋
田鑛專講師△骸炭爐△帝國發明協會特
等賞、大賞を受く。

倉田泰藏

福岡縣久留米市白山町六〇番地(電

話久留米三三八一)△明治二十年生
△明治三十七年久留米商業學校卒業△
大正七年つちやたび合名會社社長に就
任、昭和六年組織變更しつちやたび株
式會社取締役會長の現職にあり△足袋
地下足袋、護謨底運動靴、護謨底朝鮮
靴△昭和三年三月綠綬褒章拜受、昭和
八年三月帝國發明協會より特賞(地方
表彰)及有功賞(帝國表彰)を受く。

古賀逸策



東京市澁谷
區北谷町二八
△明治三十二
年生△大正十
二年東京帝國

大學工學部電氣工學科卒業、工學博士
△昭和四年東京工業大學助教任官、
同十四年教授、△秘密通信、水晶振動
子並に發振器、周波數分割裝置△帝國
發明協會より進歩賞三件(前回二件昨
年一件)昭和十四年五月二十三日賜餐
の御沙汰を拜す。

小林照旭

廣島縣福山市神島町下市三一九(電話福山六〇九番)△明治十二年生△福山市會議長、現職日本製鋼株式會社專務取締役、備後藍耕株式會社社長、西備綆網株式會社社長、市會議員、△無結節網機械、藍染拔染の方法△帝國發明協會より功勞賞金牌受領。

小林 正次



東京市目黒區綠ヶ丘二二九五(電話在原五三九六番)△明治卅

五年生△大正十五年東京帝國大學工學部電氣科卒業、工學博士△大正十五年日本電氣株式會社に入社、現職研究課長並に真空管課長△寫眞電送方式の發明、周波數分析器の發明、大電力真空管等に關する發明、超短波發振真空管の發明其他△昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を受く。昭和十三年短波長大電力放送機完成に依り日本ラヂオ協會より功績賞を受く。

阪本 久五郎



靜岡縣濱松市廣澤町二百九十八番地(電話濱松一〇四五番)△

明治十五年生△大阪高等工業學校機械科卒業△遠州織機株式會社代表取締役社長△阪本式自動織機△昭和四年十月帝國發明協會より優等賞を受く。昭和八年四月帝國發明協會より大賞授與せらる。

佐藤 彰

仙臺市十二軒丁五〇(電話仙臺一六八〇番)△明治十九年生△東京帝國大學醫科大學卒業、醫學博士△東北帝國大學教授△マグノスコープ(電氣聽診器)△帝國發明協會より進歩賞を受く。

佐藤 忠次郎

島根縣八東郡揖屋町六六七ノ七(電



話揖屋三番)△明治二十年生△大正三年農具製作所創業、昭和八年

資本金五拾萬圓の株式會社に組織變更、社長就任、揖屋町長、島根縣會議員△摺摺機に於ける軸承裝置、昇降機に於ける非常報知裝置、脱穀機に於ける撥齒取替裝置、除草器に於ける調節裝置、發動機に於ける調速裝置等△大正十一年島根縣知事の表彰。昭和三年日本産業協會の表彰、昭和四年廣島市主催昭和産業博覽會會長の表彰、帝國發明協會の表彰等を受く。

周東 喜一郎

横濱市鶴見區鶴見町二三五(電話鶴見三三三二番)△明治三十三年生△早稻田大學理工學部電氣工學科卒業△昭和三年安宅商會機械部に入社、現在に至る。昭和三年十二月社命により渡米、翌年九月歸朝△運動體の明視攝影裝置(ストロボライト)電氣標定方式

磁歪現象利用の各種裝置等△運動體の明視攝影裝置及其應用に關し昭和七年商工省發明獎勵金壹千五百圓、昭和九年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金壹千圓を拜受す。

志方 益三



京都市左京區吉田本町五(電話上五三四〇番)△明治二十八年生

△大正九年東京帝國大學農學部農藝化學科卒業、農學博士△財團法人理化學研究所研究生、東京工業試驗所囑託、大正十年文部省在外研究員として獨逸、チエコスロバキアへ留學、大正十五年京都帝大教授(現職)△加電壓電流自記裝置(ポラログラフ)(ヘイロフスキー教授と共同考案)ツンドラ及泥炭を原料とするコルク其他代用板(ツンドライト)の製法、ツンドラより可塑物原料製造方法、硬剛人造板製造方法(電氣製板)桑條バルブ製造方法△

昭和七年ツンドライト製造に關する恩賜發明獎勵金拜受。

柴田 勝太郎



東京市麻布區廣尾町二番地△明治二十二年生△東北大學理學部化學科卒業△商工省東京工業試驗所技師、合成工業會社取締役、現在東洋高壓會社取締役△アンモニヤ合成及メタノール合成に關する特許約十件△右に關する受賞數同。

篠崎 又兵衛

東京市本所區綠町三ノ一六(電話本所二一九・二二〇・三四七二番)△明治元年生△篠崎インキ製造株式會社社長△明治十七年よりインキ製造業に従事し奎運の進歩に伴ひ筆記用インキ、事務用インキ等の需用に應じ發明改良を企圖せし所からず、殊に「ヘクトインキ」「證券用インキ」等の特許あり

△内外國博覽會に於て毎回受賞、昭和五年有功賞受領、日本産業協會に於てインキ製造業の功勞者として總裁宮殿下より表彰さる。

篠原 登

東京市杉並區荻窪二ノ一七二(電話荻窪三三三三番)△明治卅七年生△東京帝大工學部卒業△遞信省工務局勤務△無裝荷ケーブル搬送方式(松前重義氏と連名)△帝國發明協會大賞を受く。

島津 源藏



京都市中京區東洞院通り押小路下ル船屋町四二〇(電話本局五七〇七番)△明治二年生△勳五等△明治二十七年島津製作所經營、現在日本電池株式會社、株式會社島津製作所社長△易反應性鉛粉製造方法、其他内外特許多數△昭和八年帝國發明協會より

恩賜記念賞を受く。昭和五年宮中賜餐の榮に浴す。

杉本京太



東京市目黒區中目黒二丁目五〇八(電話大崎三〇七七番)△明治十五年生△元日本タイプライター株式會社、日本光音株式會社取締役技師長、現在杉本理工機製作所々長△邦文タイプライター、邦文モノタイプ、トキキ録音装置、トキキ映寫機△帝國發明協會の恩賜記念賞一、大賞二、勳六等瑞寶章授與さる。

△東京帝大名譽教授、農學博士△帝國發明協會より表彰さる。

鈴木梅太郎



東京市澁谷區宇田川町三八(電話澁谷一三九八番)△明治七年生

學士院會員、獨逸學士院會員、滿洲國國務院大陸科學院長、△オリザニン(グイタミンB) 理研酒△帝國發明協會より屢々表彰せられ、學士院賞、櫻井賞を受く。

鈴木忠次郎



東京市目黒區自由ヶ丘三二七(電話荏原二一九四番二三五一番)

△明治二十年生△大正四年以來静岡市にて發明機械の製作販賣並に研究に従事す△大正十三年上京糧食に關する發明機械の製作販賣並に研究、鈴木糧食研究所々長△精麥装置其他に關する特許實用新案十數件△昭和八年帝國發明協會より大賞を受く。

鈴木政吉



名古屋市東區東門前町三ノ一六(電話東一六三番)△安政六年生

△名古屋市會議員、名古屋商工會議所議員、商業部長たりし事あり、現鈴木バイオリン製造株式會社相談役、名古屋硝子製造株式會社取締役會長△バイオリン棹部渦卷形削成機、同甲板剝削機△大正十二年帝國發明協會より特等賞受領、同十五年有功賞受領、大正六年綠綬褒章拜受、昭和五年發明功勞者として爾來觀菊、觀櫻御會に御召を受く。

鈴木元松



東京市大森區入新井二丁目一〇番地△明治三十九年生△電機學

校高等科卒業△昭和二年以來東京電氣株式會社研究所にて光電管、陰極線管、眞究管の研究に従事す。昭和九年以後は大森宮田製作所にて光電管、陰極線管、整流管、眞究管等を研究中なり△光電管△帝國發明協會より大賞を受領す。

會根有

神奈川縣川崎市生田四〇三二番地△明治三十四年生△府立四中、一高、農學部、早稻田大學電氣科卒業△遞信省電氣試験所、陸軍科學研究所技師△テレビジョンに關するもの其他△恩賜發明獎勵金、帝國發明協會より表彰さる。

高岡石松

大阪市此花區西九條上通一丁目六十五番地(電話土佐堀二二八九番、六五七三番)△明治廿四年生△纖維及金網工業△羅紗メリヤス編成機、高岡式金網編成機△昭和十三年帝國發明協會發明品展覽會に於て大賞及進歩賞を受く。

高橋正一

中野區千光前町一四(電話中野六五六八番)△明治卅一年生△東京帝大工学部電氣科卒業、工學博士△電氣試験所技師兼通信技師△一、格子制御放電管を應用せる各種の精密自動調整装置二、無噪音扇風翼△發明協會の進歩賞

(三件)、恩賜研究費(一件)を受く。

高柳健次郎



東京市世田區北澤三丁目八九七(電話松澤二八五八番)△明治

三十二年生△東京高等工業學校附屬工業教員養成所出身△濱松高等工業教授兼日本放送協會囑託△テレビジョン△昭和八年帝國發明協會進歩賞、同十二年同上、同十三年電氣學會淺野博士獎學祝金授與さる。

田熊常吉



神戸市灘區大石北町二丁目八番地(自宅電話御影二八七二番)△會

社電話尼ヶ崎一七六〇番及び大阪福島四八〇二番)△明治五年生△田熊汽罐製造株式會社及株式會社田熊研究所社

武井武



東京市赤坂區青山南町六ノ一三五(電話青山二六九〇番)△明治

卅二年生△東北帝國大學理學部化學科卒業、理學博士△東北帝國大學金屬材料研究所に奉職、現在東京工業大學教授、建築材料研究所員△酸化金屬磁石、酸化金屬磁心、人造偏光板△帝國發明協會主催博覽會にて進歩賞受領三回。

棚橋寅五郎



東京市本郷區駒込東片町一五七(電話八番)△慶應

二年生△明治廿六年東京帝國大學工科大学應用化學科卒業、工學博士△現在日本製鍊株式會社、日本化學工業株式會社、株式會社鐵興社其他の社長又は會長として之等を主宰經營す。尙曩に社團法人電氣化學協會々長として斯界の指導啓發の任に推さる。尙發明獎勵委員會委員△「クロム」化合物製造法、鹽素酸加里製造法△昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を受く。又昭和十四年宮中賜餐の御沙汰を拜す。

五村勇助

東京市淀橋區下落合四丁目一五二五(電話落合長崎二六四八番)△明治三年生△明治二十八年帝國大學土木工學科



卒業△臺灣民政務技師、足尾銅山技師、明治四十一年玉村工務所創

設す△索條に因れる運搬裝置に關する發明△明治四十年東京勸業博覽會二等賞、大正三年大正博覽會銀牌、大正十一年平和博覽會名譽賞牌、發明家として觀櫻、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

田村源太郎

大阪市東淀川區三國本町六二(電話北三七七三番、八一五一番)△慶應二年生△現職三國鐵工所社長△オリヂンス空氣壓縮機に關する發明△昭和八年帝國發明協會より大賞を受く。觀菊觀櫻の御會に御召の光榮に浴したる事數回。

辻二郎

東京市麻布區龍土町四八(電話赤坂二二四三番)△明治廿九年生△東大工學部卒業、工學博士△大正十二年理化學



研究所に入所、現在同所辻研究室主任、日本大學、東京物理學校

講師、理化學興業他五社顧問外遊三回△光彈性學實驗裝置、爆發瓦斯檢出計、精密歪計△恩賜發明獎勵金(帝國發明協會、昭和六年)恩賜賞(帝國學士院、昭和八年)を受く。

津田米次郎



金澤市穴水町三番丁二十九番地(電話一五四二・一九八三・三九

三五・五七四九・五三八三番)△明治二十一年生△金澤商工會議所常議員、金澤鐵工機械工業組合理事、株式會社津田製作所社長、其他關係會社十三社重役△津田式力織機に關する發明△昭和十年五月帝國發明協會特等賞、各地博覽會金牌、國產優良品金牌(名古屋)

等多數受賞。

津守英五郎



東京市芝區白金臺町二丁目六十九番地(電話高輪一〇五〇番)△

明治二十四年生△明治四十五年東京高等工業學校卒業、卒業後米國留學△明昭電機株式會社、東洋無線電信電話株式會社等の取締役社長△魚船無線電信電話機、搬送電信電話裝置△帝國發明協會より大賞を受く。

寺西福吉



兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹五七一(電話一一一番)△

明治三年生△東洋リノリウム株式會社常務取締役役△リノリウム△昭和三年綠綬褒章を賜る、帝國發明協會、日本產業協會より

表彰を受く、觀櫻、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

戸上信文



佐賀市神野町卅八(電話一〇一二番)△明治廿八年

生△工業學校電機學校△元佐賀商工會議所副會頭、現株式會社戸上電機製作所社長△配電用各種自動開閉器其他五〇件△帝國發明協會より優等賞及有功賞を受く。

豐田喜一郎



名古屋市東區白壁町三丁目二番地(電話東一八四〇番)△明治二

十七年生△東京帝國大學工學部機械工學科卒業△紡織機械の改良に従事し、現在株式會社豐田自動織機製作所常務取締役△杼換式自動織機其他△昭和六

中島男尾



大分市生石町四七五番地(電話長七八七番)△明治

十七年生△現職合資會社中島製作所社長、大分縣鐵工機械工業組合聯合會理事其他△中島式自動製粉機、中島式精撰機△昭和八年帝國發明協會より優等賞を受けたる外、金牌、銀牌、名譽賞牌等を受けたること多し。

永田邦助



久留米市莊鳥町昇丁四〇番地△明治

九年生△つちや足袋株式會社四十八年在職、現在退職す△地下足袋、支那沓、運動沓△帝國發明協會よ

り優等賞、特等賞、有功賞を受く。

中島 統一



東京市品川
區上大崎中丸
四四九番地
(電話大崎二
三三四番) △

明治十六年生△専修大學卒業△日本特
殊鋼管株式會社專務取締役△遠心鑄造
法に依る鋼管製造並に之に關する特許
二〇件及實用新案一九件△帝國發明協
會恩賜記念發明獎勵金並に商工省工業
研究費受領。

中西 金次郎

福岡市片土居町二十一番地(電話福
岡八七〇番) △明治二十九年生△博多
織同業組合代議員、△電氣紋織機其他
(弟中西金作と共同發明) △大正十一年
綠綬褒章授與さる。昭和十三年帝國發
明協會より大賞を受く。

福岡市片土居町二十一番地(電話福
岡八七〇番) △明治卅五年生△電氣紋
織機械の研究を爲して現在に至る△電
氣紋織機其他(兄中西金次郎と共同發
明) △昭和七年帝國發明協會より恩賜
發明獎勵金並に大賞(十三年) 同十一
年商工省より工業獎勵金を受く。

中山 高亮



大阪市東淀
川區野中南通
リ三丁目十八
(電話北局五
七三一番、一

一八五番) △明治三十四年生△株式會
社中山工業所取締役社長△電動磨岩機
△昭和七年天覽を賜ふ一、大防府産業
助成金拜受一、商工省發明獎勵費拜受
一、進歩賞拜受(商工省發明獎勵費交
付規則に基く) 一、大阪市發明功勞表
彰を受く一、大賞拜受(商工省發明獎
勵費交付規則に基く)

丹羽 保次郎



東京市中野
區江古田四ノ
一五九〇(電
話中野五七二
九番) △明治

廿六年生△大正五年東京帝國大學工學
部電氣工學科卒業、工學博士△日本電
氣株式會社取締役、技師長、發明獎勵
委員會委員、帝國發明協會發明調查委
員、日本學術振興會委員、電波研究委
員會委員等々△NE式寫眞電送装置、
導磁率の測定方式、秘密電話方式、光
線電話方式等△帝國學士院より恩賜賞
を受く。昭和五年十二月宮中賜餐に召
さる。その他觀櫻會、觀菊會に召さる
、事八回昭和八年帝國發明協會より大
賞並に恩賜記念賞を受く等々。

拔山 平一



仙臺市光禪
寺通一六ノ一
(電話二四四
八番) △明治
二十二年生△

大正二年東京帝大卒業、工學博士△大
正二年八月東北帝大講師、大正六年一
八年まで外國留學、東北帝大教授、同
附屬電氣通信研究所長△増濾波器によ
る多重電信、電氣聽診器、水中電話△
朝日文化賞、帝國發明協會より進歩賞
を受く。

野上 八重治



名古屋市昭
和區御器所町
△明治四年生
△鐵道技師、
日本車輛製造

株式會社取締役技師長、現野上式自動
織機株式會社々長△野上式自動織機其
他内外特許二十件△帝國發明協會より
有功賞、特等賞、大賞、報知新聞社よ
り文化大賞を受く、觀菊會に御召及
高松宮殿下に賜謁、發明に關し言上等
の光榮に浴す。

野澤 一郎

東京市中野區塔ノ山町一二(電話中



野三〇四五
番) △明治二
十一年生△明
治四十三年東
京高等工業學

校機械科卒業△株式會社巴組鐵工所社
長、株式會社帝國測器製作所社長△ダ
イヤモンドトラス鐵骨建築其他△帝國
發明協會より恩賜記念賞。名古屋汎太
平洋平和博覽會名譽賞牌、大賞を受
く。

箱木 一郎



東京市大森
區新井宿三ノ
一、六三二(電
話大森七六二
二番) △明治

二十九年生△關西學院文科社會學科出
身△曲面體印刷方法並に同機械の考案
並に製造△曲面體印刷方法、曲面體印
刷機械各數件△昭和九年恩賜發明獎勵
金拜受、一九三七年巴里萬國博覽會の
「グラン・プリ」受賞。

橋本 重郎



宮崎市廣島
通り二ノ二〇
△明治廿七年
生△東京帝大
農學部卒業、

農學博士△農林省畜産試驗場技師、文
部省在外研究員、宮崎高等農林學校教
授△鶏の初生雌雄鑑別法△帝國發明
協會より特等賞、進歩賞並に大賞を受
く。

濱田 初次郎



東京市城東
區龜戸町一ノ
九八(電話墨
田一二八・一
八五八・三七

一八番) △明治九年生△濱田印刷機械
製造株式會社取締役社長、東京印刷製
本機械製造工業組合理事長、△自動紙
差裝置外現在迄特許百六十八件、實用
新案百二十八件△昭和八年帝國發明協

會より恩賜記念賞並に大賞を受く、發明家として觀菊、觀櫻の御會に御召の光榮を浴したる事數回。

平泉貞吉



東京市大森區田園調布四ノ一八二(電話田園調布二八二四番)△

明治三十一年生△京都帝大、理學博士△高砂香料株式會社東京工場長△樟腦油よりワニリンの合成、樟腦油より人造レモンガラスの製造△昭和七年帝國發明協會より恩賜獎勵金を受く。昭和十二年專賣局長官より表彰を受く。

堀内利器



東京市澁谷區原宿二丁目一七〇番地四號(電話青山五〇九九番)

△明治二十四年生△京都帝國大學理科

大學卒業、理學博士△高砂香料株式會社事務取締役△合成薄荷製造法、ワニリン合成法△昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金拜受、同八年大賞を受く。

堀江貞治郎



東京市世田谷區上北澤町三丁目八九三番地(電話松澤二二九四番)

△明治十八年生△逓信官吏練習所技術科卒業△逓信省電氣試驗所技師、現在安立電氣株式會社取締役工務部長△(一)高周波多重電氣電話裝置(現在は一般に搬送式電氣電話と云ふ)(二)有線無線電氣電話接續裝置△(一)に對し發明協會より大賞及地方表彰並に(二)に對し進歩賞を受く。

堀井新治郎

東京市神田區鍛冶町二ノ二(電話神田四二二一四二六番)△明治八年生△

滋賀縣立彦根中學校中退△堀井騰寫堂



本店店主△平版式騰寫版、輪轉式騰寫機、騰寫印版紙及複寫紙等△昭和

和五年以來觀菊、觀櫻の御會に召さるゝこと數回、帝國發明協會大正十一年地方表彰に於て特等賞、昭和四年同特等賞、昭和八年第三回帝國表彰に於て大賞並に恩賜記念賞、昭和十三年第四回帝國表彰に於て有功賞受賞、内外國博覽會に於て名譽大賞以下九十餘個受賞。

本田菊太郎

豐中市新免二四一ノ一(電話豐中二〇一五番)△明治廿三年生△株式會社大阪機械製作所專務取締役△オートエム式篠糸牽伸裝置△昭和十三年帝國發明協會より大賞を受領す。

本多光太郎

仙臺市米ヶ袋鹿ノ子清水通二十一(電話一六七六番)△明治三年生△東大



鋼、新KS磁石鋼△恩賜賞を受く。

松田長三郎

京都市下京區中堂寺櫛笥町二六(電話壬生三二八八番)△明治二十六年生△大正六年京都帝國大學工學部電氣工學科卒業△京都帝國大學教授△白熱ルミナス弧光熱、白熱弧光燈、整流器等△昭和七年「眞空放電勵磁裝置」に關し共同研究者と共に恩賜發明獎勵金を授與せらる。

松前重義



四年生△東北帝國大學工學部電氣工學

東京府武藏野町西窪二四六ノ八(電話吉祥寺七七八番)△明治卅

科卒業、工學博士△大正十五年四月逓信技師に任ぜらる、現在逓信省工務局調査課長△無裝荷ケーブル方式△昭和十年淺野野獎學祝金を電氣學會より授與せらる。昭和十二年十二月本發明により勳五等双光旭日章を授與せらる。

眞鍋武雄



東京市大森區馬込町東一ノ一〇八四(電話大森六三四七番)△

明治二十四年生△東京高等工業學校機械科卒業△日本石綿盤製造會社、兵庫縣工業試驗所、東京商業貿易會社等に奉職、約十年前より土木機械の研究に従事す。現在は日本建機株式會社代表取締役△ウオーセクリター(混泥土材料配合調整機)ウオーセ・ミクサー(一種の混泥土混合機)等△昭和六年商工省發明獎勵金受領、昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金拜受、昭和

七年賀陽宮殿下、同妃殿下ウオーセクリター合覽、昭和七年帝國發明協會より進歩賞、昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を拜受す。

間宮精一



東京市大森區入新井六ノ九三〇△明治卅二年生△府立第四中學校

檢定△日本金錢登錄株式會社技師長たりしも同社が外國資本下となるに及び退職、現在に到る△金錢登錄機△昭和八年恩賜記念賞並に大賞を受く。

丸毛登



東京市目黒區上目黒八丁目五八八番地(電話澁谷三六〇六番)△

明治二十年生△東京物理學校全科卒業△元逓信技師、電氣試驗所技師、早稻

田大學講師、仙臺中央放送局、大阪中央放送局技師部長、現日本放送協會技術研究所第二部長△有線無線兩電話接續裝置(共同發明)電信電話線並に送電線に於ける搬送電話及搬送電信(共同發明)放送無線電話及放聲電話用カーボン、マイクロフォン(共同發明)△大正三年遞信選獎規程による第二級功績章授與、大正十五年帝國發明協會より大賞を受く。昭和八年日本放送協會より「マイクロフォン」用炭素粒製法に對し功績を表彰さる。

御木本幸吉



三重縣志摩郡鳥羽町大字鳥羽四百七十六番屋敷(電話八番、二八番)△安政五年生△御木本眞珠店々主△眞珠素質被着法、眞珠貝飼育法、完圓眞珠形成法、眞珠形成法△大正十年養殖眞珠發明の完成により綠綬褒章に附する飾版を下賜せらる。大正十五年

帝國發明協會より恩賜記念賞並に名譽大賞牌を受けらる、昭和三年功績章を贈らる。昭和二年勳四等に叙せられ瑞寶章を受けらる。昭和五年發明家十名に對し賜餐の光榮に浴す。

三島徳七



東京市淀橋區下落合一ノ四五六(電話大塚三四一六番)△明治廿六年生△大正九年東京帝國大學工學部卒業、工學博士△東京帝國大學教授、海軍大學校教授、東大航空研究所々員△鐵、ニッケル、アルミニウムを主成分とする強磁石(MK磁石)△恩賜記念賞、大賞、特等賞、服部報公賞、日本鐵鋼協會香村賞牌等を受く。昭和十四年宮中賜餐の御沙汰を拜す。

密田良太郎

横濱市鶴見區東寺尾町一二八九番地(電話鶴見二〇九〇番)△明治十八年生



△東京帝國大學、東京工學科卒業、工學博士△遞信技師、臨時電信電話建設局技師、早大教授、宮内技師、宮内省御用係、大藏省技師、電氣試験所第三部長、遞信省電氣試験所長△水銀避雷器、逆變流器、直流變壓器、周波數變換器△恩賜記念賞、學士院賞を受く。

御法川三郎

東京市小石川區初音町四番地(電話小石川二四一・二二〇六・七七二番)△明治二十六年生△大正八年早稻田大學理學科卒業△昭和五年先代死後御法川工場を引繼ぎ今日に至る。合名會社御法川工場代表社員、伊藤工業株式會社社長、株式會社東亞發聲ニユース映畫製作所社長△御法川式多條線絲機、アイエム下方自働給炭機△第四回發明品博覽會に於て多條線絲機に對し名譽大賞を受く。昭和十三年帝國發明協會

より多條線絲機に對し大賞を受く。

宮垣彌三郎

横濱市中區本牧町一ノ一五〇(電話本局二三三七番)△明治二十八年生△スタンダードヴァキユーム石油會社技術部員△自働活字鑄造植字機△帝國發明協會より恩賜發明獎勵金、財團法人三井報恩會より研究金を受く。

森繁太郎



東京市杉並區天沼一ノ一五六△明治十八年生△東京帝國大學農科大學農學科卒業、農學博士△農林省蠶絲試驗場技師、蠶種部主任△蠶の一代雜種△昭和八年恩賜記念賞を受く。

森田庄三郎

三重縣津市下部田町(電話六七〇番)△明治九年生△高等小學二年卒業後京都菊池芳文畫塾に三ヶ年繪畫研究△お



ぼろタオル株式會社取締役社長△おぼろタオル、曙タオル、風通タオル、おぼろガーゼタオル、臚毛織其他特許三點、新案三十六點、△昭和三年良等賞一、昭和八年有功賞二、昭和四年日本産業協會表彰を受く。其他各博覽會に於て金銀銅賞四十三回。

矢追秀武

東京市蒲田區矢口町五四△明治二十七年生△東京帝國大學醫學部醫學科卒業、國際聯盟研究員として二ヶ年英國に留學、醫學博士△東京帝國大學助教授傳染病研究所所員、現在東京帝國大學附屬傳染病研究所技師△一、皮下種痘法の完成一、痘瘡治療血清の創製一、猩紅熱豫防液の完成△昭和九年日本學術協會より協會第一回の學術賞を授與せらる。(精製痘苗の皮下種痘に關する業績)

山本三六郎



東京市大森區入新井六ノ一〇二(電話大森二五五一番)△明治卅四年生△上田蠶糸專門學校卒業△蛋白質人造纖維製造法、平面繭製造法△昭和六年第三回化學工業博覽會進歩賞、昭和六年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金、昭和七年朝日新聞社朝日賞、昭和七年帝國發明協會より帝國表彰進歩賞(以上再生絹糸)昭和十三年帝國發明協會より帝國表彰進歩賞を受く。(平面繭)

山岡孫吉



兵庫縣武庫郡魚崎町魚崎(電話御影五一〇五番)△明治二十一年生△高等小學校卒業△明治四十五年山岡發動機工作所創業、昭和六年三月株式會社に組織變更社長となる、昭和十

年二月山岡内燃機株式會社を創立社長となる△内燃機關於ける部分品△昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

山本忠興



東京市牛込區新小川町二丁目十番地
(電話牛込九三番)△明治十四年生△明治三十八年東京帝大工科卒業、工學博士△早稻田大學理工學部長△高周波發電機、誘導同期電動機△帝國發明協會より大賞其他を受く。

和 田 小 六
東京市赤坂區新坂町六十二番地(電話赤坂二六七〇番)△明治二十三年生△大正四年東京帝大、造船學科卒業、工學博士△東京帝國大學教授、航空研究所々員、航空研究所々長△特殊翼△恩賜賞。

渡邊卓郎
年東北帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士△東北帝大助教、名古屋



兵庫縣武庫郡武庫村西富松牛田一八一(電話伊丹九七六番)△明治二十四年生△大正二年廣島高等師範學校卒業、大正六年東北帝國大學理科大學化學科卒業、理學博士△日本染料製造株式會社技師、大阪市立工業研究所技師を経て大正九年一月大阪市立工業研究所所長となる△合成錯酸の製造に關する發明△昭和八年帝國發明協會より特許第八九四一八號「アセトアルデハイド」の急速製造法に對し大賞を授與せらる。

岡村金藏



東京市澁谷區代々木大山町一〇四九番地(電話四谷七九一七番)

岡部金治郎
兵庫縣武庫郡精道村蘆屋毛賀金九〇六△明治廿九年生△大正十一年東北帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士△東北帝大助教、名古屋



△明治十四年生△京都帝國大學理工科大學電氣工學科卒業△農商務省製鐵所技師、京都市技師、滿鐵撫順炭礦工業課長、大連本社計畫部審査役、滿洲電業株式會社取締役、現職なし△油母頁岩乾餾法△前記發明に依り昭和八年四月帝國發明協會より恩賜記念賞及大賞受領す。油母頁岩乾餾法を發明しこれを企業化したる廉に依り昭和十一年十月關東局より表彰せられ銀杯一組受領す。昭和十四年宮中賜餐の御沙汰を拜す。

小田切瑞穂



京都市伏見區桃山町長岡越中八番地ノ一三△明治三十七年生△昭和四年京都帝國大學理學部卒業△京都帝國大學助教、化學研究所員を経て現日本レイヨン株式會社技師△金屬「オルガノソル」、鹽類「オルガノソル」、放射性「オルガノソル」、有機高級化合物「オルガノソル」各製造法による各種製品、酸化鉛製造法、芒硝電氣分解法△昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金並に昭和八年同進歩賞を受く。

尾上隆治
名古屋市中區下前津町八七(電話南二五六番、瑞穂二五番)△大正三年生△日本大學專門部工機機械科卒業△尾上商會主△肥料飼料配合機△昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

〔附記〕本欄に採録の發明家は現存

の人に於て(一)發明家として宮中賜餐の榮に浴したる人、(二)同觀菊、觀櫻の御會に召されし人、(三)帝國發明協會より恩賜發明獎勵金を受けたる人、(四)同大賞以上を受けたる人、(五)

發明實施に功績ある人等を中心として大體選定したるも、將來は更に各方面より資料を蒐め、追加増補の見込である。

○博士 數

法學博士	三三	(舊)	七	(新)	三九	計
政治學博士	一		二		三	
經濟學博士	一		三		四	
商學博士	一		三		四	
文學博士	一九		一五		三四	
理學博士	一八		五二		七〇	
工學博士	三六		四七		八三	
醫學博士	八		一〇		一八	
藥學博士	二		一		三	
農學博士	二		一		三	
林學博士	一		一		二	
獸醫學博士	一		一		二	
合計	二〇七		二二六		四三三	

○學校 一覽

小種別	學校	數
小學	五、八〇	二八
高等女學校	五九	三
高等學校	九五	三
大學	三	一
專門學校	二八	六
實業專門學校	六	九
實業學校(甲)	九四	三
實業學校(乙)	三〇七	一
青年學校	一七、〇三	

本邦發明年代表

明治一八年	十八年式村田歩兵銃	男爵村田經芳	明治三五年	無線電信	松代松之助
明治一八年	生茶葉蒸機械	高林謙三	明治三六年	糖液蒸發罐	木村駿吉
明治一八年	錦莞縫織機	磯崎眠龜	明治三七年	八千代黑紋染防糊 (八千代黒・萬代黒)	鈴木藤三郎
明治二一年	麵類製造機	眞崎照郷	明治四〇年	蠶兒雌雄鑑別法	西室逸作
明治二五年	座繰式製絲器	御法川直三郎	明治四一年	紡績絹糸	農博石渡繁胤
明治二七年	飛行機	二宮忠八	明治四〇年	衛生罐材(通稱ラツカ)	坂根清一
明治二七年	騰寫版	堀井新治郎	明治四一年	網防腐法	宮崎賢一
明治二八年	自動織機	豐田佐吉	明治四二年	味の素	日高榮三郎
明治二九年	製鹽釜	高田嘉助	明治四二年	廣井式編網機	理博池田菊苗
明治三〇年	亞鉛華精製法	茂木重次郎	明治四二年	タカチアスターゼ	廣井仙市
明治三〇年	宮原式水管汽罐	男爵宮原二郎	明治四二年	沿軸並流水車	藥博高峰讓吉
明治三一年	三十一年式速射野砲	男爵有坂成章	明治四四年	石川式抽漬機の改良	田澤昌孝
明治三四年	アドリナリン	工博高峰讓吉	明治四四年	石灰窒素	石川平藏
明治三四年	發電機及電動機の磁田鐵心	工博岸敬二郎	明治四四年	オリザニン(グイタミ)	工博藤山常一
明治三五年	縫織機	寺島昇	明治四四年	靜電オツシログラフ	農博鈴木梅太郎
			明治四五年	河豚毒素テトロドトキシン製造方法	工博鳳秀太郎
				T・Y・K式無線電話機	小藤藏
					藥博田原良純
					工博鳥潟右一
					横山英太郎
					北村政治郎

大正元年	梅野式自動製麵裝置	農博梅野明二郎	大正七年	水銀避雷器	工博密田良太郎
大正二年	磯野式兩用犁	磯野七平	大正八年	グアイオリン甲板剝削機	鈴木政吉
大正二年	製茶機(外二件)	白井喜市郎	大正八年	三相誘導電動機	工博竹内壽太郎
大正二年	乾電池	屋井光藏	大正九年	鋤先及犁床	深見平次郎
大正二年	清水式無砂精米兼粉摺機	清水廣吉	大正九年	撚糸機	長谷善一
大正二年	眞珠素質被着法	御木本幸吉	大正九年	緩中の金銀銅回收法	工博窪田哲二郎
大正三年	ののくち式唧筒	工博井口在屋	大正一〇年	OYK誘導同期電動機	工博山本忠興
大正四年	周波數變換裝置	工博鯨井恒太郎	大正一〇年	自動編網機	工博川原田政太郎
大正四年	邦文タイプライター	杉本京太	大正一〇年	木綿調帶	平田佐雄
大正四年	整流子型電氣機	工博田中龍夫	大正一一年	牛疫豫防液	新田長次郎
大正四年	タクマ式汽罐	田熊常吉	大正一一年	易反應性鉛粉製造方法	島津源藏
大正五年	S・T式製鹽法	田中新吉	大正一一年	赤褐鐵鑛選鑛法	工博梅根常三郎
大正五年	岩田式脱稈機	岩田繼清	大正一一年	自硬性磁石	工博渡邊三郎
大正五年	眞珠形成法	西川藤吉	大正一二年	複線式搬車	玉村勇助
大正六年	安全インキ	篠崎又兵衛	大正一二年	印刷機	濱田初次郎
大正六年	阿部式電氣時計	阿部彦吉	大正一二年	サクラ漆器	河野篤二
大正六年	黒田式骸炭爐	黒田泰造	大正一二年		北村品子
大正七年	導磁率計	工博丹羽保次郎	大正一二年	白熱電球	和田梓之助
大正七年	耐久磁石(K・S鋼)	理博本多光太郎	大正一二年		不破橘三郎
					森石裕一郎

大正一三年	グイタミンA	農博高橋克己	昭和三年	電氣紋織機	中西金次郎
大正一三年	護謨底地下足袋	石橋徳次郎	昭和三年	自動織機	中西金作
大正一四年	耐熱強力ニッケルプロ ンズ合金	工博石川登喜治	昭和三年	光弾性寫真方法	野上八重治
大正一四年	絶對自動製絲機械	湯淺藤市郎	昭和三年	テレウキジョン装置	工博辻二郎
大正一四年	寫真植字機	石井茂吉	昭和三年	高速度活動寫真装置	高柳健次郎
大正一四年	杼換式自動織機	森澤允雄	昭和三年	花筵織機	工博栖原豊太郎
大正一五年	ピストンリング	豊田喜一郎	昭和三年	圓形組網機	淺越助五郎
大正一五年	無結節組網機	工博大河内正敏	昭和三年	金銭登録機	山本明德
大正一五年	水銀蒸汽整流器	角田探米	昭和三年	超短波無線通信機	工博宇田新太郎
大正一五年	油母頁岩乾餾法	青木佐太郎	昭和四年	金屬マグネシウム製造 法	子爵大河内正敏
大正一五年	鶏の初生雛雌雄鑑別法	岡村金藏	昭和四年	アムモニア合成用接觸 劑製造方法	今富祥一郎
昭和二年	自動織機	長谷川清治	昭和四年	多極真空管	柴田勝太郎
昭和二年	空氣壓搾機	農博本重清	昭和四年	電氣聽診器の改良	莊司信守
昭和二年	合成香料	坂本久五郎	昭和四年	硅素亞鉛銅合金(シル ジン)	安藤博
昭和三年	廻轉計算器	田村源太郎	昭和四年	テレウキジョン装置電 視受影方式・外二二件	工博山平一
		堀内利器			工博石川登喜治
		甲斐莊楠香			工博松山寛慈
		植田正一			曾根有
		大本寅治郎			工博丹羽保次郎
					小林正次

昭和五年	テレウキジョン装置	工博山本忠興	西曆	日本年號	發明題目	發明者
昭和五年	光電話機	工博川原田政太郎	一四四	文安二	活版印刷	ゲーテンベルヒ(獨)
昭和五年	スンプセット	工博丹羽保次郎	一五七	天正七	メリヤス編機	リ ザカリヤス・ヤンセン(英)
昭和五年	合成醋酸	小林正次	一五八	天正八	顯微鏡	ヨハン・ヤンセン(蘭)
昭和五年	蝶形弁装置	鈴木純一	一五九	天正九	天體望遠鏡	リ パー・ヘイ(蘭)
昭和五年	光電管	牛尾義方	一六〇	慶長三	眼鏡式望遠鏡	ガ リレイ(伊)
昭和六年	混凝土材料配合調整機	工博青柳榮司	一六〇	慶長四	空氣ポンプ	ゲ ーリツク(獨)
昭和七年	タンダステン弧光燈	阿部清	一六〇	慶安三	振子時計	ハ イゲンズ(蘭)
昭和七年	古賀Rカット式水晶振 動子	山崎惣三郎	一六〇	明曆三	蒸氣機關	ニ ユウコメン(英)
昭和七年	M・K磁石	工博古賀逸策	一七二	正徳元	音叉	ジ ョン・ストア(獨)
昭和七年	光電話機・光電流增幅 装置	工博三島徳七	一七三	享保九	華氏寒暖計	フ アーレン・ハイト(獨)
昭和七年	酸化金屬磁石	工博鯨井恒太郎	一七三	享保七	避雷針	フ ランクリン(米)
昭和八年	光電話機・高周波光力 變調方式	理博加藤與五郎	一七六	元文	飛梭	ケ ルシウス(獨)
昭和八年	アルカリクロム酸製造 法	工博八木秀次	一七六	延享三	攝氏寒暖計	セ ルシウス(獨)
昭和八年	建築組成材骨組法	柵橋寅五郎	一七九	明和元	ライデン壘	キ ムシエ・ネブルツク(蘭)
		野澤一郎	一七九	明和六	ヂエニイ紡織機	ハ ーグリーヴス(英)
			一七九	明和六	凝汽器を有する蒸氣機	ワ ック(英)
			一七九	明和六	動力紡績機械	ア ークライト(英)

外國發明年代表

一七五	安永ニ	輕氣球	一八五	天保七	電鍍法	ヤコビ
一七九	安永ハ	ミユール精紡機	一八七	天保八	電信	モール
一七九	天明七	力織機	一八〇	天保〇	護謨硬化法	グッドイヤー
一八二	寛政三	曹達製造法	一八九	天保〇	現在行はるゝ如き寫眞	ダゲール
一八二	寛政四	瓦斯燈	一八〇	天保二	術蒸汽鎚	ナスミス
一八三	寛政四	綿打機	一八四	天保三	電送寫眞	ベイスン
一八五	寛政七	水壓機	一八四	弘化元	シルケット法	マール
一八〇	寛政三	ヴォルタ電池	一八四	弘化二	綿火藥	シエン
一八二	享保元	紋織機	一八五	弘化二	裁縫機	ハエン
一八七	文化四	汽船	一八五	嘉永五	飛行船	ジフ
一八四	文化二	汽車	一八五	安政三	アニリン染料	パフ
一八四	文化二	罐詰	一八五	安政三	製鋼法	ヘツ
一八五	文化三	安全燈	一八六	安政六	蓄電池	プラ
一八二	文政四	弧燈	一八六	萬延元	瓦斯機關	ルノ
一八四	文政七	ボートランド	一八六	萬延元	製鋼法	シメ
一八五	文政八	電磁石	一八六	文化元	アンモニア曹達法	ソル
一八六	文政九	ヘリヲグラフイ	一八六	文化元	エレベーター	オリ
一八七	文政〇	燐寸	一八六	元治元	ダイナマイト	ノ
一八七	文政〇	アルミニウム製出法	一八六	明治元	アリザリン	リ
一八六	文政二	尿素合成	一八六	明治二	セルロイド	デ
一八三	天保二	發電機	一八六	明治二	空氣制動機	エ
一八三	天保四	電氣分解	一八六	明治五	リノリウム	ビ
一八五	天保七	感應コイル	一八七	明治八	電話	ク

一八五	明治八	石油自動車	一八九三	明治五	炭化カルシウム	ウモ
一八六	明治九	四衝程瓦斯機關	一八九三	明治五	グイスコース製造法	ビ
一八七	明治〇	滑翔機	一八九三	明治六	活動寫眞	エ
一八七	明治〇	蓄音器	一八九三	明治六	ダイセル機關	デ
一八七	明治二	人造藍	一八九三	明治六	空氣液化	リ
一八七	明治二	マイクログフォン	一八九三	明治六	無線電信	マル
一八七	明治二	白熱電燈	一八九三	明治六	石灰窒素	カ
一八七	明治二	白熱電燈	一八九三	明治六	テルミット法	カ
一八七	明治二	電氣爐	一八九三	明治六	遠心式人絹紡絲法	カ
一八七	明治三	鐵ノ脱磷法	一八九三	明治六	飛行機	カ
一八八	明治三	テレウキジョン	一八九三	明治六	二極真空管	カ
一八八	明治七	クローム製革	一八九三	明治六	アルカリ電池	カ
一八八	明治七	蒸気タービン	一八九三	明治六	空中窒素固定法	カ
一八八	明治七	マンガン鋼	一八九三	明治六	(アーク法)	カ
一八八	明治七	硝化法人造絹絲	一八九三	明治六	無線電話	カ
一八八	明治七	光電管	一八九三	明治六	三極真空管	カ
一八八	明治八	瓦斯マントル	一八九三	明治六	セロファン	カ
一八八	明治九	輕油機關	一八九三	明治六	ベークライト	カ
一八八	明治九	自動車	一八九三	明治六	空中窒素固定法	カ
一八八	明治三	寫眞フィルム	一八九三	明治六	キネトフオン	カ
一八九	明治三	高速度鋼	一八九三	明治六	石炭液化	カ
一八九	明治三	管換式自動織機	一八九三	明治六	タンクステン織條	カ
一八九	明治四	カーボランダム	一八九三	明治六	無線電話	カ
一八九	明治四		一八九三	明治六	ノクトウイジョン	カ
一八九	明治四		一八九三	明治六	人工放射能	カ

職工さんに告げる!!

本書を一読すれば焼割れは必ず防止出来る

本書は古來より秘密とされて有つた、焼入法を公開した著書で本書に依つて焼入法を會得すれば、其の技術者の得る處の大なるは勿論、其れを扱はせる工場主の焼割防止による利益も又莫大なり。本書は工學博士關口八重吉先生より絶讚的序文を寄せられ、内容は、面倒な學說と異つて至極明快に急所々々のコツを、手に取るやうに説いてある。現業員諸君が作業の際本書を座右に置たら時々適切な指導が本書から得られる。精巧な原色版、顯微鏡擴大寫真其他の圖解に依つて示されてある。

伯 清浦奎吾閣下題辭
男 爵 阪谷芳郎閣下題辭
工學博士 關口八重吉先生序
高井 柳 橋 著

焼入の秘法公開

定價 金壹圓
送料 市内六錢
市外十錢
代引廿六錢

東京市芝區
本芝一ノ五

發行所 電 工 社

電話三田(4)二二〇三番
振替東京二二一九〇番

營業課目

高級鑄鐵管 特殊耐熱耐酸鑄物
異型管 鑛山用機械
特許可撓繼手管 化學工業用機械
制水弁消火栓 窯業セメント用機械
鑄鐵製品 各種水壓機唧筒
電氣鑄鋼製品 鐵骨製罐

株式會社 栗本鐵工所

本社及工場 大阪市大正區新炭屋町七七番地
電話櫻川一九八八・一九八九・一九九〇番
住吉工場 大阪市住吉區住吉浦町一番地
電話住吉二二八一番
東京營業所 東京市麴町區有樂町一丁目十一
(東日會館五階)
電話丸ノ内七八一・一九〇八番
九州出張所 福岡市大濠町二〇番地
電話大濠二四二五番

大阪金屬工業株式會社

本社 大阪市西成區中開三丁目十三番
電話櫻川(64)一〇〇二・二六三九番
二〇三三・五六八二番
七〇〇一・七〇〇二番
堺工場 堺市耳原町一三一〇
電話堺四一〇一四二四番
東京出張所 東京市麴町區有樂町一丁目
十一番地(東日館内)
電話丸ノ内(23)三八七八番

株式會社 滿洲工廠

本社工場 奉天市大東邊門外
電話代表四一二七二一
支店及出張所 東京、大阪、大連、鞍山、
撫順、北京、太原
東京支店 東京市麴町區有樂町一
ノ十一(東日會館内)
電話丸ノ内(23)五九九七五

灘の銘酒

カフキ

酒の甘味は

正に勤勞の家にこそ

解せられぬる……

一升樽詰

二圓二十錢



店商網小

發明彙報

○宮中賜餐發明家

◇第一回

昭和五年十二月十一日、畏き邊に於
かせられては發明獎勵の有難き思召よ
り本邦發明界に偉大の貢獻をした十發
明家を宮中に召され、賜餐の御催しが
あつたが、その光榮に浴した十氏並に
主なる發明の内容は左の通りである。

鈴木梅太郎

明治七年四月七日生

〔主なる發明の内容〕

一、特許第二〇七八五號 米糠中の一

成分「アベリ」酸の製法

本發明は脚氣様疾病に對し玄米か精
白米より有効なるの事實に端を發し、
該病に著効を有する。

一、新成分「アベリ」酸即ち「ヴァイタ
ミン」Bを發見し、更に之が製造の

方法を發明せるものなり。本製品は
「エーテル」を用ゐて脱脂したる米糠
を「アルコホル」にて温浸し、之より
得たる「エキス」を精製したるもの
にして、脚氣様疾病のみならず榮養
上缺くべからざる一要素なること本
發明に依りて立證せられ、從來の榮
養學說に一新紀元を劃し、現今の
「ヴァイタミン」學說の基礎を確立せる
ものなり。

二、特許第三九五〇一號 清酒代用飲
料製造法

本發明は從來清酒醸造原料として缺
くべからざるものとせられたる米に代
へて化學的材料を使用し、香味良好、衛
生上無害且長期貯藏に堪ふる清酒代用
飲料を製造するものにして、醸造原料
として米に代ふるに化學的材料を以て
したることは我國將來の食糧問題に寄
與する所大なるべし。

杉本京太

明治十五年九月二十日生

〔主なる發明の内容〕

一、特許第二七八七八號「タイプライ
ター」(邦文用)

本發明は基盤形に區劃したる扁平活
字庫内に多數の活字を收容して、之を
機臺上に左右に移動し得る様に架設
し、又印字裝置は印字、墨附及紙筒の
三機構より成り、活字庫上に於て前後
に移動し得る様に爲し、印字裝置の鍵
を右手に活字庫の把手を左手に持ちて
夫々前後左右に動して任意の活字を摘
出して紙筒に印書せしむる様構成せる
ものにして、簡易なる一組の印字機構
により多數の文字を印書せしむるもの
なり。

本發明の完成に依り多數の邦文文字
を機械的に操作し手書に比し、一倍半
乃至二倍の速度を以て完全にして一律
なる文字を印書し、同時に數通の複寫
をも得られ、活字さへあれば如何なる
文字をも容易に印書し得るものにして

我國書類作成事務に劃期的貢獻を爲したるなり。

二、特許第三四五一二號 活字鑄造裝置

本發明は垂直に設置したる平板の表面に多數の異なる見出文字を列記し、其の裏面には右の文字に對應する字母を配設し、右平板を上下左右に移動して任意の字母を鑄型に接着せしめ求むる活字を自由に鑄造するものなり。

在來普通に行はれたる活字鑄造裝置は各字型を一個宛機械に取付けた所要の活字を鑄造するものなるを以て、邦文文字の如き多數の異なる文字の活字を鑄造するには機械に多數の字型を頻繁に着脱する必要あり、甚しく時間と勞力とを費すものなり。本發明に於ては右の缺點を除去するため多數の字型を一枚の平板上に配設し、右の平板を一個の把手に依り上下左右に移動するのみにて迅速に異なる活字を次々に鑄造し得るなり。

御木本幸吉

安政五年一月二十五日生

〔主なる發明の内容〕

一、特許第二九四〇九號 眞珠素質被着法

特許第三三六四〇號 眞珠素質被着法

特許第三四一三八號 眞珠素質被着法

本發明は眞珠貝の外套膜が常に眞珠質を分泌し、之に接觸するものあらば必ず眞珠質にて包被するの習性あるを利用せるものにして、介殼等にて製せる小核珠を眞珠貝の外套膜にて被包し、之を表皮を傷けたる他の母貝の下層に植皮術的に壓着して之を海中に飼養し分泌せらるる眞珠質を核珠の全面に均等に附着せしめ、以て色彩形状等に於て間然する所なく天然眞珠に遜色なき優良なる球狀眞珠を容易に採取し得るに在り。

二、特許第六〇三一二號 眞珠貝仔蟲附着器

四壁及底に光線を遮斷する板を取付け、底に山形状の有孔「セメント」板

を附せる金網製籠を夏季眞珠貝の繁殖期に海中に裝置し、浮游し來る眞珠貝仔蟲を附着し易からしめ、以て眞珠養殖に必要な稚貝を不足なからしむる有益なる發明なり。

山本忠興

明治十四年六月二十五日生

〔主なる發明の内容〕

一、特許第三九六四一號 同期電動機 誘導電動機は起動容易なるも運轉中の能率良好ならず、之に反し同期電動機は運轉中の能率良好なるも起動容易ならざる缺點を有す。本發明は之等兩者の長所を採りたるものにして捲線型誘導電動機と直捲直流發電機とを直列に接続したる同期電動機なり。

本機は單に主閉閉器を閉づるのみにて自ら勵磁し自ら同期に入りて同期電動機として作動するものなるが故に、誘導電動機と同様に起動並取扱容易にして且動作安定なるのみならず能率良好なるものなり。

二、特許第三〇〇四五號 交互磁極誘

導子型交流發電機

本發電機は一定磁束分布を有する主要電磁極を具ふる廻轉子の齒溝中に主要磁極を數分したる捲幅を有する電機子捲線を設け、又固定子に前記の齒の「ピッチ」と異なる「ピッチ」の誘導子を設け、電機子捲線を収めたる齒と誘導齒との關係廻轉運動に依り電機子捲線に小磁極數及關係廻轉數に相應する周波數の交流を誘起せしむる如く爲したる高周波交流發生に關するものなり。

密田良太郎

明治十八年三月十九日生

〔主なる發明の内容〕

特許第三二六四〇號 水銀避雷器

本發明は稀薄なる瓦斯體中に放電間隙を裝置し、之に一定以上の電壓加はるときは直ちに放電し、且自動的に水銀電弧を作りて間隙の抵抗を著しく減少せしむる避雷裝置にして、電力線、通信線等の電線に雷の爲に高電壓を生じたる際に之を速かに大地に放電する

の用を爲さしむるに當り動作極めて確實にして而も任意の放電電壓に於て放電能力極めて大なるは保安用避雷器として有効なるものなり。

蠣崎千晴

明治三年五月十三日生

〔發明の内容〕

本發明は牛疫病牛の脾臟乳劑に「グリセリン」を作用せしめ、其の發病性を失はしめ、以て牛疫預防「ワクチン」を製造するものなり。

從來牛體に牛疫に對する抵抗力を付與する方法としては免疫血清の單用に依る被働性免疫法及膽汁注射又は免疫血清と毒血とを併用する共働注射に依る活動性免疫法の二を擧ぐることを得。然るに前者は無害なるも免疫期間の短き缺點あり(約一箇月) 後者は免疫期間長きも(約一年) 病毒に依る危険を伴ひ接種損失ありて一般に應用し得べき完全のものに非ず。之に對し本「ワクチン」は牛體に注射して安全無害なるのみならず注射反應極めて輕微

にして且注射後は七日乃至十日にて活動性免疫を完成し、其の免疫性は約一年間の長期間に亘り繼續し、又本液の有効期間は二年半乃至三年九箇月の長期間に及ぶものにして頗る優秀なる豫防接種液なり。

島津源藏

明治二年六月十七日生

〔主なる發明の内容〕

特許第四一七二八號 易反應性鉛粉製造法

本發明は容器内に鉛塊を入れ、容器を廻轉することに依り鉛塊相互及鉛塊と容器の内壁とを摩擦せしめ、以て鉛塊を磨滅し微細なる易反應性鉛粉を製造するものなり。

右發明は従前のものに比し易反應性鉛粉の製造工程を簡易にし極めて廉價に鉛粉を製造し得るの特徵を有するのみならず、製品の表面積大なるを持って蓄電池の極板材料として其の効用大なり。

本多光太郎

明治三年二月二十三日生

〔主なる發明の内容〕

特許第三二二三四號 特殊合金鋼
特許第三二四二二號 特殊合金鋼

本發明は何れも磁石用鋼鐵に係り、前者は鐵と二〇乃至六〇「パーセント」の「コバルト」及少量の「タンゲステン」「モリブデン」「バナジウム」又は同屬とを加へて成る合金にして、後者は前者の發明を利用し鐵に二〇乃至六〇「パーセント」の「コバルト」及少量の「クロム」を合金したるものなり。
之等の合金鋼は何れも其の耐久力歐米産の最優等品に比し三倍以上なるのみならず、其の強度も亦三乃至五割大なるものにして世界的賞讃を博しつゝあり。

田熊常吉

明治五年二月八日生

〔主なる發明の内容〕

特許第二三三九五號 蒸氣發生器
特許第二八一七三號 蒸氣發生器に於

ける罐水循環促進用受水装置
特許第二三三九五號の發明は、汽水罐(上部圓筒)と水室(下部圓筒)とを數多の直狀水管に依りて連結し、中央部に於ける若干の水管内には更に内水管を挿入し、其の一端を汽水罐内の水準下に装着しある受水器に挿入し他端を水室内に突出せしめたる水管式汽罐に係り、受水器より内水管を経て水室内に下降したる罐水は外部より加熱せられて外水管と内水管との間の空隙及普通水管内を通して上昇し汽水罐内に流入す。蒸気は此處にて分離し、未だ蒸發せざる罐水は再び受水器内に入り、内水管を経て水室内に入り更に前記工程を反覆するものにして、其の目的とする所は簡單なる構造に依りて罐水の蒸發及循環を良好ならしめむとするに在り。
特許第二八一七三號の發明は前記特許發明の改良發明にして、其の發明の要點は原發明に於ける受水器内に給水管を開口せしめたるに在り。其の目的とする所は新規の給水に依り受水器内

の水の比重を増大し、依て罐水の循環を一層良好ならしむると同時に水面の動亂を防ぎ汽水共發を防止する等原發明の効果を一層顯著ならしめむとするに在り。從來本邦に於て使用せる水管式汽罐に於ては罐水の循環は必ずしも規則正しく行はるゝものに非ず。或部分に於ては逆流を生じ、或は混流を起す等の缺點ありたり。然るに本發明に係る蒸氣發生器に於ては罐水の循環作用が極めて規則正しく行はれ、其の何れの部分に於ても逆流又は混流を起すことなく、從來の汽罐の缺點を除去せるのみならず其の流速大なるが爲罐水の蒸發頗る迅速に行はれ、其の構造に於ても簡單且堅牢にして他の此の種汽罐に比し優秀なるものとす。

丹羽保次郎

明治二十六年四月一日生

〔發明の内容〕

一、特許第八四二四七號 送信方式
特許第八四七二二號 寫眞電送變調方式

特許第八五〇二八號 送信方式
特許第八五〇二九號 寫眞電送方式
特許第八六七七五號 轉換方式
外四件

之等の發明及考案は相關聯して所謂NE式寫眞電送方式を構成するものにして、就中最も顯著なる効果を奏するものは特許第八六七七五號の發明に係る轉換方式なり。抑々寫眞電送は送らむとする寫眞各部の明暗を電流の大小に變化し、此の寫眞電流を有線又は無線に依りて任意の所望の地に送り、其の所に於て再び電流を光の強弱に轉換して「フィルム」に當て以て電送を完成するものなり。而して前記特許第八六七七五號の發明たる轉換方式は寫眞電流に從て振動する小鏡に一定の強さの光を當て、之より反射したる光の内特殊形状の孔を通過せるものゝみを集めて受信「フィルム」上に投射する様に爲したるものにして、右の孔の形状を變化することに依り受信寫眞の調子を硬軟自由に調節し得るのみならず、

孔の代りに之と同形の衝立を孔の位置に置くことに依り寫眞を陽畫として受信することも陰畫として受信することも極めて容易にして、其の取扱簡單而も効果の顯著なるは他の方式に其の比を見ざる所なり。而して前記各發明及考案を實施して完成したる寫眞電送装置は其の設計極めて優秀にして全装置としても著しく簡單化せられ、取扱便利にして價格亦低廉なり。
二、特許第三一九九〇號 導磁率の測定方式

本發明は葉鐵、棒鐵等の磁性物の導磁率を測定する方法にして、供試料中の二定點に於ける磁位を等しくし、此の間に於ける起磁力、磁束及供試料の寸法より試料の飽和曲線又は導磁率を求むる方法なり。故に本方法に依るときは空隙の影響を全く除去し得るのみならず、本方法は所謂零指示方法に屬するを以て、他の方法に比し其の結果極めて精密正確なり。而して之を實驗に徴するに本方法に於ける磁位計の感度は頗る高く地球磁氣に依り研究發表

せられたる磁氣測定に關する論文又は装置少からずと雖、其の優秀とせらるゝものは總て本發明の方式に基くものなることは以て本装置を證するものと謂ふべし。

◇第二回

畏き邊では夙に發明の獎勵、科學の振興に大御心を注がせ給ひ、昭和五年前記本多光太郎博士其他の十發明家を宮中に召され賜餐の御事があつたが、更にその二回目として近年我が發明界に偉大の貢獻をした左記十發明家を召され、昭和十四年五月二十三日宮中千種の間にて長くも秩父宮殿下御臨席の下に、平沼首相、八田商相、松平宮相、湯淺内府、阪谷會長列席、午餐を賜つた。

當日お召の光榮に浴した十氏の經歷並に主なる發明の要旨は次の通りである。

正五位勳四等 三島德七
工學博士
明治二十六年二月二十四日生

〔經歷〕

大正九年東京帝國大學工學部鐵冶金學科を卒業し同年同大學工學部講師となり同十年助教に任ぜられ現に同大學の教授である。昭和十年帝國發明協會より特等賞を、同十三年同會より恩賜記念賞及大賞を授與せられ其の發明にして特許せられるもの二十數件に及んでゐる。

〔主なる發明の要旨〕

特許第九六三七一號「ニッケル」及「アルミニウム」を含む磁石鋼。

此の發明は磁石鋼に「ニッケル」五乃至四〇%「アルミニウム」一乃至二〇%を含有せしむることを特徴とするものである磁石鋼が内燃機關の著火裝置又は電話器等に缺くべからざるものであることは周知のことであるが從來の磁石鋼は其の製造に當り急激なる熱變化を與ふる要ある爲製品に變形、焼割れ等を生ずる缺點があつたのであるが本發明に依る磁石鋼は右の缺點なきのみならず從來のもの例之K・S鋼に比し其の磁力約二倍も強く又其の重量

も軽く温度の變化、機械的衝動に對し殆んど影響を受けざるの特質を有し製品の價格も亦低廉である。

本發明は東京鋼材株式會社に於て實施せられてゐるが其の獨逸に於ける特許權は昭和八年末獨逸「ロバート・ボツシュ」會社が其の讓渡を受け現に同社に於て實施せられつゝある。

正三位勳三等 工學博士 子爵 大河内正敏

明治十一年十二月六日生

〔經歷〕

明治三十六年東京帝國大學工學部造兵科を卒業し翌年同大學助教、同四十四年同大學教授に任ぜられ大正十年理化學研究所長となり現在に及んでゐる。昭和十年帝國發明協會より特等賞を、同十三年同協會より恩賜記念賞及大賞を授與せられ又其の發明考案にして特許せられたるもの七十餘件實用新案として登録せられたるもの三十餘件の多數に及んでゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許章一〇三七一八號 含水鹽

和十一年に於ける生産量は一、〇〇〇噸と稱せられてゐる。

(ニ) 特許第七〇一四四號「ピストンリング」の製造法(共同發明者海老原敬吉)

本發明は各種機關の生命とも謂ふべき「ピストン」に用ふる「ピストンリング」の製造方法である。「ピストンリング」は其の壓力が「ピストン」内壁に對して均等に分布せらるゝことを要するのであつて然らざれば其の機關の效率は著しく低下することとなるのである。然るに斯くの如き「ピストンリング」の製作は容易の業ではないのでつて各國共に其の研究に腐心してゐたのであるが本發明に依り極めて簡單なる方法に前記の完全なる「ピストンリング」を製作し得ることとなつたのである。

本發明は理研「ピストンリング」株式會社東京工場、柏崎工場及新前橋工場に於て實施せられ其の生産數量に於て日本の首位を占むるのみならず現在に於ては完全に外國製品の輸入を防遏

し得てゐるのである。

岡村金藏

明治十四年七月十七日生

〔經歷〕

明治三十九年京都帝國大學理工科大學電氣工學科卒業後直に入幡製鐵所に入り明治四十三年京都市技師を経て大正二年南滿洲鐵道株式會社に入り昭和三年撫順炭礦臨時製油工場建設事務所長となり爾來同社研究所長、化學課長を歴任して同九年同社を退職したり。昭和十二年發明功勞者として觀櫻會に召され又昭和六年帝國發明協會より特等賞を、又同八年同會より恩賜記念賞及大賞を授與せられてゐる。

〔主なる發明の要旨〕

特許第六九二〇號 油母頁岩乾餾法(共同發明者故長谷川清治)

本發明は所謂「オイルシエル」より其の含有石油を採收する方法である。石油資源に乏しき我國に於て石炭層附近に天然に多量に存在する「オイルシエル」よりその含有石油を採收するこ

化「マグネシウム」電解質を製造する裝置(共同發明者渡邊政徳、今富祥一郎)

(ロ) 特許第一〇三九五號「マグネシウム」電解裝置(共同發明者今富祥一郎)

(ハ) 特許第一〇四八七一號 含水「マグネシウム」電解質乾燥方法。

本發明は何れも「マグネシウム」の製造に關するものであつて實に我國「マグネシウム」工業發達の先驅をなす劃期的發明である。言ふ迄もなく「マグネシウム」は爆彈及寫眞閃光用の發火劑として又航空機及光學器等の部分品を形成すべき輕合金の材料として極めて重要なる金屬であるが其の精鍊法は從來技術的に甚だ面倒なるものとされてゐたのである。然るに本發明の出現に依り極めて簡單なる裝置に依り容易に之を製造し得ることとなつたのであつて斯界に貢獻する所實に大なるものがあるのである。

本發明は現在理研金屬株式會社に於て實施せられつゝあるのであつて昭

とは石油増産の一途として極めて重要事として考へられる所なるも從來其の工業化は採算上困難とせられ従つて「オイルシエル」は空しく廢棄せられつゝあるの状態であつた。然るに本發明の方法に依るときは「オイルシエル」乾餾に要する補助燃料を自給しつゝ高度の收得率を以て含有石油を採取し得るのみならず之に使用せる「アムモニヤ」の回收も可能となるが爲茲に始めて工業化することを得ることとなつたのである。本發明を實施しつゝある南滿洲鐵道株式會社撫順炭礦の昭和十三年の生産量は粗油十四萬五千噸(重油八萬五百噸)に達し尙近く完成せられんとする第二次増産計畫に於ては年三十萬噸を生産し得ることとなり石油資源に乏しき我國に貢獻する所實に大なるものがあるのである。

工學博士 梅根常三郎

明治十七年二月二十七日生

〔經歷〕

明治四十四年京都帝國大學理工科大

學採鑛冶金科を卒業し翌年八幡製鐵所に入所、大正十二年鞍山製鐵所製造課長となり現に南滿洲鐵道株式會社の技師である。

昭和六年帝國發明協會より特等賞を、同八年同會より恩賜記念賞及大賞を授與せられてゐる。又昭和十二年には發明功勞者として觀櫻御會に召さる。

特許第四二九七二號 赤褐鐵鑛選鑛法
本發明は滿洲國大孤山の赤褐鐵鑛を對象として研究せられたものである。從來赤褐鐵鑛は含鐵分少く質緻密にして其の粉碎に多大の勞力を要し且元來非磁性なるが爲其の選別に多量の水を浪費し採算上工業化は困難とせられてきたのであるが本發明の方法に依るときは赤褐鐵鑛は磁性となり且原鑛の粉碎も容易となる爲茲に始めて工業化し得ることとなり所謂貧鑛處理に經濟的新紀元を劃することとなつたのである。本發明が工業的試験に成功するや大正十五年七月より滿鐵鞍山製鐵所に於て操業を開始し爾來今日に至るまで滿鐵沿

線の貧鐵鑛は専ら本發明に依り處理せられつゝあるのである。

工學博士 棚橋寅五郎

慶應二年四月九日生

〔経歴〕

明治二十六年帝國大學工科大学應用化學科を卒業後専ら各種工業藥品製造研究に従事し現在日本製鍊株式會社の社長である。其の發明にして特許せらるゝもの十數件に及び又昭和十年には帝國發明協會より特等賞を同十三年には同會より恩賜記念賞及大賞を授與せられてゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第一〇一五七九號、第一二〇三五號 「クロム」酸鹽製造法
本發明は「クロム」酸鹽を極めて合理的經濟的に製造する方法である。「クロム」酸鹽は夫れ自體種々の顔料に用ひらるゝのみならず之より鞣皮劑、耐火煉瓦、寫眞用「ゼラチン」其他「アニリン」染料製造用の酸化劑等に使用せられ近代工業に於ける其の用途は極

めて廣汎である。然るに「クロム」酸鹽の原鑛たる「クロム」鐵鑛は我國に於ては北海道より豊富に得らるゝにも拘らず技術的困難の爲之が製造を爲し得ず從來は國內需要量の全部を輸入に仰ぐの外はなかつたのである。本發明の出現に依り我國に於ても大規模操業に依り經濟的に品質優良なる製品を製造し得ることとなり從來の輸入全部を驅逐し得たるのみならず進んで海外にも輸出するに至り我國化學工業の一新部門を開拓するに至つたのである。
本發明は昭和七年より日本製鍊株式會社に於て獨專實施せられ其の製品たる「クロム」酸鹽より更に重「クロム」酸鹽を製造しつゝあり最近一ケ年の製造高は約一萬担に及んでゐるのである。

(ロ) 特許第二八九四四號 鹽素酸鹽電解製造法
本發明は燐寸の發火劑として缺くべからざる鹽素酸加里の如き所謂鹽素酸「アルカリ」の電解に依る製造方法である。本發明の出現に依り鹽素酸の生成能率は著しく高めらるゝに至つた。

本發明は歐洲大戰當時は日本化學工業株式會社に於て實施せられ其の後多少の改良を加へられ現在は日本製鍊株式會社に於て實施せられつゝある。

安藤博

明治三十七年九月二十五日生

〔経歴〕

大正十五年早稻田大學理工學部電氣工學科第二分科無線工學の聽講課程を終了した。而して同大學に就學したる年即ち大正十一年逓信省より本那最初の私設無線電信電話送局設置の許可を與へられ無線通信及「テレビジョン」等の研究に従事し特許第八〇九四八號外九十件の特許發明及七十餘件の實用新案を完成し昭和四年帝國發明協會より大賞、同十三年進歩賞を授與せられてゐる。尙昭和十三年財團法人安藤研究所を設立し其の理事長に就任して今日に至つてゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第八〇九四八號 多極真空球

(ロ) 特許第七八三〇九號 多極真空球接續裝置

本發明は「ラヂオ」等の真空球に關する發明である。從來の真空球は陽極、陰極及制御電極の三種の電極を有する所謂三極真空球であるが此の真空球に依り音響を擴大せんとするとき甚だ好ましからざる電氣振動を發生して十分音響を擴大し能はざる缺點があつたのであるが本發明は從來の三極の外に更に第四電極を設けたものであつて絨上の缺點なきのみならず其の能力に於ても實に從來のものに比し數百倍するに至つたのである。此の發明に對する特許權は昭和五年七月東京電氣株式會社に讓渡せられて専ら同社に於て實施せられつゝあるのであつて今や「ラヂオ」の在る所必ず此の發明在りと謂ふも過言ではないのである。

(ハ) 特許第七八七一三號 同期檢定裝置

本發明は寫眞電送裝置又は「テレビジョン」裝置に於て送受兩端の裝置が電送中相一致して動作しつゝありや否

やを檢定する裝置であつて此の發明に依り右檢定は著しく簡單となり寫眞電送又は「テレビジョン」に一大進歩を齎したのである。

淺尾莊一郎

明治三十一年十二月二十九日生

〔経歴〕

大正十二年東京帝國大學理學部物理科を卒業し直に東京電氣株式會社に入社、爾來同社研究所に於て専ら放電關係の研究に従事し今日に至つてゐる。而して其の間特許第八九九六五號外幾多の發明考案を完成し昭和十三年には帝國發明協會より進歩賞を授與せられてゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第八九九六五號 光電管
(共同發明者鈴木元松)
(ロ) 特許第九三一七四號 光電管
(ハ) 特許第一一〇六三三號 光電管

の製作方法

本發明は電送寫眞「テレビジョン」
其の他光電効果を應用せる幾多新興電
氣裝置の心臓とも謂ふべき光電管に關
する發明である。

本發明の完成に依り光電管の感度は
從來のものに比し數十倍に増大するに
至り電送寫眞「テレビジョン」等の効
能は之に依り著しく發揮せられるに至
つた。

本發明は昭和五年七月以降東京電氣
株式會社に於て實施せられ之に依り從
來の輸入は防止せらるゝに至れるのみ
ならず其の性能は世界的に認められ今
や諸外國の當業者にも採用せらるゝに
至つてゐる。

從五位古賀逸策
工學博士

明治三十二年十二月五日生

〔經歷〕

大正十二年東京帝國大學工學部電氣
工學科を卒業し同十四年同大學工學部
講師を囑託せられ昭和四年東京工業大
學助教教授に任せられ今日に至つてゐ

る。

昭和八年及同十三年の兩年度帝國發
明協會より進歩賞を授與せられ其の發
明にして特許せられたるもの二十餘件
の多きに及んでゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第九五六三七號「ビエゾ」
振動子

(ロ) 特許第一一七〇一五號
(ハ) 特許第一二〇四七八號

水晶振動子の改良

本發明は無線通信に使用せらるゝ水
晶電氣振動子に關する發明である。水
晶板が其の天然の性質上電氣振動子に
最適なることは從來も一般に認められ
たる所であるが本發明は水晶の單結晶
體の特殊の切方に依り從來のものに比
し振動の發生を一層容易且強勢ならし
め更に溫度變化に依る振動子の影響を
皆無ならしめたる點に於て實に偉大な
特徴を有するものである。

本發明は昭和八年以來明電舎に於て
實施せられ無線通信機に主として用ひ
られてゐる。

從五位勳六等 岡部金治郎
工學博士

明治二十九年三月二十七日生

〔經歷〕

大正十一年東北帝國大學工學部電氣
工學科卒業後直に同大學講師に同十四
年助教教授に任せられ昭和四年名古屋高
等工業學校教授となり轉じて大阪帝國
大學助教教授に任せられ現在に及んで
ゐる。

昭和八年及同十三年の兩年度帝國發
明協會より進歩賞を授與せられてゐ
る。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第一二四四一九號 超短波
極短波用真空管

(ロ) 特許第一二四七四九號 極短波
波用真空管

本發明は無線通信に於ける超短波用
真空管に關するものである。

本發明の超短波用真空管に依れば從
來のものに比し未だ曾て見ざる極めて
短き電波の發生可能となり又其の能率
に於ても格段の進歩を示してゐる。本

發明は未だ一般市場に商品としては供
給せらるゝに至らざるも極短波の發
生を必要とする各方面の多年の翹望に
答へつゝある。

從三位勳二等 朝比奈泰彦
藥學博士

明治十四年四月十二日生

〔經歷〕

明治三十八年東京帝國大學醫學部藥
學科を卒業し大正七年同科教授に任せ
られ現に帝國學士院會員である。

大正十二年「漢方藥成分の化學的研
究」により帝國學士院賞を受け其の發
明にして特許せられたるもの十餘件の
多きに及んでゐる。

〔主なる發明の要旨〕

(イ) 特許第八八五六二號「パラオキ
シ・カンフェル」の製造方法(共同

發明者田村憲造、木原玉女、石館守

三)

(ロ) 特許第九三二二二號「パラオキ
ソ・カンフェル」及其の異性體の製
法(共同發明者同右三名)

(ハ) 特許第一〇七四二三號「カンフ
エロール」より強心作用を呈する「ア
兀アボカンフアールカルボン」酸を製
造する方法(共同發明者同右三名)

(ニ) 特許第一一〇六九五號「イソケ
トピン」酸「クロリド」より「トラ
ンス・兀オキソカンフェル」の製法
(共同發明者石館守三)

本發明は強心注射液に關するもので
あつて一般に「ピタカンフアール」とし
て著名なるものである。從來の強心劑
として一般に使用せられたる「カンフ
ル」注射液は樟腦を「オリーブ」油に

溶解したもので往々有害なる麻痺作用
を伴ふ缺點ありたるも本發明に依る注
射液は前記「カンフル」注射液に見る
が如き副作用全然なく且強心作用遙か
に強大なるものである。而して右發明
の中(イ)(ロ)及(ハ)は生體例之樟腦を
食したる犬の尿等より「ピタカンフア
ール」を精製する方法であり(ニ)純化學
的に之を精製する方法である樟腦を食
したる犬の尿より強心劑を採取し得る
ことは從來未知のことに非ざりしも其
の成分を明にし其の合成に成功したる
點に本發明の偉大さがあるのである。
本發明は株式會社武田長兵衛商店に
於て實施せられ最近一箇年に於ける製
品賣上總額は約二百萬圓に達すると謂
はれてゐる。

○發明關係圖書

編著者	清瀬一郎	書名	工業所有權概論	發行所	巖松堂	定價	一・六〇	發行年月日	明四・五・三五
-----	------	----	---------	-----	-----	----	------	-------	---------

藤江政太郎	改正商標法要論	巖松堂	二・五〇	大	二・六五
井野春詔	各國商標法提要	同	三・八〇	昭	二・二〇
廣瀬基	商標の理論と實際	同	三・〇〇	昭	三・七一
同	特許及實用新案	同	二・〇〇	昭	一・〇四三
同	發明物語と科學手工(日本少國民文庫)	同	一・五〇	昭	一・〇二二
魚津要太郎	工業所有權活用論	工業之日本社	八・〇〇	大	九・三二五
田中鐵二郎	商標法要論	巖松堂	二・五〇	明	四・九二五
松本靜史	改正特許法要論	巖松堂	二・五〇	明	四・一五
小西眞雄	コーラー博士特許法原論	巖松堂	二・〇〇	明	五・五〇
島村他三郎	實用新案法釋義	法政大學	一・〇〇	明	三・七一
杉本貞治郎	特許實用新案意匠商標法論	同	二・〇〇	昭	一・〇二五
田中清明	特許實用新案意匠商標審決判例要旨集	同	二・〇〇	昭	九・二二五
同	滿洲國工業所有權法規並特許意匠商標出願手續	同	二・〇〇	昭	二・二五
同	特許新案・意匠商標審決判決要旨	同	一・八〇	昭	二・五〇
大澤豐次郎	登錄商標ノ受ケ方並ニ商標ニツイテノ一般知識	巖松堂	二・二〇	大	二・四〇一五
山口孫三郎	特許局出願請求手續詳解	名古屋廣告協會	一・二〇	昭	三・七一
峰尾正康	特許實用新案活キタ出願法(増補版)	京都發明協會	二・〇〇	昭	一・〇二二〇
星子末雄	特許實用新案活キタ出願法(増補版)	大文堂書店	一・〇〇	昭	一・〇六二八
中井一鷗	發明明の意義	同	三・〇〇	昭	二・八一
高島宗三	特許明の意義	早稻田大學出版部	二・〇〇	昭	九・二〇〇
高田英夫	特許明の意義(増訂改版)	同	一・八〇	昭	五・二二一

清瀨一郎	改訂特許法原理	巖松閣堂	五・〇〇	昭	四・一三〇
吉原隆次	全訂特許法詳論	同	三・八〇	昭	五・七五
同	實用新案法意匠法詳論	同	三・〇〇	昭	三・五二〇
同	商標法詳論	同	一・五〇	昭	二・七五
同	工業所有權保護同盟條約說義	同	七・五〇	昭	二・六二〇
竹内賀久治	工業所有權法	日本評論社	二・六〇	昭	二・四二二
同	特許實用新案意匠商標學說判決總攬	同	六・〇〇	昭	二・八二〇
同	滿洲帝國特許發明法解説	帝國地方行政學會	六・〇〇	康德	三・六一〇
武藤優富	附意匠法解説	巖松堂	四・〇〇	大	二・六二五
同	特許法(現代法學講義三七)	同	三・〇〇	大	三・八二五
同	實用新案法(同)	同	三・〇〇	大	二・〇一八
同	意匠法(同)	同	三・〇〇	大	二・七七八
同	商標法(同)	同	三・〇〇	大	二・七七八
同	特許、新案、意匠、商標四法要義	同	四・〇〇	大	二・六二五
同	特許法概要論	同	三・〇〇	大	二・〇一八
同	特許法講義	同	三・〇〇	大	二・〇一八
井山小次郎	特許法講義	同	三・〇〇	大	二・〇一八
三宅發士郎	特許法講義	同	三・〇〇	大	二・〇一八
同	商標法講義	同	三・〇〇	大	二・〇一八
同	日本商標法講義	同	三・〇〇	大	二・〇一八
岡田發五郎	實例特許實用新案意匠商標手續總攬	同	三・〇〇	大	二・〇一八
藤江政太郎	改正特許法要論	同	二・五〇	大	二・二二〇

市川英一	發明より特許まで	日本工業圖書株式會社	二・三〇	昭	一四・六・二〇
米田文夫	外國特許の調べ方と其出願手續	早稻田大學出版部	二・〇〇	昭	二一・五・二五
松尾爲文	世界各國特許商標意匠ノ制度ト出願手續	大阪發明協會	七・五〇	昭	二二・二・二五
大阪發明協會	特許新案出願用製圖要訣	帝國發明協會	三・〇〇	昭	四・一・二〇
芦葉清三郎	日本發明大辭典	日本發明大辭典刊行會	八・〇〇	昭	一四・四・一
磯村政富	日本登録商標大全	東京書院	二五〇・〇〇	明	三六・七・四
杉山房太郎	登録商標・稱呼字別 日本酒銘大鑑	三交堂出版部	一〇〇・〇〇	大	一四・三・三〇
佐藤虎雄	日本登録商標銘鑑(酒類篇)	日本登録商標銘鑑刊行會	一〇〇・〇〇	昭	七二・一・五
同	特許發明分類總目錄及總索引(自明治十八年至大正十二年)	帝國發明協會	三・〇〇	大	一三・三・二六
同	同 (自大正十二年至昭和八年)	同	二・五〇	昭	一一・二・二五
同	登錄實用新案分類總目錄及總索引(自明治三十八年至大正十二年)	同	五・五〇	大	一四・六・五
同	同 (自大正十二年至昭和八年)	同	一〇〇・〇〇	昭	一一・四・二五
同	文字商標集(第一―第六卷)	同	二〇〇・〇〇	大	一四・二・
同	文字商標集(第七卷)	同	一三〇・〇〇	昭	一一・七・二五
酒井千里	登錄商標日本石鹼銘鑑	工業圖書株式會社	一・八〇	昭	一一・二・二五
渡邊軍治	世界大發明家出世美談	厚生	一・五〇	昭	六・九・五
寺島柁史	日本科學發明物語	日本公論社	一・五〇	昭	一〇・三・二五
松平道夫	附日本發明發見年表	同	一・五〇	昭	一一・一〇・二五
田村壹	世界科學發明物語	發明出版社	二・〇〇	昭	二二・二・一〇
	附世界科學史年表				
	發明獎勵費申請手續總覽				

奈良繁太郎	帝國發明家傳上、中、下	帝國發明家傳記刊行會	一・五〇	昭	五・二・一
竹内涉	意匠權獨占め	秋豐園出版部	一・五〇	昭	一〇・二・一五
馬場桑夫	發明見界之智囊	中興館	三・八〇	昭	八・三・二五
三石久重	發明見界之智囊	特許法施行五十年記念會		昭	九・一〇・一
島山憲次	日本發明發見物語			昭	二二・七・八
豐澤豐雄	一日一話三百六十五日 子供に聞かせる發明發見の話	明治圖書株式會社	二・九〇	昭	二二・三・三〇
原田三夫	科學教育發明創作ト其指導			大	一五・三・三五
山田義郎	發明界ノ探見(上下)			昭	六・四・二七
柚木卯馬	發明界ノ探見(上下)			昭	三・二・一五
松平道夫	最近趣味の發明界			大	一三・二・三五
同	現代發明の驚異			大	一五・一〇・八
同	新しい發明及發見			大	一三・三・三
赤澤義人	帝國發明大辭書			大	三・二・二七
泉瑞九萬	新興日本商標總覽			昭	一一・九・二九
大阪發明協會	帝國發明名家鑑			昭	一一・一〇・一五
同	特許局關係法規類集			昭	一四・一〇・二〇
岡田音五郎					

○「發明」主要記事

(昭和十三年七月以降)

- 冷房と發明 昭和十三年七月號 杉村伊兵衛
- 戸棚と筆筒の新工夫 木槍惣一
- 最近の義手義足に就て 工藤不二郎
- 代用品工業を語る座談會 八月號

- 水産資源と各種代用品 木村金太郎
- 代用品雜感 谷口 泉
- 時局に躍る發明のいろく 稻畑ひろし
- 薪炭ガス自動車に就て 磯部義正
- 特許より見たバルブの再生問題 齋藤二郎
- 最近に於ける歐米の化學工業界 友田宜孝
- 時局と發明 石井銀彌
- 電氣自動車に就て 野間義雄
- 醫藥代用品と國策アルコール 林 四郎
- 最近の人造ゴムと再生ゴム 神原 周
- 最近に於ける硝子工業進歩の一端 田端耕造
- 金屬材料の國産化と發明 神原 周
- 最近の人造ゴムと再生ゴム 山田健吉
- 發明と商品價值 大谷 勇
- アンゴラ兎毛の代用性 大谷 勇
- 十一月 號
- 代用品工業振興展覽會を語る座談會
- 最近に於るガラス工業 田端耕造
- 電氣工業の現況と發明 密田良太郎
- 米國特許訴訟問題の概要 島津源藏
- 十二月 號
- 特許局發明展出品物概観 昭和十四年一月號
- 空襲と防火 奥村 胖
- 發明の獎勵並に實施に關し最も緊切必要な方策 大野柳之輔
- 莫大小の新領域 清家 正
- 熟練工養成問題に就て 清家 正
- 航空發動機の進歩と其前途 中 正夫
- 硝子と現代生活 野田勝彦
- 國産アルミニウム原料 舟木好右衛門
- 超短波に就て 星合正治
- 軍隊に於ける代用品 陸軍情報部
- 塵芥處理と其利用方面 岩橋元亮
- 十一月 號
- 外國特許の出願と國民性 箱木一郎
- 電氣醫學の新趨勢 日野壽一
- 問題の纖維ナイロンに就て 田口敏夫
- 獨逸の合成ゴム「パーバン」 岡田生譚
- 五月 號
- 時局と發明 石井銀彌
- 時局と塗料工業 石橋正樹
- 合成ゴム懸賞募集結果發表 緒方勝一
- 同審査後の感想 緒方勝一
- 六月 號
- 賜餐發明家の略歴と發明の概要
- 化學工業原料としての非金屬礦物資源 永井彰一郎
- 經濟警察の話 渡邊祥夫
- 七月 號
- 事變下に於ける科學者の業績 石井銀彌
- テレビジョンの現況に就て 高柳健次郎

- 發明獎勵の考案 中松盛雄
- 垂直上昇飛行の問題 中 正夫
- バルブ資源としての滿洲國の森林 右田伸彦
- 蓄電池活物質のX線による研究 知久健夫
- 阿蘇山の熔岩から防錆塗料 朝谷山人
- 八月 號
- 特許局主催電氣發明展に就て 原田 久
- 有機ガラスの種類と性能 中村武英
- 合成ゴム發明懸賞募集に就て 緒方勝一
- 特許となる發明に就て 渡邊軍治
- 山村副業としての代用纖維 下川重義
- ドングリからタンニンと食用餡 杉並朝夫
- 九月 號
- 研究所生活十七年の思ひ出 芦葉清三郎
- 汚水より燃料油の製造 柴田三郎
- 合成ゴム研究概要 角谷清明
- 特許となる發明に就て 渡邊軍治
- 日本刀は何故切れる 山田良之助
- 米國に於ける科學研究 中松盛雄
- 研究所生活十七年の思ひ出 芦葉清三郎
- 十月 號
- 時局と科學動員 藤澤威雄
- 歐洲大戰と航空氣 加治木智種
- 支那資源とところく 井上謙吉
- 發明家と發明 鈴木清太郎
- こんな發明が出来たら (工業學校生徒案) 渡邊軍治
- 特許となる發明に就て 渡邊軍治
- 人毛髪と織物原料 蜂須賀事子
- 十一月 號
- 發明者の指導誘掖のみならず、獨創的思想の豊富なる生徒及兒童の創造教育を一層徹底する必要を認め、中等學校以下生徒及兒童の手工作品中特に獨創的考案の優れたるものを選び之を表彰することとし、表彰規程を制定して其候補者の推薦を各地方長官に依頼した。
- 表彰は地方表彰及全國表彰の二種に分れ、地方表彰は地方廳に於て審査の上發明協會に推薦し來れるものに對し授賞し、全國表彰は地方廳より發明協會に送附し來れる作品に對し審査して授賞する。これ生徒及兒童創案表彰の濫觴である。昭和六年に於ける第一回の地方表彰は福岡縣外十七縣に達し受賞者五七九名、全國表彰候補者として推薦し來れるもの一三五點、審査の結果授賞せるもの特等七點、優等一四點、良等九點、褒狀一九點合計四九點に達した。翌年第二回の表彰を施行し十五地方より推薦し來れる八三七名、總點數七五二點を地方表彰被表彰者となし、

生徒及兒童創案表彰

一、沿革 昭和六年社團法人帝國發明協會は、發明の獎勵助長は當に既成

右の内各地方長官に於て銓衡の上推薦し來れる一八三名を全國表彰候補者として審査の結果授賞せるもの特等賞九名、優等賞一五名、良等賞五四名であつた。其後この表彰事業は都合に依り中止されたが、生徒児童の手工作品上に及ぼせる影響少なからず、指導者又生徒児童に於ける創意創案の潜在を認識するに至り、この表彰を中止するに忍びずとなして續行せる所もあり、現今發明協會各地支部にて施行せる生徒及兒童創案表彰は概ね本表彰に準據したものである。斯くして此表彰は各地區々に施行されて來たが、昭和十三年三月全國生徒兒童表彰を復興施行し、各地協會支部より應募せる作品に付審査の上表彰し、其の作品は第四回帝國發明表彰展覽會場（上野公園東京科學博物館別館）の一部に陳列して一般に展示した。

二、表彰規程 昭和六年社團法人帝國發明協會が本表彰を計畫した際制定したる表彰規程は左の如きものである。

△生徒及兒童創案表彰規程

第一條 中等學校以下ノ生徒及兒童ノ手工作品ニシテ獨創的考案ノ優秀ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス
必要ト認ムルトキハ本會ハ考案ノ題目ヲ豫メ定ムルコトアルヘシ

第二條 表彰ヲ分チテ左ノ二種トシ中等學校ト小學校トニ別チ審査シテ之ヲ爲ス

一、地方表彰 各道府縣ニ於テ優秀ナル考案ノ表彰

二、全國表彰 全國的ニ優秀ナル考案ノ表彰

第三條 地方表彰ハ賞狀及賞牌ヲ考案者ニ授與シテ之ヲ爲ス
全國表彰ハ賞狀及左ノ賞牌ヲ考案者ニ授與シテ之ヲ爲ス

一、特等賞 金牌
二、優等賞 銀牌
三、良等賞 銅牌

第四條 表彰ノ結果成績優秀ナル學校ニハ功勞賞ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

第五條 地方表彰、全國表彰ハ毎年之ヲ行フモノトス

第六條 地方表彰ハ各道府縣廳ニ審査並賞狀、賞牌ノ授與ヲ依頼シテ之ヲ爲ス
必要ト認ムルトキハ本會ニ於テ表彰式ヲ舉行スルコトアルヘシ

第七條 全國表彰ハ各道府縣ニ於テ選抜シタル優秀ナル作品ニ付本會審査委員審査ノ上之ヲ爲ス

第八條 前條ノ表彰ニ係ル作品ハ毎年一回東京市若ハ其他ノ重要都市ニ於テ公衆ノ縦覽ニ供スルコトアルヘシ

三、全國生徒兒童創案表彰 昭和十三年三月二十一日より四月三日迄上野公園東京科學博物館別館に開催の帝國發明協會主催第四回帝國表彰發明展覽會場の一部に陳列、一般に展示されたる全國生徒兒童創案展覽會の受賞表及特等賞氏名は左の通りである。

○東京府生徒及兒童創案展
東京府に於ては管下中小學校生徒兒童に發明思想を涵養するの目的を以て

△全國生徒兒童創案品受賞表

支部名	特等	優等	良等	計	出品數	受賞率(%)
長崎	1	2	7	10	3	30
熊本	1	1	2	4	3	75
宮崎	1	1	6	8	5	62.5
山梨	1	1	2	4	3	75
兵庫	1	2	5	8	6	75
廣島	1	2	5	8	6	75
大分	1	1	2	4	3	75
石川	1	1	2	4	3	75
群馬	1	1	2	4	3	75
山形	1	1	2	4	3	75
計	14	16	57	87	66	76

△特等賞

名稱	學校學年	姓名	支部名
中心檢出器	熊工、染、四	阿野 藤七	熊本
自動鎖錠TM	工、專修、三	元田 唯雄	廣濱
式スタンド	工、專修、四	高野 源平	同
改良如露	工、專修、四	勝田清四郎	同
便所の鍵	高	勝侯四郎	同
炭の改良箱	高	小山 邦雄	群馬
長靴の改良	高	富塚 三郎	同
新案牛乳攪入	高	梶山 健三	同
コップ臺	高	佐藤 イク	同

去る昭和十一年以來毎年創案品を募り發明創案展覽會を催して來たが、その要項は次の通りである。

創案募集要項

一、中等學校生徒及小學兒童の獨創的考案を獎勵し發明を誘掖する目的を

以て生徒兒童の創案を募集す。

二、募集品は男子中等學校、女子中等學校生徒及小學兒童に區別して審査を行ひ優秀なるものに對し各別に左の褒賞を授與す。

一、知事賞 特別賞 優等賞 一等

賞 二等賞 褒狀

三、出品校に對しては獎勵金を交付することあるべし。

四、應募品は現物見本及雛形とす。

五、應募品は東京府下に於ける男女中等學校及小學學校の生徒兒童にして應

募者自身の創案に成るものたらんことを要す。

六、應募作品は學校長に於て審査選定の取纏め申込書を九月十日迄に現品は解説書を添付九月三十日迄に本府に送付するものとす。

七、應募品は審査後市内適當の場所に於て展覽會を開催し一般に公開す。

八、應募品中入賞ありたるものは府下に於て巡回展覽會を開催す。

九、應募品は展覽會終了後出品學校に返還するものとす。

○特許權存續期間延長の發明

特許權の存續期間は十五年であるが重要な發明の特許權者が、正當の事由に依つて其の特許權の存續期間内に其

の發明より生ずべき相當の利益を得ることの出来ない場合には、特許法施行令第十條の規定に依り、其の存續期間の延長を出願することが出来る。而して出願は存續期満了の日前六月乃至一年以内に、願書に特許發明の重要な事由、其の發明の實施の狀況、其の發明に關する收支計算及相當の利益を得られなかつた事由を詳記した書面を添附し、特許局長官を経由して商工大臣に差出すことを必要とする。尙願書には

- 一、特許番號及發明の名稱
- 二、出願人の氏名、名稱及住所
- 三、延長の期間

分に依つて、三年以上十年以下其の期間の延長を許可する途が設けられてゐるが、此の處分は獨占權の期間延長であるから、一般産業並に社會に及ぼす影響を考慮し、慎重に審議する必要がある。仍て商工大臣は五人又は七人の審査委員を命じて、之を審査せしめ、審査終了を俟て商工大臣が其の許否を決定する事になつてゐる。今出願の趨勢を見るに、此の出願を爲したものは大正元年乃至十年當時は年平均八・八件に過ぎなかつたが、近年次第に其の數を増加し、昭和十二年に於ては出願四十四件に及び、同年内に延長を許可せられたもの二件と云ふ狀況である。因に大正十三年以降昭和十二年に至る期間に於て延長を許可せられたものを示せば左の通りである。

自大正十三年 至昭和十二年 特許權存續期間延長一覽 (延長の許可ありたるもの)

特許番號	發明の名稱	特許登錄年 又は出願公告 年月日	期間満了 年月日	延長 年限	特許權者
改良漁網地	日本組合網	明治三、六、八	大正三、六、八	〇	西備綫網株式會社外一
	建築用柱に關する機械	四、三、二六	三、三、三三	〇	東洋コンプレツソル株式會社
	高壓空氣「ポンプ」	四、一、二七	三、三、三三	〇	加藤純吉
	久能木式洋燈口金	四、六、二六	三、六、二六	〇	久能木宇兵衛
	船舶の構造に關する改良	四、三、二六	三、三、三三	〇	株式會社大阪鐵工所
	田村式義足	四、一、二四	三、三、三三	〇	田村耕郎
	「ヘノール」と「フォームアルデヒド」とより成る不溶解凝結物製造方法	四、五、二二	三、五、二二	五	レオ・エイチ・ベークランド
	七島分割機械	四、二、二七	三、三、三三	五	飯田文吉
	鬼木醬油靴	四、五、二二	三、五、二二	五	鬼木醬油株式會社
	織物組織整理裝置	四、三、二二	三、三、二二	〇	鶴岡織物株式會社
	上簇席織機	四、一、二四	三、三、三三	五	增田
	高野式紙抄造法	四、一〇、二二	三、一〇、二二	七	高野二
	自動杼換裝置	四、九、一八	三、九、一八	〇	豐田佐吉
	織物組織整理方法	四、三、二二	三、三、二二	〇	鶴岡織物株式會社
	北田式安全庫	四、二、二五	四、二、二五	八	北田九一
	石川式攪拌播漬機	四、三、二四	四、三、二四	五	石川平藏
	模様紋付染色法	四、六、一〇	四、六、一〇	七	西室逸
	同上	四、七、三二	四、六、一〇	七	同上
	西野式綜統開口機二	四、七、一五	四、七、一五	五	西野芳太郎
	高壓送電線保守用電話線	四、九、二九	四、九、二九	三	日本電氣株式會社
	同上の改良	四、九、二九	四、九、二九	三	同上
	田中式木管製造機	明治四、一、二六	一五、一、二六	五	日本水道木管株式會社